

上越市地域防災計画 (修正案)

地震災害対策編

令和 8 年 月

上越市防災会議

地震災害対策編目次

第1部 総 則

第 1 節	計画作成の趣旨	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 3 節	上越市の特性と過去の地震災害	14
第 4 節	複合災害時の対策	30
第 5 節	地震被害の想定	35
第 6 節	緊急地震速報と地震情報	45

第2部 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第 1 節	防災教育・訓練	49
第 2 節	自主防災組織の育成	56
第 3 節	防災まちづくり	59
第 4 節	集落孤立対策	64
第 5 節	避難体制の整備	67
第 6 節	要配慮者の安全確保	78
第 7 節	地震火災の予防	85
第 8 節	救急・救助体制の整備	88
第 9 節	医療救護体制の整備	92
第10 節	食料・生活必需品等の確保	98
第11 節	廃棄物処理体制の整備	103
第12 節	地盤災害の予防	106
第13 節	治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策	110
第14 節	農地・農業用施設の地震対策	116
第15 節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	119
第16 節	港湾・漁港施設の地震対策	123
第17 節	建築物等の災害予防	125
第18 節	鉄道事業者の地震対策	130
第19 節	非常用通信網の整備と地震対策	132
第20 節	放送事業者の地震対策	135
第21 節	電気通信事業者の地震対策	137
第22 節	電力供給事業者の地震対策	139

第 23 節	ガス事業者等の地震対策	141
第 24 節	上水道事業者の地震対策	144
第 25 節	下水道等施設の地震対策	148
第 26 節	工業用水道事業者の地震対策	152
第 27 節	危険物等施設の地震対策	154
第 28 節	学校の地震対策	158
第 29 節	文化財等の地震対策	162
第 30 節	ボランティア受入れ体制の整備	164
第 31 節	災害対策基金の積立及び管理	166
第 32 節	事業者等の事業継続	167
第 33 節	行政機能の保全	170
第 2 章	災害応急対策計画	176
第 1 節	災害対策本部の組織・運営	176
第 2 節	防災関係機関の相互協力体制	184
第 3 節	災害時の通信確保	191
第 4 節	被災状況等の収集伝達	194
第 5 節	災害時の放送	199
第 6 節	広報・広聴活動	201
第 7 節	市民等の避難	206
第 8 節	要配慮者の応急対策	212
第 9 節	避難所の運営	215
第 10 節	トイレ対策	221
第 11 節	入浴対策	224
第 12 節	ペットの保護対策	226
第 13 節	食料・生活必需品等供給対策	229
第 14 節	避難所外避難者の支援対策	233
第 15 節	こころのケア対策	235
第 16 節	自衛隊への災害派遣要請	238
第 17 節	緊急輸送対策	241
第 18 節	警備・保安及び交通規制	245
第 19 節	消火活動	250
第 20 節	救急・救助活動	253
第 21 節	医療救護活動	257
第 22 節	遺体等の捜索・処理・埋葬	261
第 23 節	防疫及び保健衛生対策	264

第 24 節	廃棄物処理対策	267
第 25 節	学校における応急対策	271
第 26 節	園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	276
第 27 節	被災建築物応急危険度判定	279
第 28 節	被災宅地危険度判定	283
第 29 節	被害家屋調査・罹災証明書の発行	286
第 30 節	公衆通信の確保（電話）	289
第 31 節	電力供給応急対策	293
第 32 節	ガスの安全、供給対策	296
第 33 節	給水・上水道施設の応急対策	299
第 34 節	下水道等施設の応急対策	303
第 35 節	工業用水道施設の応急対策	306
第 36 節	危険物等施設の応急対策	308
第 37 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	312
第 38 節	港湾・漁港施設の応急対策	315
第 39 節	鉄道事業者の応急対策	318
第 40 節	治山・砂防施設等の応急対策	320
第 41 節	河川・海岸施設の応急対策	322
第 42 節	農地・農業用施設の応急対策	326
第 43 節	農林水産業応急対策	329
第 44 節	商工業応急対策	334
第 45 節	文化財等応急対策	336
第 46 節	障害物処理対策	339
第 47 節	ボランティア受入れ	343
第 48 節	義援金の受入れ・配分	346
第 49 節	義援物資対策	348
第 50 節	住宅応急対策	350
第 51 節	災害救助法による救助	356

第 3 章 災害復旧・復興計画 364

第 1 節	民生安定化対策	364
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援	376
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	380
第 4 節	災害復興対策	382

地震災害対策編
第1部 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定により、上越市防災会議が国の中央防災会議の定める防災基本計画に基づき作成する計画で、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第 31 条の規定に基づき、県が定める新潟県石油コンビナート等防災計画による。

2 計画作成等の基本的方針

地域防災計画の作成及び運用にあたっては、本市の地域及び災害特性を踏まえ、さらに、過去に発生した災害の状況及び実施した措置等を十分に参考にした上で、以下の基本的方針のもと推進するものとする。

(1) 地震・津波災害対策の推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード 9.0 という過去最大級の地震によって生じた未曾有の大災害であり、死者・行方不明者が 2 万人に迫る記録的な被害をもたらした。特に岩手県、宮城県、福島県における死者の 9 割以上が津波によるものであった。

また、この地震と津波の発生により、福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失したことにより核燃料の溶融・水素爆発等が発生した。

本市においても、平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震では、柿崎区、吉川区及び三和区で震度 6 弱を、また、市内のほぼ全域で震度 5 弱以上の揺れを観測した。このため、市内では重軽傷者 158 人に及ぶ人的被害や全壊 14 棟、大規模半壊 1 棟、半壊 61 棟及び一部損壊 2,644 棟（平成 20 年 3 月 5 日現在）など住家の被害が発生したほか、公共の建物や道路、農業施設及び民間企業の資産等に多くの被害が発生した。この地震の発生時には、柏崎刈羽原子力発電所の火災事故等も発生している。また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震では、最大震度 5 強を観測するとともに、津波警報が発令され、船見公園では遡上高が 5.9m に達する津波が発生した。地震による強い揺れや沿岸部での津波によって 1,700 棟を超える建物被害が発生したほか、国道 8 号を始めとする国・県・市道、ライフラインである上下水道、さらには直江津港や漁港など、数多くの基幹的インフラ施設に被害が生じた。

このようなことから、地震及び津波被害に強いまちづくりを行うため、都市施設の耐震化向上並びに避難場所及び避難所の確保等を図るとともに、耐震診断に係る費用の補助等を行い、さらに複合災害や広域災害、長期避難に留意したソフト面での災害予防及び減災対策の推進に努める。

(2) 水害対策の推進

関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川及びこれらに合流する中小河川の流域では、過去に幾度となく水害が発生しており、また、近年では局地的豪雨による内水氾濫も発生している。引続き治水施設等の整備を推進

第1節 計画作成の趣旨

し、水害のないまちづくりを目指すとともに、洪水への警戒避難体制の整備に努める。

(3) 土砂災害対策の推進

本市には中山間地や丘陵地が広く分布し、これらの地域の多くは地すべり指定地となっている。このため、地震及び風水害等に起因する地すべり、斜面崩壊、土石流等の土砂災害の危険性が高いことから、土砂災害対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害への警戒避難体制と情報伝達体制の整備に努める。

(4) 原子力災害対策の推進

東北地方太平洋沖地震では、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散により避難時の情報伝達やモニタリング、広域避難・長期避難や広域除染、汚染された廃棄物の処理、飲食物の摂取制限や出荷制限等多くの課題が生じた。

市では、柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生した場合を想定し、事故時の情報伝達、退避・避難、広域避難等の強化・見直し、医療体制の強化等、原子力災害対策を促進する。

(5) 一般事故災害対策の推進

近年、社会経済活動はますます高度化、多様化、複雑化しており、道路、鉄道及び危険物等の大規模な事故をはじめ様々な事故災害が発生しているため、これらの事故や災害に対する防災対策の推進を図る。

(6) 地域ぐるみの防災活動の推進

高齢化や過疎化が進行する地域社会にあつて、災害時における「自助」「共助」の取組が不可欠となっている。このため、市民の一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、また要配慮者への支援等が迅速かつ円滑に行われるよう、市民の防災意識、知識及び災害対応能力の向上や防災活動への自発的参加を図るとともに、避難支援者（親族、近隣住民、自主防災組織、消防団及び防災士等）の地域力を中心とした地域ぐるみの防災活動の推進を図る。

3 計画の性格及び構成

この計画は、法第42条の規定に基づき、本市における災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、上越市防災会議が策定するものである。

本計画の構成は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 地震災害対策編○ 津波災害対策編○ 自然災害対策編<ul style="list-style-type: none">風水害対策（竜巻・暴風、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）、雪害対策、火山災害対策○ 原子力災害対策編○ 一般災害対策編<ul style="list-style-type: none">大規模火災対策、林野火災対策、油流出事故災害対策、海上事故災害対策、鉄道事故災害対策、道路事故災害対策、危険物等事故災害対策、集団事故災害対策○ 資料編 |
|---|

4 関連計画との整合

この計画は、本市の自然条件及び社会的条件を基本に作成するものであり、その内容については法及び他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を行い、整合を図るものとする。

また、本市の「上越市第7次総合計画」は市政運営とまちづくりに関する最上位計画であり、めざす都市の姿とそれを実現させるための方策を示すものであるが、防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施される。こうしたことから、本計画は、総合計画の基本政策である「あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上」及び「日常を支える安心安全の土台の強化」の施策について、防災及びその関連分野から体系化する側面を有するものである。

5 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、上越市防災会議において修正を行う。また、この計画は、本市の職員をはじめ各防災関係機関に周知し、市民の理解を得るよう努めるものとする。

6 実施要領等の整備

市の各部局、課等及び総合事務所は、この計画に基づきそれぞれ処理すべき防災業務について必要な事項の実施要領やマニュアル等を定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制の整備に努める。

7 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進を図る。

8 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について各業務においてあらかじめ配慮する。本編の第1部第4節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第2部の各節において具体的な対応策を示す。

第1節 計画作成の趣旨

9 共通用語等

本計画における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）

対 象 者	災害時に配慮が必要と思われるもの		
	情報伝達 (危険認知・判断)	避難行動	避難生活
高齢者（災害時に介護を必要とする人）	○	○	○
障害者（身体、知的、精神）	○	○	○
乳幼児（小学校就学前の子供）	○	○	○
傷病者（被災による負傷を含む）	○	○	○
外国人（居住者又は旅行者）	○	○	○
妊産婦		○	○

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（法第49条の10関係）

(3) 市民等

市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネス等で市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人等、市内の全ての人をいう。

(4) 自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第2条の2関係）

(5) 指定緊急避難場所

指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。（法第49条の4関係）

(6) 指定避難所

被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。（法第49条の7関係）

(7) 福祉避難所

災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。

(8) 罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第90条の2関係）

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第90条の3関係）

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の役割

(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築

自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。

① 市民・企業等の役割

ア 市民・企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者について、災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たすよう努める。

イ 市民は、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努める。

ウ 市民は、その地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

エ 企業は、災害が発生した場合に地域で即座に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことを踏まえ、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、配慮する。

オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するよう努める。

カ 企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力を努める。

② 地域の役割

ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

イ 地域防災力の根幹となる自主防災組織の結成を進めるとともに、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことから、地元消防団と連携した防災訓練の実施及び防災士を活用した組織の活性化に努める。

③ 市、県及び防災関係機関の役割

ア 市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組を推進するため、啓発及び環境整備など支援に努める。

イ 災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。

(ア) 専門知識を有する職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(イ) 職員の教育・研修・訓練の充実

(ウ) 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また災害発生時においても機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

- (エ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時から構築
- (オ) 災害対応経験者のリスト化など、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、また退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保
- (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

ウ 相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努める。

エ 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

④ 支援と協力による補完体制の整備

防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第2部の第1章第6節、第2章第8節を中心として具体的な対応策を示す。

② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 計画の実効性の確保

防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

- ① 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- ② 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。
- ③ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

2 防災関係機関及び市民の責務

(1) 市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 県の責務

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

- ① 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ③ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。
- ④ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。
- ⑤ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。
- ⑥ この計画の実効性を高め、地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(3) 指定行政機関及び指定地方行政機関の責務

指定行政機関及び指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民・地域・企業等の責務

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市民・地域・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
上 越 市	1 上越市防災会議に関すること 2 市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること 16 こころのケア・救護所設置に関すること

【消防機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
上越地域消防事務組合	1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること 2 災害応急対策に関すること 3 災害時における救助活動に関すること 4 災害時における傷病者の緊急輸送に関すること

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

【新潟県】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること 2 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
地域災害拠点病院 県立中央病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

【指定地方行政機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 (新潟県拠点)	1 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
上越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄地すべり防止事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関すること
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
上越労働基準監督署	1 災害時における産業安全確保に関すること
北陸地方整備局	1 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合又はおそれがある場合は、次の事項について応援を行うものとする ○情報収集、人員の派遣、資機材の提供等 ○避難活動等 ○応急仮設住宅の建築支援等 ○飲料水の確保、支援等 ○消防活動への支援等
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	1 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 2 洪水予報指定河川の洪水予報業務に関すること 3 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知に関すること 4 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること 5 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

【陸上自衛隊】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊高田駐屯地	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること

【指定公共機関】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
N T T 東日本株式会社 株式会社 N T T ドコモ K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
日本赤十字社 新潟県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液等血液製剤の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること
日本放送協会	1 災害時における広報活動に関すること 2 津波予警報、気象警報等の放送に関すること
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること
日本通運株式会社 高田支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

【指定地方公共機関】

土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関する事
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガスの安定供給に関する事
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事
佐渡汽船株式会社	1 海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関する事
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 北信越支社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会 上越支部	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
株式会社新潟放送 株式会社NST 新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 上越ケーブルビジョン株式会社	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
株式会社新潟日報社 上越支社	1 災害時における広報活動に関する事
一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	1 災害時における医療救護に関する事
一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事
公益社団法人新潟県看護協会	1 災害支援ナースの派遣に関する事
公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における助産に関する事及び妊産婦、新生児等の保健指導に関する事

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人上越医師会	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時のこころのケアに関すること
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	1 災害時における応急救護に関すること
病院、診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
上越商工会議所 商工会	1 災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること
公庫・金融機関	1 災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧に関すること
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
株式会社上越タイムス	1 災害時における広報活動に関すること
社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1 市災害ボランティアセンター設置運営に関すること
上越市町内会長連絡協議会 (上越市防災委員会)	1 災害時における情報伝達に関すること 2 災害時における関係機関の連絡に関すること
自主防災組織（町内会）	1 防災活動への協力に関すること 2 市民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	1 災害応急対策への協力に関すること
新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	1 災害福祉支援チームの派遣に関すること

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

1 位置・面積等

本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。

また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.89km²で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。

市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)	
東 経	北 緯		東西	南北
138 度 14 分 9.7 秒	37 度 8 分 52.2 秒	973.89	44.6	44.2

2 地形・地質等の特性

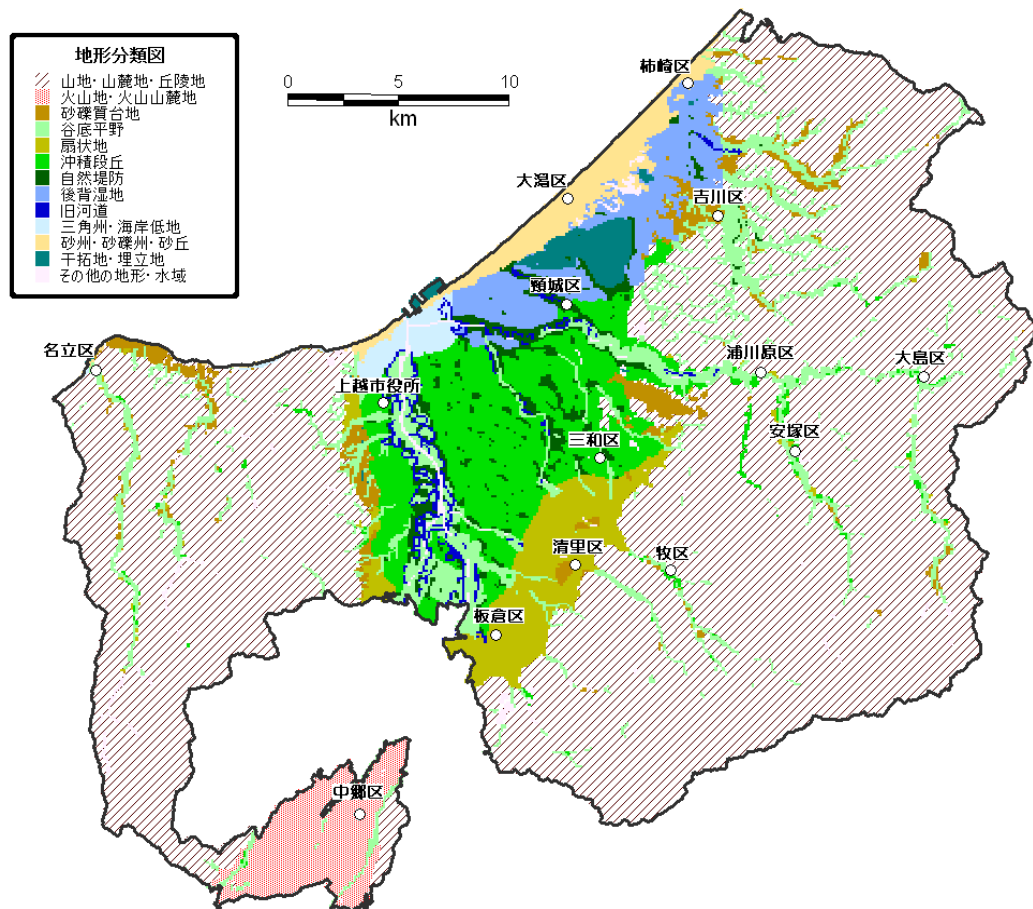
(1) 地形及び地質

本市は、地質構造的には、本州を南北に分割するフォッサマグナの上に位置する。フォッサマグナ内には厚い新第三紀層が堆積しており、山地・丘陵地は新第三紀層からなる。新第三紀層は火山灰の堆積した凝灰岩（グリーンタフ）や砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、礫岩、含礫泥岩等の堆積岩類と、火成岩の貫入岩等から構成される。また、南西部には活火山である妙高火山の噴出物が分布する。山地は一般に急峻で、地すべり地形が多数見られる特徴を持ち、崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害や雪崩災害等が生じやすい地域である。

山地や丘陵地を開析する関川、保倉川、柿崎川は下流に高田平野を形成するが、西部の山地・丘陵地を開析する名立川、桑取川は広い平野を形成せず、直接、日本海に注ぐ。活火山である妙高火山や火山山麓は火山性の各種災害や土砂災害を受ける可能性がある。

台地や平地には洪積層や沖積層が分布している。山麓の扇状地には砂礫層が堆積する。低平地には砂層や砂礫層を挟む厚い粘土・シルト層が堆積するほか、海岸に沿う砂丘には砂層が分布する。

高田平野は段丘、扇状地、関川等の氾濫平野、やや段丘化した沖積面、三角州・海岸低地、後背湿地、砂丘等から構成される。平野南部の扇状地は洪水とともに土砂災害も受けやすい。関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川等の氾濫平野・谷底平野では河川との比高が小さく、洪水の被害を受けやすい。また海との比高の小さい三角州・海岸低地では浸水しやすく、地盤も軟弱である。



(2) 活断層

本市の高田平野縁辺部には、高田平野西縁断層と高田平野東縁断層が存在することが指摘されている。

まず、市街地近傍に位置する高田平野西縁断層は、五智から春日山を抜け、えちごトキめき鉄道(株)妙高はねうまラインの西側を通り、妙高市との市境までは青田川沿いに延びる。断層北端は直江津地区の市街地が、また断層東部には春日山から高田地区・南高田地区にかけて市街地が広がる。

また、高田平野東縁断層は、板倉区、清里区、三和区及び頸城区の集落付近を通過する。

(3) 浅い表層地盤の揺れやすさ特性

地下深部で生成した地震波は、深部岩盤を伝播した後、表層の堆積層を通過して地表に至る。深部岩盤を伝播する地震波は距離や地盤構成等の効果によって減衰するが、浅い堆積層を通過する地震波は、地盤の軟らかさの影響で増幅する。

このような浅い表層地盤における増幅率特性は関川・矢代川付近、保倉川下流付近、柿崎区、名立区、関川と保倉川に挟まれる高田平野の低地部に顕著であり、特に大きく揺れやすい。また、桑取川、名立川、保倉川が貫流する谷底平野の地域においても、周辺の山地より揺れやすい傾向がある。

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

(4) 液状化現象の危険性

液状化現象とは、砂質土に富む地下水位の浅い地盤が地震動のような繰り返し外力を受けると、砂粒子のすき間に存在する水の圧力が上昇し、地下水とともに砂が地表に吹き上げる現象である。高田平野は概して軟弱な地盤なため、特に河川沿いの地盤や旧河道、埋立地、干拓地では液状化の危険度が高い。また、基礎地盤の液状化により、海岸堤防や河川堤防の沈下等の機能低下が生じ、津波到達時に所定の機能が発揮できなくなる事態も考えられる。

(5) 地震による斜面崩壊の危険性

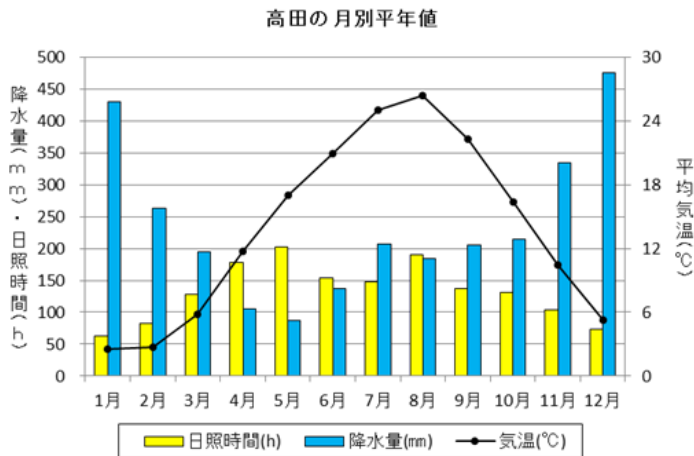
山地・丘陵地には、多くの地すべり指定地が分布する。これらの中山間地において大きな震動となる地震が発生した場合、平成16年（2004年）新潟県中越地震の旧山古志村（現長岡市）等にみられたような大規模な斜面崩壊が多数発生するおそれがある。また、宝暦1年に発生した宝暦年間の高田地震では、西部の山地・丘陵地で大規模な斜面崩壊が多数発生し、現在の名立区では400人を超す死者が発生した記録が残されている。

斜面崩壊の危険度は、比堆砂量（河川流域ごとの年平均堆砂量）と傾斜量等との関係から予測される。上越市南西端の桑取川最上流部と名立区南端の名立川最上流部で特に高く、このほか合併前の上越市西部、名立区、柿崎区、吉川区、浦川原区、大島区、安塚区、牧区にも同様の地域が分布する。合併前の上越市谷浜地区や浦川原区東部では、地震に伴う斜面崩壊による重要交通路の遮断や山地・丘陵地内に位置する集落で被害が発生し、集落内の交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。また、震源域に近い沿岸部の広範囲で、中越地震や中越沖地震で見られたような斜面崩壊が発生することも予測され、交通路が寸断される事態や集落の孤立が危惧される。

3 気 候

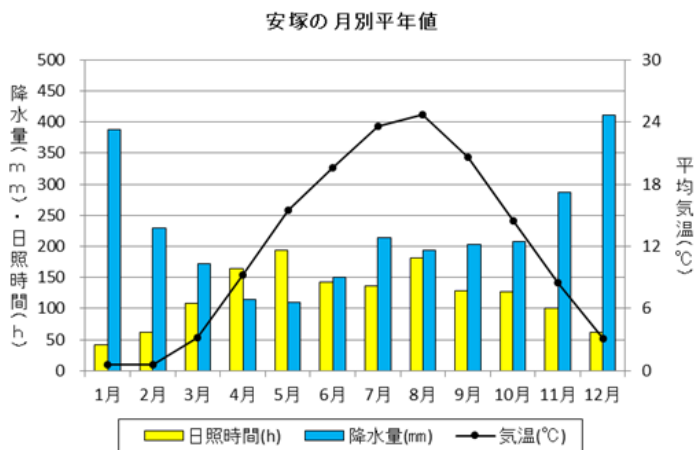
本市は、四季の変化が明瞭であり、冬季には降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海側の気候である。冬季は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により、雪雲が発達して大量の降雪となり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

市内アメダス地点の月別平年値



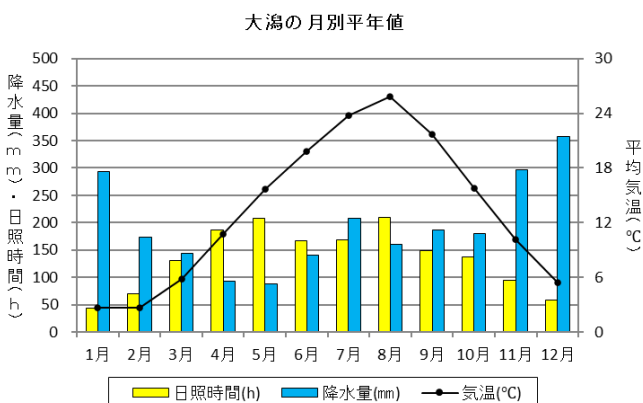
●平野部（高田）の気候

- ・春から夏の日照時間が長い
- ・冬の降水量が多い
- ・冬の平均気温が低い
- ・最深積雪の平年値 96 cm



●山間部（安塚）の気候

- ・年間を通して日照時間が短い
- ・冬の降水量が多い
- ・冬の平均気温が特に低い
- ・最深積雪の平年値 174 cm



●海岸部（大潟）の気候

- ・春と夏の日照時間がほぼ同じ
- ・冬の降水量は少し多いが突出してはいない
- ・冬の平均気温が低い

(資料：上越市作成)

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

4 社会条件

(1) 人 口

本市の人口は、令和 2 年国勢調査によると 188,047 人で平成 27 年調査に比べ 8,940 人、4.5%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口（15 歳未満）が 11.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 55.0%、老年人口（65 歳以上）が 33.1%となっており、平成 27 年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。

年齢区分別の構成を詳しく見ると、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成 27 年より約 2,500 人増加し、4.2%の伸びを示している。

さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成 27 年より約 3 千人減少している。

また、令和 2 年国勢調査による一般世帯数は 72,655 世帯で、1 世帯当たりの人員は 2.51 人となっており、世帯数は増加、1 世帯当たりの人員は減少傾向にある。

将来的な人口見通しについては、昭和 60 年（216,348 人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。

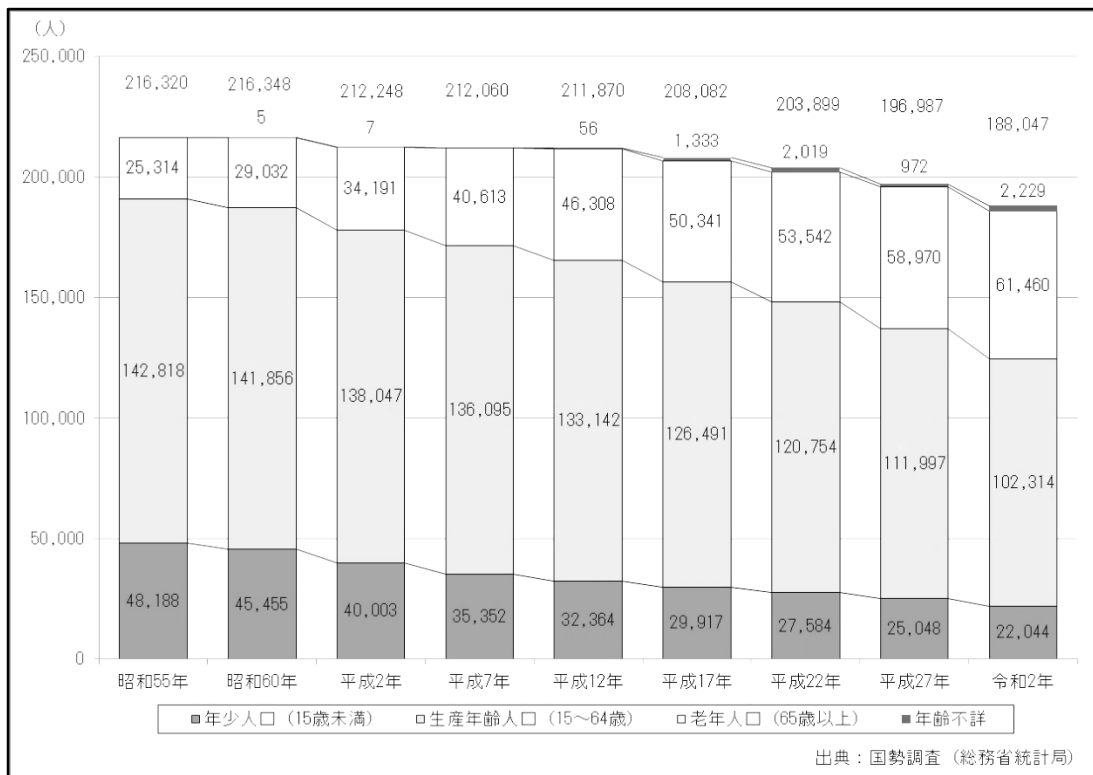
人口及び世帯の概要

国勢調査 実施年	総人口	年齢 3 区分別人口				世 帯
		年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	うち 75 歳以上	一般世帯数 1 世帯当たり人員
平成 27 年	196,987 人	25,048 人 (12.8%)	111,997 人 (57.1%)	58,970 人 (30.1%)	31,062 人 (15.8%)	70,809 世帯 2.69 人
令和 2 年	188,047 人	22,044 人 (11.9%)	102,314 人 (55.0%)	61,460 人 (33.1%)	32,056 人 (17.3%)	72,655 世帯 2.51 人

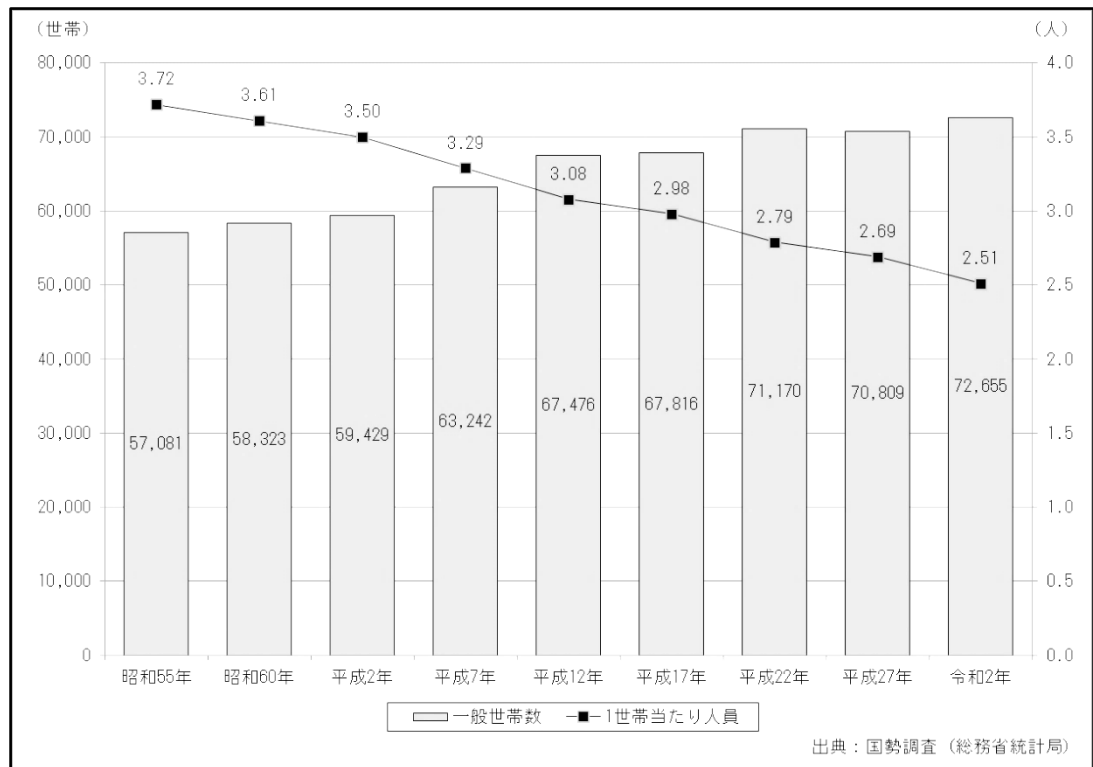
(注) 総人口には、年齢不詳を含む

(出所：国勢調査)

【総人口及び年齢区分別人口の推移】



【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



第3節 上越市の特性と過去の地震災害

【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口（人） (a)	年齢3 区分別人口（人）				面積（k m ² ） (b) ※	人口密度 (a) / (b) ※
			15 歳 未満	15～64 歳	65 歳 以上	うち 75 歳 以上		
市計	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3
	R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056	973.89	193.1
合併前の 上越市	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687	249.3	533.2
	R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991		519.3
安塚区	H27	2,491	184	1,139	1,168	731	70.23	35.5
	R2	2,069	111	864	1,087	649		29.5
浦川原区	H27	3,442	396	1,786	1,260	760	50.64	68.0
	R2	3,111	336	1,504	1,270	706		61.4
大島区	H27	1,613	116	713	784	503	71.64	22.5
	R2	1,289	83	484	722	440		18.0
牧区	H27	2,001	161	899	940	586	61.35	32.6
	R2	1,629	97	685	847	520		26.6
柿崎区	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882	85.39	115.2
	R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892		104.2
大潟区	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444	16.32	580.6
	R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541		557.4
頸城区	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343	38.3	242.0
	R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360		239.6
吉川区	H27	4,234	435	2,188	1,611	930	76.61	55.3
	R2	3,669	277	1,803	1,587	888		47.9
中郷区	H27	3,867	378	2,051	1,435	751	43.56	88.8
	R2	3,390	266	1,639	1,477	727		77.8
板倉区	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340	66.51	102.7
	R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260		93.9
清里区	H27	2,780	335	1,518	921	523	37.54	74.1
	R2	2,453	247	1,261	945	505		65.3
三和区	H27	5,625	740	3,114	1,771	966	39.3	143.1
	R2	5,218	587	2,696	1,922	992		132.8
名立区	H27	2,609	246	1,322	1,039	606	65.94	39.6
	R2	2,344	205	1,053	1,038	585		35.5

（注）総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12 調査での値を採用した。

また、人口密度も、H12 調査での面積の値で計算した（市計以外）。

（出所：国勢調査）

(2) 建 物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合せて 120,719 棟の建物が存在し、このうち 103,316 棟が木造建物で、全体の 85.6%を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 6,715 棟（全体の 5.5%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（令和 8 年 1 月 1 日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	6,715 (5.5%)	48 (0.1%)	6,763 (5.6%)
昭和 26～35 年	3,882 (3.2%)	79 (0.1%)	3,961 (3.3%)
昭和 36～46 年	15,195 (12.6%)	1,499 (1.2%)	16,694 (13.8%)
昭和 47～56 年	22,499 (18.6%)	3,272 (2.7%)	25,771 (21.3%)
昭和 57 年以降	49,328 (40.9%)	12,449 (10.3%)	61,777 (51.2%)
年代不明	5,697 (4.7%)	56 (0.1%)	5,753 (4.8%)
合 計	103,316 (85.6%)	17,403 (14.4%)	120,719 (100%)

(出所：上越市)

5 上越市における過去の主な地震災害及び新潟県の既往地震津波

(1) 上越地方が震源と考えられる既往地震として、次のような地震がある。

発生時期	規模 (M)	概 要
1614 年（慶長 19 年） 11 月 26 日	不 明	震源は越後高田とされるが、被害に関する史料が少ないため、地震規模等の推定も難しい。
1666 年（寛文 5 年） 2 月 1 日	6.75	1666 年寛文高田地震 震源は越後西部とされるが詳細不明（高田平野東縁断層の可能性あり）。 積雪時の地震だったため、高田城の一部とその城下で家屋の大半が倒壊した。
1751 年（寛延 4 年） 5 月 21 日	7～7.4	1751 年宝暦高田地震 *寛延 4 年 12 月 14 日、宝暦に改元 震源は高田西方山中（高田平野西縁断層と考えられる）。桑取谷や名立で多数の土砂崩れが発生し、桑取谷で 130 名以上、名立で 400 名以上の死者が発生した。
1847 年（弘化 4 年） 5 月 13 日	6.25～6.75	震源は頸城地方とされるが詳細不明（高田平野西縁又は東縁断層の可能性あり）。5 日前に発生した善光寺地震（M7.4）でも被害を受けていた。
1971 年（昭和 46 年） 2 月 26 日	5.5	負傷 13 人、雪崩数箇所、小規模な地割れ、山崩れが発生した。

注 1) 発生時期は新暦で記載

注 2) 規模はマグニチュード

なお、1666 年、1751 年、1847 年の地震では、高田平野において液状化現象が認められた。（若松加寿江（1993）「日本の地盤液状化履歴図」）

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

(2) 新潟県で発生した最近の被害地震

①新潟地震

発生年月日	1964 年（昭和 39 年）6 月 16 日 13 時 01 分
震源の位置	新潟県下越沖 北緯 38 度 22.2 分 東経 139 度 12.7 分 深さ 34 km
規模	マグニチュード 7.5
各地の震度	新潟県の、かなり広い地域が震度 5 の強震に見舞われた。震源に近い村上市では、震度 6 に匹敵するところがあったといわれている。
上越市の震度	4 : 上越市大手町（気象庁）
津波の状況	最大で約 5m 近い津波が日本海沿岸に押し寄せた。第 1 波は比較的小さく、むしろ 3 回目くらいの津波が大きかったといわれている。新潟市では、この津波が信濃川を遡行し、遠く 14 km 上流まで及んだ。

【被害分布】ほぼ県内全域の市町村に被害が及んだ。被害が激しかったのは、村上市を含む岩船地方と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方で、概して沿岸に近い地方に集中した。震央に近い粟島や山北、村上地方では隆起や陥没が発生し、港湾施設の破損や山腹斜面に多数の崩壊を生じた。新潟市を中心とする蒲原地方平野部では、河川の下流低地の軟弱地盤上の町に被害が集中した。当時人口 30 万人余を擁し近代的な都市化を進めていた新潟市では、ライフライン施設の破壊による都市機能の障害や液状化に伴う道路、家屋の損壊など多くの被害が集中した。

【地盤の液状化現象】ビルの倒壊・転倒、道路・堤防の陥没、沈下等が多数発生した。被害の大半が旧河道跡や新しい埋立地に限られ、建築物や土木施設のほか、地下埋設物等にも大きな被害が生じた。

【水害の発生】新潟市では、地盤の液状化現象によって噴出した地下水と、陥没や亀裂を生じた護岸・堤防を越えて襲来した津波により、5,000ha 以上にも及ぶ地域が浸水し、泥海と化した。また、数年来続いていた地盤沈下により、海拔ゼロメートル地帯が広がっていたことから、浸水は容易に引かず、市内の床上浸水は 9,800 戸にも及んだ。また、両津市（現：佐渡市）でも津波により 400 戸近くが浸水した。

【火災の発生】一般の火災は少なく、新潟市で 9 件の火災が発生した。このうち 4 件はすぐに消火され、3 件は大火には至らなかった。残りの 2 件は石油コンビナート関係の火災であり、地震直後、石油タンクから溢流したタンク火災が発生（第 1 火災）し、さらに午後 6 時 30 分頃には津波の浸水による流出油が発火（第 2 火災）したことにより、隣接住宅地に延焼した。第 2 火災は 6 月 20 日に鎮火したが、第 1 火災は 7 月 1 日まで燃え続け、最終的な延焼棟数は 290 棟、延焼面積は 64.4 km² に及んだ。なお、第 1 火災の原因は、当時は液状化現象によるものと考えられていたが、最近の研究により、長周期地震動の影響に伴うスロッシング現象に起因したものといわれている。

②新潟県中越地震

発生年月日	2004 年（平成 16 年）10 月 23 日 17 時 56 分																					
震源の位置	新潟県中越地方：北緯 37 度 17.5 分 東経 138 度 52.0 分 深さ 13 km																					
規 模	マグニチュード 6.8																					
各地の震度	川口町で、計測震度計による観測では史上初となる震度 7 を記録した。さらに、周辺地域においても最大加速度が重力加速度を超える強烈な地震動が観測されたほか、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生したことが特徴である。 <table><thead><tr><th>最大震度</th><th>24時間以内</th><th>24時間以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>7</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>6強</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>6弱</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>5強</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>5弱</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>4</td><td>2</td><td>7</td></tr></tbody></table> 本震と余震の最大震度 及び発生回数	最大震度	24時間以内	24時間以降	7	1	0	6強	2	0	6弱	1	1	5強	5	3	5弱	4	3	4	2	7
最大震度	24時間以内	24時間以降																				
7	1	0																				
6強	2	0																				
6弱	1	1																				
5強	5	3																				
5弱	4	3																				
4	2	7																				
上越市の震度	5 強：安塚区安塚 5 弱：上越市大手町（気象庁）、上越市木田、浦川原区釜淵、牧区柳島、柿崎区柿崎、頸城区百間町、吉川区原之町、三和区井ノ口 4：上越市中ノ俣（気象庁）、大島区上達、大潟区土底浜、中郷区藤沢、板倉区針、清里区荒牧、名立区名立大町 ※気象庁以外の観測点は新潟県設置の震度観測点																					

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

【土砂災害の発生】山崩れや土砂崩れ等により、鉄道や道路が至るところで寸断した。地震のあった平成16年は、7月に新潟・福島豪雨災害が発生し、さらに過去最多の10個の台風が上陸する等、例年にない多雨の年であった。また、強い揺れを観測した地域は、もともと地すべりが発生しやすい地質条件であったことも被害拡大の要因と考えられている。さらに、旧山古志村（現：長岡市）や小千谷市等を中心に、地すべりや土砂崩れにより河道閉塞が多発し、多くの家屋が水没した。

【住家被害】全壊3,175棟、大規模半壊2,166棟、半壊11,642棟、一部損壊103,854棟の建物被害が発生した（平成19年8月23日現在）。震源に近い川口町、旧山古志村（現：長岡市）では特に被害が甚大であった。一方で、雪国仕様の構造を持つ一部住宅では、地震の大きな揺れにもかかわらず、深刻な被害を受けずに済んだものもあった。また、宅地造成地に亀裂・沈下や擁壁のはらみ出し等の被害が発生し、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の改正、宅地危険度判定等、新しい施策のきっかけとなった。

【人的被害】小千谷市、十日町市、長岡市、見附市、川口町を中心に死者68人、重軽傷者4,805人に及ぶ人的被害が発生した（平成19年8月23日現在）。死者数には、地震のショックや長期にわたる避難生活に伴うストレス及び疲労等に起因する急性心不全等の「震災関連死」が3分の2程度含まれている。また、住民避難も最大時で約10万3千人に達したが、プライバシーの確保等を理由に避難所ではなく自家用車へと避難した人も多かった。大きな余震が相次いで発生したことに対する不安、不自由な避難生活の長期化、エコノミークラス症候群（肺動脈塞栓症）等が原因と考えられている。

【社会インフラ被害】地震発生時、長岡駅付近を走行中の上越新幹線が脱線し、また施設にも大きな被害が出るなどして、全区間運転再開まで約2か月間を要したほか、上越線、只見線等の在来線でも斜面崩壊・トンネル損傷等により長期間不通となった。なお、上越新幹線は脱線したものの、早期地震警報システムによる送電停止が支障なく機能したことで、人的被害をゼロに抑えることができたと言われている。また、土砂崩れや地すべり等により高速道路をはじめ各地で道路が寸断され、地震発生直後は、7市町村で61地区の集落が孤立した。電気等のライフラインも大きな被害を受け、停電約30万戸、断水約13万戸、ガス供給停止約5万6千戸に達した（いずれもピーク時）。

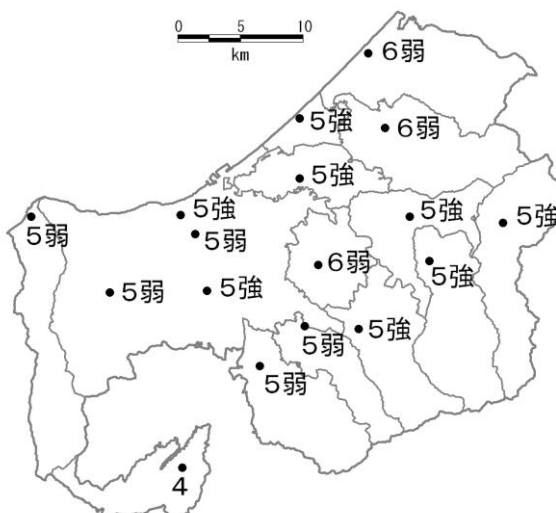
【地震後の積雪による被害】地震後、年明けの平成17年1月下旬から2月上旬にかけて19年ぶりの大雪となり、場所によっては4mを超える積雪となった。そのため、避難勧告等により立ち入りが制限された地区では、雪下ろしもできないまま倒壊する家屋が相次ぎ、最終的には77棟が雪の重みで倒壊した。また、崩落斜面等では雪崩が頻発し、シートをかけた屋根からの落雪により死傷者が発生した。

参考：上越市の被害状況（平成19年8月23日：新潟県災害対策本部発表）

人的被害（人）		住家（棟）				非住家（棟）
死者	軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設等
0	2	0	0	0	25	52

※当時の旧1市6町7村の合計値

③新潟県中越沖地震

発生年月日	2007 年（平成 19 年）7 月 16 日 10 時 13 分
震源の位置	新潟県上中越沖：北緯 37 度 33.4 分 東経 138 度 36.5 分 深さ 17 km
規模	マグニチュード 6.8
各地の震度	最大震度は柏崎市、長岡市、刈羽村で震度 6 強となったほか、上越市においても最大震度 6 弱を記録した。地震の規模は中越地震と同程度であったが、中越地震ほどの余震は発生しなかった。
上越市の震度	6 弱：柿崎区柿崎、吉川区原之町、三和区井ノ口 5 強：上越市大手町（気象庁）、上越市五智（防災科研）、安塚区安塚、浦川原区釜淵、牧区柳島、大潟区土底浜、頸城区百間町、大島区岡 5 弱：上越市中ノ俣（気象庁）、上越市木田、板倉区針、清里区荒牧、名立区名立大町 4：中郷区藤沢 ※防災科研及び気象庁以外の観測点は新潟県設置の震度観測点 
津波の状況	地震発生直後、10 時 14 分に佐渡島を含む新潟県全域の沿岸地域に津波注意報が発表され、柏崎で 60 cm、佐渡市小木で 27 cm の津波が観測された。
【液状化被害】 鯖石川周辺では旧河道とその周辺で大規模な地盤変状が認められ、鯖石川改修記念公園、柏崎市松波の住宅地、柏崎クリーンセンター等が被災した。なお、柏崎クリーンセンターの煙突折損は、中越地震による鉄筋劣化が少なからず影響していたものと思われる。また、震度 6 弱以上を観測した地域では、埋設管の埋め戻し土の流動化により、路面沈下や消雪装置の被災が多数認められた。その他、広い範囲の沖積低地に液状化と思われる変状が確認された。 【住家被害】 全壊 1,331 棟、大規模半壊 856 棟、半壊 5,710 棟、一部損壊 37,277 棟の建物被害が発生した（平成 25 年 4 月 1 日）。全壊棟数の内訳は、柏崎市 1,114 棟（84.1%）、刈羽村 166 棟（12.5%）のほか、上越市 14 棟（1.1%）などとなっている。建物の倒壊は古い木造建物に集中しており、建物倒壊による死者が発生した柏崎市中心部では、	

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

砂丘背後の斜面上端部、及び背後の低地部において多くの建物が被災した。中越地震と比べて建物被害棟数が少ないのは、大規模な土砂災害が少なかったことに加え、強い余震が多く発生しなかったことが主な原因と考えられる。また、中越地震と同様、宅地造成地の沈下・亀裂等の被害が発生した。

【人的被害】死者 15 人（柏崎市 14、刈羽村 1）、重軽傷者 2,316 人である（平成 25 年 4 月 1 日現在）。死者 15 人のうち 11 人は 70 歳以上の高齢者であり、また、主な死因は、倒壊した建物の下敷きとなった人が 9 人、被災に伴うストレスによる人が 4 人などとなっている。

【社会インフラ被害】JR 信越本線・青海川駅付近の土砂崩れにより、柿崎駅－柏崎駅の区間が 9 月 12 日まで不通となった。北陸自動車道も被災し、地震発生直後は柿崎 IC－柏崎 IC の区間が不通となったが、その後、柿崎 IC－西山 IC 間の 1 車線通行もしくは対面通行が可能となり無料開放された。震度 6 弱以上の地域を中心に電気・ガス・水道施設が被災し、柏崎市、上越市、刈羽村、長岡市、三条市、燕市、加茂市、新潟市等で最大 3 万 5344 戸が停電し、新潟県・長野県で約 6 万戸が断水した。

【塀の倒壊】大谷石塀の倒壊が目立った。基礎の根入れと配筋に問題がないと思われるコンクリートブロック塀の被災は少なかった。

【学校等の被害】柏崎市や長岡市では、指定避難所である学校施設が被災した例が発生した。3 年前の中越地震の際に一部損壊した校舎が、今回の地震でより大きな被害を受けた事例も含め、改めて指定避難所等の公共施設の耐震性の確保が課題となった。

【東京電力柏崎刈羽原子力発電所の被害】地震発生から 12 分後、3 号機変圧器から火災が発生した。消火施設の破損や消防車両の不備等、初期消火体制に問題があったが、地元消防の活動により 2 時間後には鎮火した。この火災に伴う放射能漏れは確認されなかった。少量の放射性物質の漏れが確認されたが、環境には影響のないレベルであった。また、発電所本館に設置されている地震計が当初の設計基準を上回る観測結果であったことから、原子炉の耐震設計基準の見直しなども課題として指摘されているが、現在は、耐震安全性が確認できるまで、原子炉の運転を再開しないよう指示が出されている。このほか、観光・漁業・農業等で二次的な風評被害も発生している。

上越市の被害状況（平成 20 年 3 月 5 日：上越市災害復旧支援本部発表）

人的被害（人）		住家（棟）				非住家（棟）
死者	重軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設等
0	158	14	1	61	2,644	1,720

④長野県北部地震

発生年月日	2011 年（平成 23 年）3 月 12 日 3 時 59 分
震源の位置	長野県北部：北緯 36 度 59.1 分 東経 138 度 35.8 分 深さ 8 km
規 模	マグニチュード 6.7
各地の震度	最大震度は長野県栄村で震度 6 強となったほか、新潟県津南町と十日町市で震度 6 弱、上越市においても最大震度 5 強を記録した。地震の規模は中越地震や中越沖地震よりやや小さい。
上越市の震度	5 強：三和区井ノ口 5 弱：安塚区、大島区、牧区、頸城区、清里区 4：合併前上越市、浦川原区、柿崎区、大潟区、吉川区、中郷区、板倉区
【土砂災害被害等】長野県栄村では大規模な地盤変状が認められ、飯山市ではスノーシェットの路肩崩壊などの被害が発生している。また地震と大雪が複合して地震に伴う雪崩が発生し、長野県栄村や新潟県津南町、新潟県十日町で、住宅や道路を巻き込む被害が発生し、多くの場所で道路の通行止めが生じている。 【住家被害】上越市における被害は、住家・非住家合計で全壊 13 棟、大規模半壊 4 棟、半壊 18 棟、一部損壊 252 棟の建物被害が発生した（平成 24 年 2 月 17 日現在）。 【人的被害】新潟県及び長野県両県で、死者 3 人、重軽傷者 66 人発生している。（2011 年 5 月 31 日現在）上越市における被害は、死者 0 人、重軽傷者 4 人である（平成 24 年 2 月 17 日現在）。 【社会インフラ被害】JR 飯山線横倉駅 - 森宮野原駅間で路肩崩壊のため 4 月 29 日まで不通となったほか、森宮野原駅付近で除雪車が脱線するなどの被害が生じている。道路被害では国道 117 号、国道 405 号、国道 353 号で路肩崩壊や雪崩による被災で通行止めとなった。また上越市内でも道路の陥没等が安塚区の細野上達線及び清里区の赤池上牧線他で発生している。地盤の変状や雪崩による影響により電気・ガス・水道施設が被災し、停電、断水等が発生している。上越市では、大島区菖蒲地内で断水が発生している。	

上越市の被害状況（平成 24 年 2 月 17 日：上越市災害対策本部会議発表）

人的被害（人）		住家（棟）				非住家（棟）
死者	重軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設等
0	4	2	2	16	201	66

第3節 上越市の特性と過去の地震災害

⑤令和6年能登半島地震

発生年月日	2024年（令和6年）1月1日16時10分
震源の位置	石川県能登地方 北緯37度29.7分、東経137度16.2分、深さ16キロメートル
規模	マグニチュード 7.6
各地の震度	石川県輪島市、志賀町で最大震度7、県内では長岡市で震度6弱を観測した。 上越市では、最大震度5強を記録した。
上越市の震度	5強：木田、大手町、柿崎区、頸城区、吉川区、三和区 5弱：中ノ俣、安塚区、牧区、大潟区、中郷区、板倉区、名立区 4：浦川原区、大島区、清里区

石川県金沢で80cmの津波が観測され、北海道から九州にかけて日本海沿岸を中心に広範囲でも記録された。市内においても、気象庁による現地調査の結果、船見公園で5.9m（遡上高）などの津波による痕跡が認められた。

【人的被害】
死者549人、行方不明者2人、重軽傷者1,393人。本県では死者5人、重軽傷者54人で、負傷者の約半数が新潟市内（※令和7年3月11日現在）

【住家被害】
住宅被害は163,724棟。本県は24,593棟。発生直後から最大で約44,160戸の停電、約136,440戸の断水が発生した。（※令和7年3月11日現在）

【インフラ被害】
県内各地の公共土木施設、農地関係施設、農林水産関係施設、教育・文化施設、文化財、医療機関等においても被害が確認された。特に、新潟市西区、江南区を中心とした大規模かつ広範囲な液状化により、住家等の傾斜被害や、道路等の隆起・陥没被害が発生し、県民の生活に大きな影響が生じた。
国道8号では、上越市において土砂崩落により27日間全面通行止めとなったほか、県管理道路では4箇所で被災に伴う全面通行止めが発生した。
新潟県内では、津波が発生し、住民が海岸線から速やかに避難したことから人的被害は発生しなかったが、住宅の浸水被害、漁船の転覆、海水浴場施設等の被害が発生した。

【国、県の動向】
令和6年能登半島地震は、国の地震調査研究推進本部の長期評価が行われていない海域の活断層が震源であった。これを踏まえ、国は、地震発生可能性の長期評価の作業を前倒しで実施しており、令和6年8月に兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖の長期評価結果（活断層の位置・長さ・形状、そこで発生する地震の規模等）を公表した。この中で、新潟県上越地方沖の活断層については、専門家の意見を踏まえ、県が公表している地震被害想定や津波浸水想定において、評価結果と同規模の地震を引き起こす断層として、既に想定の根拠としているため、県として直ちに現行の想定を見直す必要はないこととして整理している。
今後、国では、同地域の地震発生確率の評価と、新潟県上越地方沖以北の長期評価結果を、順次公表していくこととしている。また、県では、これまで、地震被害想定及び津波浸水想定の見直しを随時行ってきたが、今後、海域活断層の長期評価などにおいて、新たな知見や評価等が示された場合は、既存の地震被害想定等への影響程度の確認等を、都度行っていく。

上越市の被害状況（令和7年4月4日：上越市ホームページより）

人的被害（人）	
死者	重軽傷
2（災害関連死）	6

住家（棟）						
全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	床上浸水 （中規模半壊）	床下浸水
2	9	36	23	1,287	1	14

非住家（棟）						
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	浸水
4	6	2	4	8	344	1

公共施設被害（件）						
公共施設	文教施設	道路	農林水産	ガス水道	下水道	港湾
94	85	270	267	143	26	3

第4節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

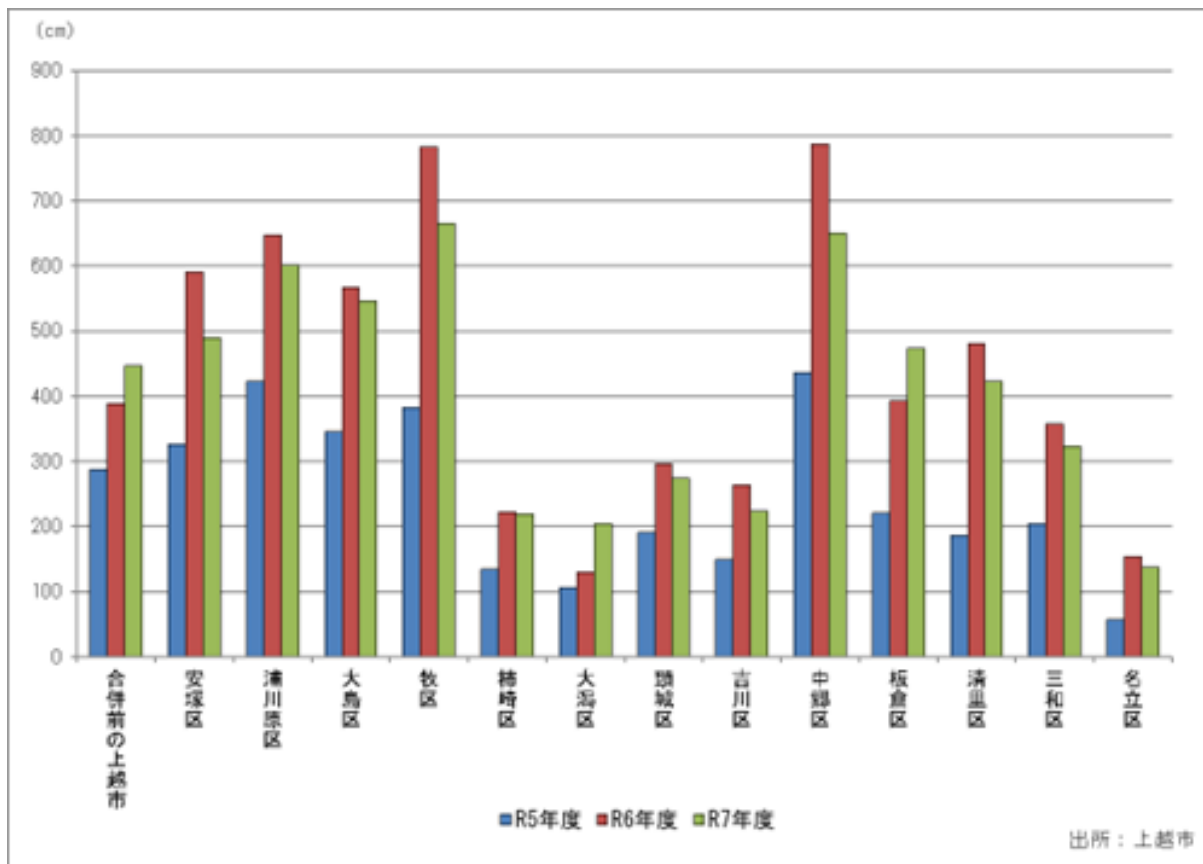
(4) 原子力災害と複合した場合の対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対策編」の定めるところによる。

2 積雪期における地震と対策

(1) 積雪期の気象状況

本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。（合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。



市内における累計降雪量の観測値

観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各総合事務所

(2) 積雪期における影響

本市では、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年、令和3年の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあっている。このため積雪期の気象状況、特に降積雪の状況が被害に大きな影響を及ぼすことを予想し、平成18年度に実施した防災アセスメント調査では、地震発生時における屋根雪の積雪深を1mと想定し、積雪による屋根荷重が加わった場合の建物被害棟数を予測した。

多量の積雪は、地震被害を拡大させるだけでなく、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となり、災害被害全体の拡大に結びつくことが考えられる。

① 被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪荷重により、倒壊家屋が通常よりも多くなることが予想される。近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅については、屋根雪荷重による影響は少ないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2階と3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後さらに研究する必要がある。

なお、昭和36年2月に発生した長岡地震では、地震発生当時2mの積雪があったことが幸いし、家屋の

第4節 複合災害時の対策

周囲が雪によって支えられ、1階部分の倒壊を免れた住家があった。しかし、昨今では市街地において2m以上の積雪を記録することは少なくなり、また、基礎を高くした雪国仕様の住家となれば、積雪が壁面を支える機会も僅少となることから、長岡地震と類似の現象は、余程の豪雪時でなければ発生しない可能性が高い。

イ 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭が備蓄している暖房用の燃料も延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災拡大につながる要因となる。

また、屋内で用いる火器について、大半の暖房器具は耐震自動消火装置が装備され、ガス器具も都市ガス・LP ガスともに感震遮断つきのマイコンメーターがほぼ100%近く普及している。このため、家屋の倒壊、暖房器具上への可燃物の落下、器具自体の転倒がない限り、発火する危険性は低くなっているものの、豆炭など旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している住宅における火災の発生防止、近年の薪ストーブ普及拡大傾向等の要因も考慮する必要がある。

ウ 雪崩の発生

地震動に伴う雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪の状態が不安定となり、大規模な表層雪崩の発生も懸念され、平成23年3月12日長野県北部地震では、雪崩に伴う道路被害や住家被害が生じている。地震による雪崩の発生に備えたパトロールの強化と雪崩被害に対する迅速な復旧が必要とされる。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、火災、雪崩により人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪下ろし作業中に地震が発生した場合は、屋根雪ごと落下する事故が発生する危険性が高くなる。また、屋根からの落雪により作業中の人や付近を通行する人が生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

② 応急対策阻害要因

ア 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となるなど、交通や情報面で支障が生ずることが予想される。それ以外の地域でも、積雪により被害状況の確認、把握が大幅に遅れるおそれがある。

イ 緊急輸送活動の阻害

積雪により路面状況が悪化し、また道幅も狭まる。さらに、除雪の際に道路両側に積み重なった雪魂が地震により崩落するなど交通確保に大きな支障が生じ、緊急輸送活動が著しく困難になる。

ウ 消防活動の阻害

消防車両の通行に障害が生じるほか、消防水利施設が破損したり雪中へ埋没するなど、消防活動が著しく困難になることが予想される。

エ 救急・救助活動の阻害

救急車両の通行に障害が生じ、救急・救助活動が必要な現場への到着が著しく困難になるほか、雪に埋まった倒壊家屋等の下敷となった者の発見・救出活動が困難になると予想される。

オ 重要施設応急復旧活動の阻害

被災現場の状況確認や地下埋設管の掘り起こしなど復旧作業に着手するための除雪作業が必要となるなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

③ 応急対策需要増加要因

ア 被災者、避難者の生活確保

冬期間は、テントや車中泊等、屋外での避難生活が困難となるため、指定避難所などの施設では避難者が大幅に増えることが見込まれるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険性が高まることから避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。

イ 地震後の降雪による影響

(ア) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増大

地震で崩落した斜面では、倒木や土砂流出による植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、雪崩発生の危険性が極めて高くなることが予想される。また、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤に融雪水が浸透し、各所で地すべりが発生するおそれがある。中越地震後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

(イ) 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物では、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越地震では、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家 93 棟、非住家 98 棟にのぼった。

(ウ) 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越地震では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2 名が死亡する事案も発生した。

(エ) 除雪作業の常態化

全ての応急対策の前提として、除雪作業を行わざるを得ず、日々多大な労力を費やすこととなるため、除雪に必要な車両、資機材及び作業員の確保が必要となる。

(3) 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化させることが予想されるため、豪雪地帯を有する本市においては積雪期の地震発生においても対応が可能な地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本的な方針をもとに、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を講ずる。

第4節 複合災害時の対策

積雪期における地震対策の基本方針	具体的な対策
(1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する	・耐震化の促進 ・屋根の無雪化 ・室内の地震対策の徹底 ・出火防止対策の徹底
(2) 孤立可能性のある地区を中心に、自主的防災力の向上を図る	・通信手段、電源の確保 ・適切な防災情報の提供 ・家庭備蓄の強化 ・公的備蓄資機材の事前配置 ・自主防災活動の強化
(3) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策の実施方法を工夫する	・全避難者の屋内への収容 ・暖房対策 ・早期の温食供給 ・ヘリ飛行不能に備えた対策
(4) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める	・スノージェット等の道路雪崩対策 ・装軌車両の確保 ・緊急除雪体制の整備
(5) スキー場の安全確保対策を推進する	・施設の地震対策 ・非常電源の確保 ・適切な防災情報の提供 ・スキー客の避難、誘導 ・避難者の救出 ・宿泊施設等への一時的収容 ・関係機関の連絡体制整備

第5節 地震被害の想定

1 想定条件と地震ハザードの予測

新潟県は、断層の研究成果や地震動の計算方法などの新たな知見を踏まえ、平成9年度以来、2回目となる地震被害想定調査の結果を令和3年度に公表した。

この調査結果では、県内9つの地震を想定した人口分布や建物などの最新データを用いて、精度が高い方法で被害想定を算出していることから、県が公表した調査結果のうち本市に関係する部分（海域型のF41（上越・糸魚川沖）と内陸型の高田平野西縁断層帯を想定震源とした調査結果）を地震被害想定として用いる。

また、本市が平成18年度に実施した独自の防災アセスメント調査では、県の地震被害想定調査の対象となっていない高田平野東縁断層帯の調査が実施されており、その結果は有用であるため、引き続き地震の被害想定として用いることとする。

想定地震断層の諸元

(1) 令和3年度 県地震被害想定調査における想定地震の諸元等

パラメータ	F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
モーメント	7.6	6.8
マグニチュード	7.6	6.8
断層の長さ	51.5 km	14.0 km
	34.1 km	18.0 km
走 向	37.0	187.0
	55.0	172.5
傾斜度	45.0	45.0
	45.0	45.0
発生確率（30年以内）	—	ほぼ0%

(2) 平成18年度 当市独自の防災アセスメント調査における想定地震の諸元等

パラメータ	高田平野東縁断層
マグニチュード	7.5
断層の長さ	26 km
走 向	北東—南西方向
傾斜角	南東傾斜 30°
断層型	逆断層（南東側隆起）
発生確率（30年以内）	ほぼ0%～8% ※政府の地震調査研究推進本部公表データより

第5節 地震被害の想定

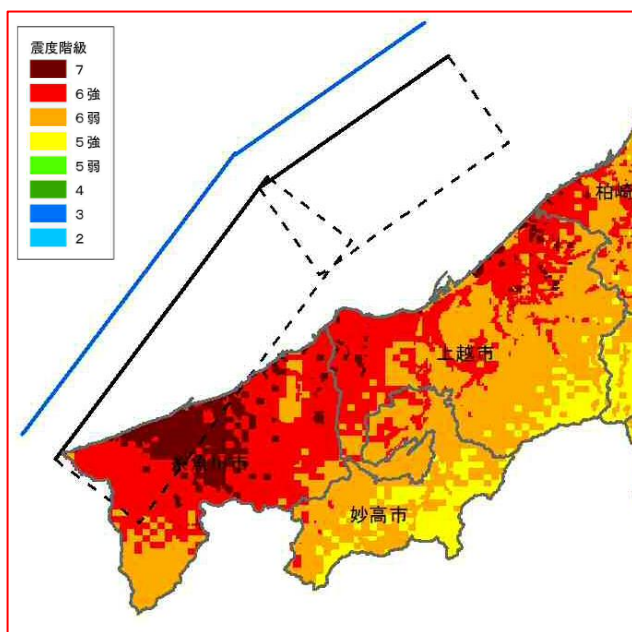
2 県地震被害想定調査による被害想定

令和3年度に新潟県が公表した地震被害想定調査におけるF41（上越・糸魚川沖）と高田平野西縁断層帯を震源とする地震の調査結果を以下に示す。

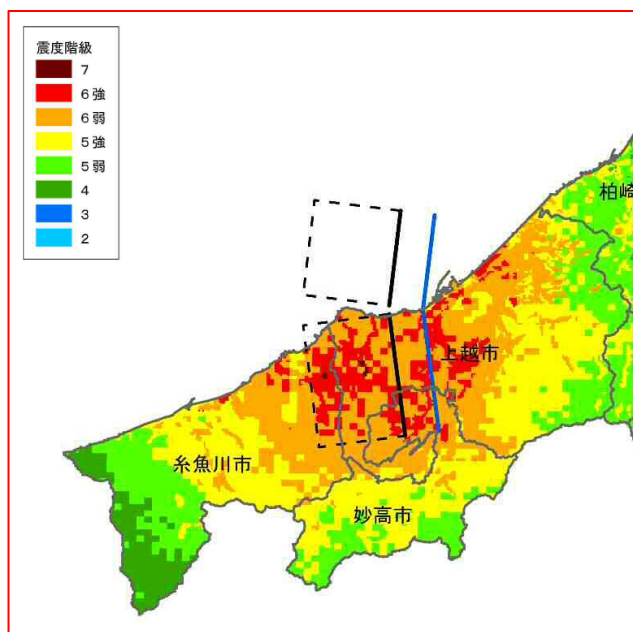
(1) 地震動の予測

想定地震	最大震度	地震動予測結果の概要
F41（上越・糸魚川沖）	震度7 （合併前の 上越市 大潟区 柿崎区 吉川区 名立区）	・震源に近い沿岸部で広く震度6強以上の揺れとなる。 ・沿岸部以外には広く震度6弱、長野県境の一部地域で震度5強の揺れとなる。 ・地震発生時に津波による浸水が想定される。
高田平野西縁断層帯	震度7 （合併前の 上越市）	・断層に近い市内西部を中心に震度6強以上の地域が広がる。 ・高田地区には建物や人口が集積し、かつ古い木造建物が多く分布する地域があるため、建物被害や出火・延焼等の都市型災害が懸念される。 ・震度6弱は、震度6強以上の領域を取り囲むように幅10km程度の広がりを持つ。 ・板倉区、清里区、牧区、安塚区、大島区、浦川原区、吉川区、柿崎区の一部では震度5強以下の揺れとなる。

震度分布図 F41（上越・糸魚川沖）



震度分布図 高田平野西縁断層



(2) 液状化

① F41（上越・糸魚川沖）

高田平野全体にわたって液状化危険度の高い地域が存在する。直江津区、春日区、有田区、新道区、高田区、金谷区、三郷区の一部等に液状化危険度の極めて高い地域が存在する。

② 高田平野西縁断層を震源とする地震

高田平野全体にわたって液状化危険度の高い地域が存在する。直江津区、春日区、有田区、新道区、高田区、金谷区、三郷区の一部等に液状化危険度の極めて高い地域が存在する。

(3) 土砂災害

① F41（上越・糸魚川沖）

金谷区、谷浜区、桑取区、名立区、吉川区、柿崎区などの土砂災害警戒区域の一部で斜面崩壊や地すべり、土石流、雪崩の発生の危険度が高まる。

② 高田平野西縁断層帯

金谷区、谷浜区、桑取区、名立区、吉川区、柿崎区などの土砂災害警戒区域の一部で斜面崩壊や地すべり、土石流、雪崩の発生の危険度が高まる。

(4) 建物被害

市内にある建物の約4割強が旧耐震基準（昭和56年5月までの建築確認で適用されていた基準）で建てられた木造建築物で占められており、これらは地震の揺れに対して脆弱であることから、大きな被害が想定される。

想定地震		F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
要因	区分	冬18時強風	冬18時強風
揺れ	全壊(棟)	14,743	7,040
	半壊(棟)	22,451	17,779
液状化	全壊(棟)	222	187
	半壊(棟)	7,593	6,799
土砂崩壊	全壊(棟)	156	95
	半壊(棟)	365	223
津波	全壊(棟)	445	2
	半壊(棟)	779	25
	床上浸水(棟)	183	4
	床下浸水(棟)	808	64
地震火災	焼失(棟)	4,476	1,535
全壊(棟)		20,042	8,859
半壊(棟)		31,188	24,826

第5節 地震被害の想定

(5) 人的被害

想定地震		F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
区分	要因	冬深夜強風	冬深夜強風
死者数（人）	建物倒壊	973	464
	土砂崩壊	10	6
	津波	176	2
	地震火災	2	0
負傷者数（人）	建物倒壊	6,909	4,610
	土砂崩壊	13	8
	津波	2,903	47
	地震火災	4	2
死傷者数合計（人）		10,990	5,139

(6) 避難者

想定地震		F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
区分	要因	冬18時強風	冬18時強風
避難所	発生直後・1日後	29,930	12,386
避難者数 （人）	1週間後	21,177	11,146
	1ヶ月後	10,799	5,890
避難所外	発生直後・1日後	18,153	8,142
避難者数 （人）	1週間後	17,701	11,020
	1ヶ月後	25,199	13,743

(7) ライフラインの被害

①上水道

上水道被害想定結果

想定地震		F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
区分	要因	冬18時強風	冬18時強風
現況	管延長(km)	2,338	2,338
	供給人口（人）	191,006	191,006
水道管被害	被害箇所数（箇所）	445	459
	被害率（箇所/km）	0.19	0.20
断水	断水人口（人）	184,325	162,495
	断水率（％）	96.5	85.1

上水道復旧予測結果

想定地震	F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
1 日後断水率（％）	89.1	78.0
断水人口（人）	170, 146	148, 953
1 週間後断水率（％）	7.4	5.9
断水人口（人）	14, 179	11, 284
1 ヶ月後断水率（％）	0	0
断水人口（人）	0	0
全市復旧日数（日）	13	12

②下水道

下水道被害想定結果

想定地震		F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
区分	要因		
現況	管延長(km)	910	910
	処理人口（人）	169, 209	169, 209
機能支障	被害延長（km）	370	356
	被害人口（人）	146, 052	138, 425
	機能支障率（％）	86.3	81.8

下水道復旧予測結果

想定地震	F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
全市復旧日数（日）	125	67

③電力

電力被害想定結果

想定地震		F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
区分	要因		
現況	電柱本数（本）	47, 387	47, 387
機能支障	電柱被害本数（本）	984	421
	停電件数（軒）	74, 291	56, 700
	停電率（％）	96.3	73.5

第5節 地震被害の想定

電気復旧予測結果

想定地震	F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
1 日後停電率（％）	6.1	0
1 週間後停電率（％）	0	0
1 ヶ月後停電率（％）	0	0
全市復旧日数（日）	4	2

④ガス（都市ガス、LP ガス）

都市ガス被害想定結果

想定地震		F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
区分	要因		
現況	供給世帯数（戸）	46,800	46,800
機能支障	供給停止件数（戸）	2,846	31,159
	供給停止率（％）	6.1	66.6

LP ガス被害想定結果

想定地震		F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
区分	要因		
現況	供給世帯数（戸）	17,737	17,737
機能支障	供給支障数（戸）	198	141
	供給支障率（％）	1.1	0.8

都市ガス復旧予測結果

想定地震	F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
1 日後供給停止率（％）	5.7	65.9
1 週間後供給停止率（％）	0.0	0.0
1 ヶ月後供給停止率（％）	0.0	0.0
全市復旧日数（日）	4	5

LP ガス復旧予測結果

想定地震	F41（上越・糸魚川沖） 冬 18 時強風	高田平野西縁断層帯 冬 18 時強風
全市復旧日数（日）	3.03	3.02

⑤道路施設被害

道路施設被害数

想定地震	F41（上越・糸魚川沖）	高田平野西縁断層帯
地震による被害	203	177
津波による被害	14	1

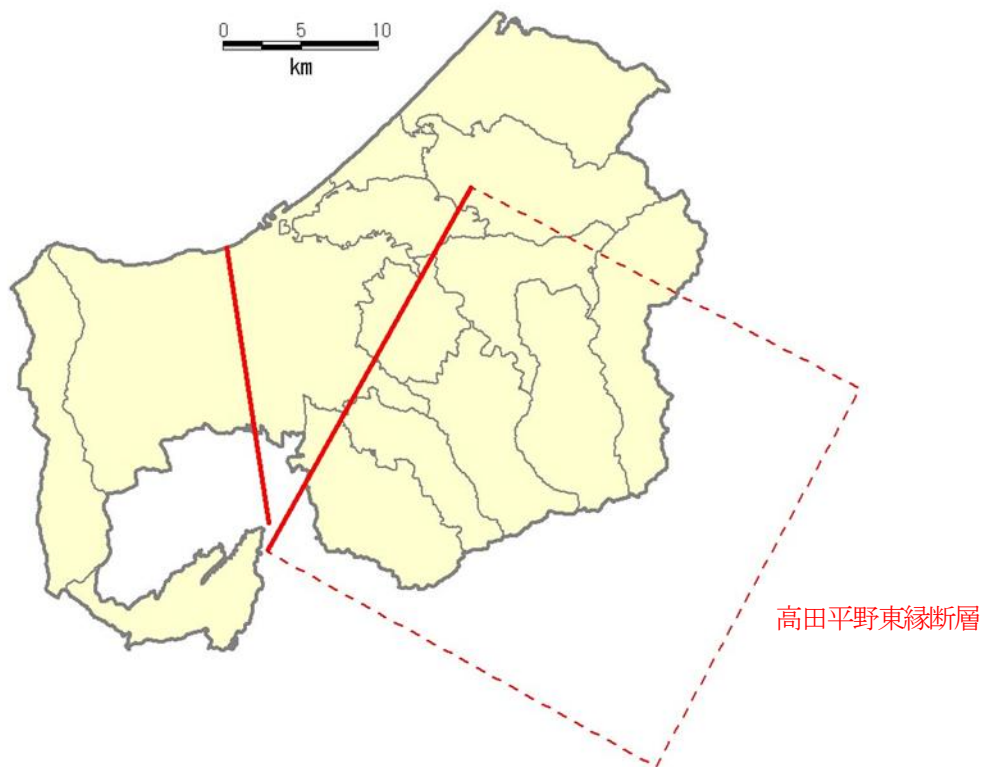
3 市防災アセスメント調査による被害想定

平成 18 年度に実施した防災アセスメント調査における高田平野東縁断層を震源とする地震の調査結果を以下に示す。

(1) 地震動の予測

想定地震	最大震度	地震動予測結果の概要
高田平野東縁断層を震源とする地震	震度 7 { 安塚区 浦川原区 牧区 板倉区 清里区	・地震の規模は西縁断層よりも大きく、断層が比較的小さな角度で傾いているために強震域が広いという特徴がある。 ・安塚区、牧区、清里区、板倉区では震度 6 強以上のきわめて強烈な地震動が発生する。 ・これらの地域は多くの地すべり地を抱えるため、新潟県中越地震のような大規模斜面崩壊と、それに伴う建物・道路等への被害、及び中山間地の孤立化が懸念される。 ・震度 6 弱は、高田平野南東部、浦川原区の谷底平野と大島区で、また震度 5 強は柿崎区から大潟区、合併前の上越市市街地部、中郷区にまで広がる。 ・市域のほとんどが震度 5 弱以上となり、市全体としての震度分布としては西縁断層のケースよりも大きくなると予測される。

第5節 地震被害の想定



断層崖・とう曲付近とその周辺における変位の影響について

震源が浅い陸域の地震の場合、地表に大きな変位が生じる可能性がある。この変位は地下深部から続く断層運動に起因したものであるため、変位が生じる直上の建築物や構造物は破壊に至る可能性がある。また、堆積盆地における表面波の伝播と断層から直達する実体波との干渉によって、山地・丘陵地と平野の境界付近で地震動が大きくなる可能性がある。

注1) 断層崖：断層が地表に現れ、ずれによって相対的に高くなった部分と低くなった部分との間に出来る崖。

注2) とう曲：地中にある断層がずれたことにより、その上の柔らかい地層がたわむ現象。

(2) 液状化

高田平野全体にわたって液状化危険度の高い地域が存在する。また、河川上流の谷底平野においても危険度が高い。

(3) 斜面崩壊

安塚区朴ノ木、菅沼、切越地区を含む地域で発生率が最も高く、安塚区南西部から牧区南部の集落を含む地域では斜面崩壊の危険性がきわめて高い。また、安塚区、牧区、清里区、板倉区、大島区では、区のほぼ全域にわたって発生率が高い。中山間地の道路は比較的整備されてはいるが、これらの地域には多くの集落が点在していることから、新潟県中越地震で散見された集落の孤立化が深刻な問題となる可能性がある。

(4) 建物被害

震度6強以上の地震動となる地域の多くでは全壊率が高く、安塚区や牧区では全壊率が30%を超える地域が現れる。全壊建物が発生する地域は東頸城丘陵にとどまらず、地盤が軟弱な高田平野にまで広がると推定される。また、高田城址公園の周辺、春日山、直江津地区を中心とする高田平野全体にわたり、液状化により建物被害が懸念される。

(5) 地震火災

揺れが大きい区部においても延焼棟数は少ないと見込まれるが、多くの建物が分布し、不燃領域率の低い合併前の上越市の高田地区では、延焼の可能性が高い。

(6) 人的被害

揺れの強い安塚区、牧区を中心に、震度6弱以上の区域が合併前の上越市、浦川原区、大島区、板倉区、清里区、三和区に及ぶことから、人的被害が広域的に発生する。

(7) 避難人口

避難者数は、高田平野西縁断層を震源とする地震よりも少ないが、避難者の分布が市全域に及ぶ。特に、安塚区と牧区において、避難者の割合が高い。

第5節 地震被害の想定

(8) 地震被害想定の結果の概要と想定しうる被害状況の特徴

地震被害予測調査の結果概要

被害想定項目			高田平野東縁断層	
			夏季 12 時	冬季 18 時
建物被害（棟）	全 壊	揺 れ	776 (0.5%)	1,407 (0.8%)
		液状化	1,683 (1.0%)	1,683 (1.0%)
		合 計	2,459 (1.4%)	3,090 (1.8%)
	火 災	全壊かつ焼失	2 (0.0%)	1,145 (0.7%)
		焼失のみ	0 (0.0%)	1,849 (1.1%)
		合 計	2 (0.0%)	2,994 (1.7%)
人的被害（人）	死 者	揺 れ	52 (0.0%)	95 (0.0%)
		火 災	0 (0.0%)	191 (0.1%)
		合 計	52 (0.0%)	286 (0.1%)
	重傷者	揺 れ	21 (0.0%)	39 (0.0%)
		火 災	0 (0.0%)	462 (0.2%)
		合 計	21 (0.0%)	501 (0.2%)
	死傷者		178 (0.1%)	1,994 (1.0%)
避難所生活者（人）		最 大	10,254 (4.9%)	11,776 (5.6%)
		長 期	878 (0.4%)	2,685 (1.3%)

注) () 内は市内人口及び建物総棟数に対する割合

被害状況の特徴

発災時期	被害状況の特徴
夏季 12 時	・強い揺れと液状化による建物被害が広範囲に発生する。 ・安塚区、牧区、清里区、板倉区では大規模な斜面崩壊が発生し、家屋、農地、道路が被害を受け、孤立化集落が発生する。 ・人的被害も広域に及び、市全体の避難所生活者は最大で1万人を超える。
冬季 18 時	・強い揺れと液状化による建物被害が広範囲に発生する。 ・安塚区、牧区、清里区、板倉区では大規模な斜面崩壊が発生し、家屋、農地、道路が被害を受け、孤立化する集落が発生する。あわせて雪崩の発生も懸念される。 ・暖房器具からの出火等により半数以上の区で延焼火災が発生する。 ・人的被害も広域に及び、市全体の避難所生活者は最大で1万人を超える。また、夏に比べ避難人口が増加することから避難所が混乱する可能性がある。

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第2章第7節による。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、栗島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

第6節 緊急地震速報と地震情報

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、県、市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

情報の種類	発表基準	内容
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	- 震度1以上 - 大津波警報、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 - マグニチュード7.0以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震解説資料(速報版) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をとりまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、(削除) 防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予測図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

地 震 災 害 対 策 編

第2部 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災教育・訓練

担当：危機管理課、市民安全課、多文化共生課、地域政策課、人事課、福祉課、生活援護課、地域医療推進課、高齢者支援課、こども家庭センター、幼児保育課、産業政策課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

- ① 住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤を支える市民、町内会、自主防災組織及び事業者等が行う自らの安全を確保するための取組を奨励、支援する。
- ② 職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、ハザード情報等、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPOや関係機関と連携して繰り返し周知していく。

各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学やNPOと連携して育成する。

- ③ 市、県、防災関係機関、市民及び事業者等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。
- ④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム（GIS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

- ⑤ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮しなければならない。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者、保護責任者及び施設管理者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づく「個別の支援計画（個別避難計画）」等により、実践的で、市民の安全に配慮した避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、

第1章 災害予防計画

第1節 防災教育・訓練

その対応も積雪期では他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 主な取組

(1) 防災教育が目標とする状態

- ① 市民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深め、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全に行動できる能力を身につけ、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- ② 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び地震時に発生する可能性の高い被害に関する知識を習得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、自らの判断で避難行動をとることができる。
- ③ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場等において必要な支援行動ができる。
- ④ 市民が緊急地震速報の伝達方法及び取るべき行動について理解し、実際に対応できる。
- ⑤ 市民及び企業等が、自らの安全確保や帰宅困難時の措置、業務の継続に必要な知識を習得するとともに、社会の一員として災害時に必要な行動を取ることができる。
- ⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(2) 防災訓練が目標とする状態

- ① 災害発生時において、市民が家族及び自らの安全を確保するとともに、冷静かつ適切な防災対策及び避難行動ができる。
- ② 災害発生時において、応急対策の実施主体となる市職員が、それぞれの役割及び業務内容を理解し、適切に判断して行動できる。

3 それぞれの役割

(1) 防災教育

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承
- (エ) 各家庭での避難に関する情報の重要性及び早期の避難、いざという時の連絡先や指定避難所等に

関する話し合い等、地震発生時の行動に関する話し合い

- (ア) 緊急地震速報を受けたときの適切な行動等に関する理解
- (カ) 住宅の耐震診断及び耐震化の実施に努める
- (キ) 地震保険や共済制度の有効性を理解し、加入等に努める

イ 地域の役割

- (ア) 町内会及び自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (イ) 地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承

ウ 企業・事業所等の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 社内での事前対策及び地震発生時の行動に関する検討
- (ウ) 災害発生時における地域支援及び連携のあり方について検討
- (エ) 緊急地震速報の仕組み及び取るべき行動等に関する社内教育
- (オ) 帰宅困難者発生時の措置、備蓄に関しての検討
- (カ) 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

② 市の役割

市は、国、県、防災関係機関、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会及び自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア 地域社会における防災教育の推進

- (ア) 市民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催、広報紙への掲載等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (イ) 社会教育施設等において、消防機関等の参加を得ながら、防災に関する学習講座等を実施する。
- (ウ) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (エ) 町内会及び自主防災組織が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
- (オ) 町内会及び自主防災組織が行う防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供
- (カ) 住宅の耐震化のための、耐震診断及び耐震改修の普及促進
- (キ) 地震保険や共済制度の普及促進

イ 学校教育における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

第1章 災害予防計画
第1節 防災教育・訓練

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 避難に関する情報の内容及び重要性、ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるように周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPOや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。

エ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- (ア) 要配慮者本人及び家族の学習機会の提供
- (イ) 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の学習機会の提供
- (ウ) ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習機会の提供
- (エ) 外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習機会の提供

オ 企業等における防災教育の推進

- (ア) 企業等が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
- (イ) 企業等が防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

カ 市職員の災害対応能力を高めるための防災教育、防災部門の人材育成

キ 市職員を対象とした緊急地震速報受信時の避難誘導及び適切な施設管理等に関する教育の実施

ク 災害による帰宅困難が発生した場合における市民、企業、市の対応方法についての周知

ケ 消防団員を対象とした、緊急地震速報受信時の適切な行動及び避難誘導、これらの活動時における安全確保への取組等を含む防災教育・研修、消防団への積極的な加入促進、事業者への消防団加入と消防団活動に対する理解の増進

③ 県の役割

ア 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- (ア) 県立学校等における防災教育の実施
- (イ) 私立学校に対する啓発
- (ウ) 県立看護大学職員・学生に対する防災教育及び講師派遣等の支援

イ 社会教育における防災学習の推進

- (ア) 県民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

- (イ) 社会教育施設において防災広報を実施する。

ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援

エ 県職員の防災教育の実施及び防災部門の人材育成

オ 県警察における防災教育の実施

カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

- (ア) 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

- (イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報(津波浸水想定及び地震被害想定)等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
 - (ウ) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
 - (エ) 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
 - (オ) 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。
 - (カ) 市民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。
 - (キ) 住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修(耐震シェルターを含む)の補助制度の活用を、市町村と連携して推進する。
 - (ク) 地震保険や共済制度は、「自助」の生活再建対策として重要なため、市町村や業界団体等と連携して、それらの制度の普及促進に努める。
- キ 市職員に対する防災教育の支援
- (ア) 市職員の専門的な防災教育機会の創出
 - (イ) 市の防災教育に必要な情報の提供
 - (ウ) 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修
- ク 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。
- この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の防災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。
- また、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム(GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。
- ④ 新潟地方気象台の役割
- ア 地震によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備
 - イ 市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。
 - ウ 市が行う市職員に対する防災教育の支援
 - エ 避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他関係機関と連携し、地震・津波防災について普及・啓発に努める。
- ⑤ 防災関係機関の役割
- 防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について市民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応

第1章 災害予防計画
第1節 防災教育・訓練

じて支援する。

(2) 防災訓練

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や町内会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、緊急時の連絡網、避難路、指定避難所等をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。

イ 地域の役割

大きな災害が発生した際は、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等、地域コミュニティにおける安全確保の取組が重要な役割を果たす。このため、町内会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の安否確認、指定避難所等の運営、情報伝達体制・避難誘導體制の確認に努める。

ウ 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模地震時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。

また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互に避難行動要支援者の支援体制を確立するよう努める。

② 市の役割

市は、職員に対する防災訓練を行うとともに、災害発生時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

ア 市職員の防災訓練計画

訓練	訓練内容	実施目標
非常参集訓練	勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、職員が非常参集する訓練	原則年1回以上
災害対策本部設置運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練 (実動訓練・図上訓練)	原則年1回以上
無線通信訓練	災害発生時に有線通信が不通若しくは困難な状況になった場合を想定し、防災関係機関相互の通信連絡を行う訓練	原則年1回以上
防災資機材習熟訓練	防災資機材の使用方法や、使用可否状況の確認など、災害発生時に防災資機材を円滑に使用するための訓練	原則年1回以上

イ 市総合防災訓練

市は、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回以上実施する。

- (ア) 参加した市民が訓練を体験することで知識・技術を身に付けることができる市民参加型訓練の実施に努める。
- (イ) 避難行動要支援者名簿に登録している避難行動要支援者及び保護責任者の参加を促進し、支援方法の確認を行うとともに、防災知識の普及、啓発に努める。

ウ 地域における防災訓練

自主防災組織訓練マニュアルの提供など自主防災組織や消防団等が地域の実情に応じて実施する防災訓練、指定避難所等の運営訓練を支援する。

エ 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面（授業中、休憩中、課外活動、学校行事等）を想定するとともに、情報伝達体制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

オ 緊急地震速報受信を想定した訓練

訓練を企画、実施する際は、緊急地震速報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

カ 平常時からの指定避難所等運営訓練等の実施

平常時から指定避難所等の開設・運営訓練を実施する。

キ 訓練における課題の抽出

訓練終了後は、課題点の確認と対応方法の改善を行う。

③ 県の役割

県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。なお、訓練は男性だけではなく、女性や若者の参加を促進していく。

また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

④ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市、県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれの機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

担当：市民安全課

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の育成

町内会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な町内会にあっては、複数の町内会による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
⑤ 危険箇所の点検・把握	

⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導 ⑥ 避難行動要支援者の避難支援 ⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分 ⑧ 避難所等の運営協力
----------------------	--

2 主な取組

- (1) 自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進める。
- (2) 既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。
- (3) 防災士及び自主防災組織のリーダーを養成するほか、個々の知識と技術の向上と地域への防災意識の浸透を図る。
- (4) 自主防災組織相互の連携、協力体制を確立する。
- (5) 自主防災組織による要配慮者支援体制を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 市の役割

① 自主防災組織及びリーダーの育成

ア 自主防災組織の活動は、地域住民による自発的な取組によって支えられる。このため、防災に関する幅広い見識や熱意を有するリーダーを活用し、先進的な取組事例等の紹介及び研修会等を開催するなど、地域の人材確保及び組織化並びに育成に努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

イ 防災士や自主防災組織のリーダーの個々の知識と技術の向上を図り、地域及び企業等が行う防災活動を支援できる人材を育成する。

ウ 育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用に努める。

② 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センター、県及び市の助成事業等の活用を促しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を推進する。

③ 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に関し、自主防災組織訓練マニュアルの提供、訓練内容への助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

第1章 災害予防計画

第2節 自主防災組織の育成

(3) 県の役割

① 自主防災組織の組織化と活動の活性化

市が行う自主防災組織及びリーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

② 防災リーダーの育成

県は、学校やNPO等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。

また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、地域防災力の向上を進める。

4 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。
- (2) 市は、消防団が自主防災組織の防災訓練等において指導的な役割を担うことができるように努める。

第3節 防災まちづくり

担当：都市整備課、危機管理課、道路課、生活環境課、雨水施設課、ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりのため、市、県、国等の各種機関は協力し、総合的な施策を推進する。

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 計画的な土地利用の規制、誘導
- ③ 防災上危険な市街地の解消
- ④ 都市における緑化の推進と緑地の保全
- ⑤ 災害に強い宅地造成の推進
- ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- ⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 積雪期の対応

公共施設の計画、整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 主な取組

- (1) 年度計画を立て老朽化住宅の把握及び耐震化についての啓発を図る。
- (2) 年度計画を立て、防災上の拠点となる施設の耐震調査を行い、不適格施設については早期に耐震化を図る。
- (3) 年度計画を立て危険宅地の把握と市民への周知に努める。
- (4) ハザードマップ等を公表し、各地域における災害リスクについて市民へ周知する。
- (5) 過去の道路被災状況や渋滞状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線を確保する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

災害に強いまちづくりを効果的に進めるには、市民が主体となって合意形成を行い、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが重要であるため、日頃から地域の防災上の課題等の把握に努める。

また、市民一人ひとりがアイデアを出し合い、災害に強いまちづくりに努める。

② 地域の役割

第1章 災害予防計画

第3節 防災まちづくり

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

(2) 市の役割

① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。さらに、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、関係機関と連携して住民への理解促進を図るため、繰り返し周知を行う。

② 計画的な土地利用の規制・誘導

道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導に努めるとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の指導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

③ 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

④ 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップ（仮称）や液状化危険度マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

⑤ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公共施設の緑化を推進し、緑地による延焼防止機能を維持する。

⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進め、耐震性を確保する。

ア 避難路ネットワークの形成

震災時における地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災による被害を最小限に防止するため、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯の配置を推進する。

ウ 指定避難所等の整備

震災等から一時的に身を守るため、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した指定緊急避難場所を整備するとともに、災害時の指定避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害の拡大防止及び住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路等のオープンスペースの確保に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

市は、県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

オ ライフラインの耐震性の確保

電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設及び発電施設等のライフラインについて、災害時における安全性の確保と被害軽減を図るため、関係事業者は施設の耐震性の確保及び推進に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

⑦ 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

市は、県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

⑧ 復興事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

⑨ 町家・町並み保存と防災対策の推進

本市には、文化的、歴史的資源として価値のある町家や雁木通りの町並みが数多く存在するが、耐震性や耐火性など防災面での機能に劣る木造建築物が大半となっている。このため、これらの保存や再生

第1章 災害予防計画

第3節 防災まちづくり

の取組においては、所有者及び居住者をはじめ地域住民の理解と協力の下に、防災対策上の検討及び推進を図る。

(3) 県の役割

① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。また、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、市町村への周知・提供を行う。

② 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害警戒区域の整備の推進

県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

③ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、指定緊急避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

④ 災害に強いまちづくりのための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、地震から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、土砂災害防止施設、海岸、港湾施設等を計画的に整備する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、国及び市の協力を得て道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 県は市とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ 県は市とともに、災害時の電気・電話・ガス・上下水道・情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

⑤ 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成工事規制区域の指定

県は、市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエ

リアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 特定盛土等規制区域の指定

県は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について、特定盛土等規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

ウ 造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地の調査（第二次スクリーニング）など市による宅地耐震化の取り組みを促進するとともに、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地を造成宅地防災区域に指定し、災害の防止措置の勧告や改善命令等を行うことにより、災害の発生の防止を図る。

⑥ 復興事前準備の取組の推進

県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市町村が行う復興事前準備の取組の推進を支援する。

(4) 北陸地方整備局の役割

① 震災対策の推進等

震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、道路、港湾その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地滑り対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他国土保全事業、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第4節 集落孤立対策

担当：市民安全課、危機管理課

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地及び海岸部の一部の地域では、地震の際の土砂崩れや津波、雪崩や豪雪による交通遮断で孤立状態となることが予想されることから、道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備を行う。

また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに安全な地域へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。

(3) コミュニティへの配慮

コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。

(4) 積雪期の対応

孤立の長期化、屋外避難の困難性、雪崩など二次災害発生の危険性等を考慮し、指定避難所等の収容人員、飲料水、食料、暖房、調理用熱源及び燃料の確保に特に配慮する。

2 主な取組

- (1) 孤立予想集落を把握する。
- (2) 集落が孤立状態でも通信が確保できる体制を構築する。
- (3) 孤立の長期化に備え、必要な物資等を整備する。
- (4) 消防団及び町内会等による連携、協力体制を構築する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

② 地域の役割

町内会及び自主防災組織は、住民の安否確認、救出・救助活動、初期消火、炊き出し、初期段階における市への被害状況報告及び関係機関への救援要請等、災害発生時における地域ぐるみの活動が迅速かつ的確に行われるよう、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄に努めるとともに、住民参加による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。

③ 企業・事業所等の役割

孤立が予想される集落に所在する企業・事業所は、災害時において、地域住民が実施する要配慮者の支援活動等を応援するとともに、施設及び資機材提供等について可能な限り支援、協力することとし、あらかじめ町内会や自主防災組織等と協議する。

通信事業者は孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。

(2) 市の役割

① 孤立が予想される集落の把握

市は、孤立が予想される集落の把握に努め、国、県との役割分担を考慮し、道路拡幅や代替路線の確保など事前の孤立回避策を実施する。

② 災害発生危険箇所の周知

災害発生時に孤立集落が発生する要因となり得る土砂災害、雪崩等の発生危険箇所及び避難方法等について、あらかじめ地域住民に周知する。

③ 通信の確保

本市においては、山間部の地域における携帯電話の不感地域が他の市町村に比べ少ない現況にある。しかし、中越沖地震において携帯電話による通話の集中や基地局の停電等により通話が困難となったことが確認されており、情報伝達手段の多重化が課題となった。

特に孤立のおそれがある山間地集落における通信手段の確保が重要であることから、衛星携帯電話等の通信機器の整備、安全メールの活用等による通信の多重化を推進する。また、通信機器等が扱える人材育成及び使用方法の周知を図る。

④ 集落防災拠点施設の確保

公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。

⑤ 孤立状態に一定期間対応できる資機材（電源、水源、電熱等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化

集落内の指定避難所等への資機材（電源、熱源等）の整備、備蓄物資（食料、水、生活用品）の事前配置に努める。

孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。

⑥ 自主防災組織の育成

地域の実情に応じ、自主防災組織の結成を支援するとともに、既存組織の活動を活性化させる。

⑦ 集落内のヘリポート適地の確保

ア 集落内のヘリポート適地を平常時の段階から把握しておく。

イ 防災訓練等において、飛行ルート、ホバリング可能かどうかなどについて確認し、ヘリポートとしての適性等を検討しておく。

ウ 冬期積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して利用するなどの運用も検討する。

エ 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

- ⑧ 無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入や活用（平時の利活用含む）

無人航空機等を活用する場合の集落内の拠点を検討する。

- ⑨ 「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方の確認

避難者のコミュニティの維持や精神的ケアへの配慮を検討する。

(3) 県の役割

- ① 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 災害時等における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。

イ 迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

ウ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

- ② 孤立が予想される集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進

ア 県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備や備蓄体制の強化を支援する。

イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。

- ③ 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第5節 避難体制の整備

担当：危機管理課、高齢者支援課、生活援護課、福祉課、地域医療推進課、こども家庭センター、幼児保育課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限にとどめるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所等の機能・環境の整備、充実に努め、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

特に、市、県及び防災関係機関等は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自ら守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるように支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握・共有、避難行動要支援者名簿の整備
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等に関する情報等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮
- ⑤ 避難行動要支援者への支援を中心とした避難訓練
- ⑥ 指定避難所等の開設訓練による開設手順、開設有無の確認手順等の習熟

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 避難者全員を収容できる指定避難所等の確保
- ② 指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
- ③ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知
- ④ 積雪時における避難訓練

(4) 広域避難時の配慮

地震による大規模土砂災害の同時多発や津波、その他の様々な災害と地震災害が複合したことにより、広域避難が必要となった場合を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 県外周辺自治体との連携体制整備
- ② 災害対策指揮機能が市域外に移転する必要があった場合についての対策
- ③ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ④ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 主な取組

- (1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
- (2) 避難指示等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 避難指示等の発令に関する客観的基準を設定する。
- (4) 避難誘導体制の整備に努める。
- (5) 想定される避難者数や移動距離等に留意し、指定避難所等の適正な配置に努める。
- (6) 避難指示等の発令時の避難行動要支援者避難誘導体制の確立に努める。
- (7) 指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。
- (8) 指定避難所等の開設・運営における、市民の主体的な関わりを推進する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。

ア 災害ハザードマップ・液状化しやすさマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

イ 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

ウ 災害時における家族等との連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

オ 早期の避難行動につなげるため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

② 地域の役割

相互の協力の下、町内会、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

ア 地域の危険箇所、避難路、指定避難所等を事前に確認すること。

イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

ウ 地域住民の安全を確保するための取組、指定避難所等・危険箇所、避難行動要支援者の安否確認・支援の方法、情報伝達体制・避難誘導体制の把握・確認等のため、地域の防災訓練等を積極的に実施すること。

エ 地域が主体的に指定避難所等を開設、運営できるよう、訓練に参加すること。

③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割

下記の事項に十分留意し、さらに各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難誘導等の安全確保対策を講じる。

ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

- (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- (ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- (エ) 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- (オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

- (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
- (ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くように努めるものとする。

④ 企業・事業所の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

ア 避難行動要支援者や一時滞在者の避難を支援すること。

イ 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難所等として提供すること。

(2) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

① 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被

害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。
なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

② 避難指示等情報伝達体制の整備

ア 避難を要する住民の情報が常時把握できる環境を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の避難行動要支援者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 上越ケーブルビジョン㈱との協定に基づき、避難指示等の伝達体制を確保する。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

カ 早期の避難行動につなげるため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

③ 避難指示等の発令基準

本市における避難指示等の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。

区 分	発令時の状況等	市民に求める行動
【警戒 レベル3】 高齢者等 避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれがある状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を開始する。 （避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）するための準備を開始する。
【警戒 レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、避難（立退き避難）を開始する。
【警戒 レベル5】 緊急安全 確保	災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況	① 避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② 適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する（緊急安全確保）。

④ 避難誘導體制の整備

ア 避難指示等を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を推進する。

ウ 地域が共同で避難行動要支援者の避難誘導に協力できる関係を構築できるよう、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に避難行動要支援者の居住状況や必要な支援内容等の情報を提供するなど地域の活動支援に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

ア 指定と周知

- (ア) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。
- (イ) 指定避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点

- (ア) 地区別に指定し、歩いて避難できる程度の近傍に確保するように努める。
- (イ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (ウ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。
面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1㎡とし、指定避難所は1人当たり3.5㎡以上とすることに努める。
- (エ) 指定避難所は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。
- (オ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するように努める。
- (カ) 避難所等の耐震性や、地域のハザード情報等も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努めること。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。

- (ケ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りに努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進すること。
 - (コ) 指定避難所は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するとともに、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努める。
 - (サ) 指定避難所には、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した設備の整備を推進する。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
 - (シ) 指定避難所において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
 - (ス) 飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
 - (セ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (ソ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
 - (タ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。
 - (チ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換や、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保険医療体制の構築に努めるものとする。
- ウ 即応体制の整備
- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を開放できるよう、自主防災組織等、地域の住民に鍵の管理・開錠を委託する。
 - (イ) 指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
 - (ウ) 指定避難所等の運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
 - (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
 - (オ) 指定避難所等には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
 - (カ) 指定避難所等の開設・運営について、自主防災組織や防災士等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。
 - (キ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が

続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (ク) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (ケ) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (コ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 災害時において、指定避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。
- (イ) 福祉避難所の開設及び管理運営については、市が定める福祉避難所開設・運営マニュアルによるものとする。

⑥ 避難所開設・運営マニュアルの習熟

災害時における指定避難所の管理・運営を適切に行うため、指定避難所の開設及び管理運営に関する事項について定める避難所開設・運営マニュアルを習熟する。

⑦ 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、町内会、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

⑧ 市民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア団体、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所及び指定避難所を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(3) 県の役割

① 市民への防災に関する情報の提供

- ア 地震に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。
- イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて市民に提供する。
- ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。

② 市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の市への提供

- (ア) 地震被害想定や津波浸水想定区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

- (ア) 県から市への警報等の迅速な伝達体制を維持・強化する。
- (イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
- (オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 指定避難所等の確保への協力

- (ア) 市の指定避難所等に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
- (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
- (エ) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

第1章 災害予防計画
第5節 避難体制の整備

- (ウ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りについて市町村を支援する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

- (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

オ 広域避難に係る市の調整

- (ア) 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援
市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
- (イ) 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援
市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。
- (ウ) 具体的な避難方法と手順についての事前計画
大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (エ) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 関係機関の役割

① 北陸地方整備局

- ア 市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 過去の地震災害の記録等や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、市民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。
- ウ 国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

② 新潟地方気象台

- ア 市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について

の普及・啓発に努める。

イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が身を守るために必要な情報等を随時提供する。

ウ 市が行う避難情報に関するガイドラインや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

③ 福祉関係者の役割

民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者は、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に則り、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第6節 要配慮者の安全確保

担当：高齢者支援課、生活援護課、危機管理課、多文化共生課、地域政策課、市民課、広報対話課、契約検査課、建築住宅課、福祉課、地域医療推進課、健康づくり推進課、国保年金課、こども家庭センター、幼児保育課

1 計画の方針

(1) 基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を払う。また、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、町内会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下、本節において「社会福祉施設等」という。）は協力しながら避難行動要支援者の名簿を整備するなど、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、避難行動要支援者が居住している住宅の雪下ろし、除雪等に関して必要な措置を講じる。また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市と協力して、指定避難所等、避難路の確保のため適時除雪等を実施する。

(3) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備

多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・旅館・ホテルなどの施設においては、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう配慮する。

2 主な取組

- (1) 避難行動要支援者名簿を整備するなど把握体制を確立する。
- (2) 要配慮者への支援に関する啓発、訓練等を適切に実施する。
- (3) 避難誘導及び避難所等の管理等に関する体制を確立する。
- (4) こころのケア・保健福祉体制等に関する体制を確立する。
- (5) 要配慮者向けの避難所機能を確保する。
- (6) 避難支援等関係者の安全を確保する体制を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 避難行動要支援者及び家族の役割

ア 日頃から、自らできることは事前に準備し、万が一の場合に備え、避難する場合の避難所等や2階からの避難方法を検討しておく。

イ 市が実施している「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」への協力に努め、日頃

から隣近所との交流を深め、地域から協力を得られるよう努める。

② 地域、町内会、自主防災組織等の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域のコミュニティづくりに努める。また、地域全体で避難行動要支援者の支援に取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自主防災組織（町内会）、消防団、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の状況把握や避難行動要支援者への支援が行える体制の整備に努める。

③ 企業・事業所等の役割

ア 企業等の役割

障害のある人を雇用している企業及び特別支援学校等は、障害のある人の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所等まで円滑に避難できるように努める。

イ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の避難行動要支援者の中で治療、看護、介護等が必要な避難行動要支援者の受入れ体制の整備を図る。

ウ 外国人関係団体の役割

(ア) 国際交流協会

市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

(イ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

④ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員などの福祉関係者等は、避難行動要支援者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、県、市及び防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 市の役割

① 要配慮者の支援

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、本節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 名簿に掲載する者の範囲

- ・65歳以上のひとり暮らしのうち、自ら避難することが困難な者
- ・65歳以上のみで構成される身体が虚弱な世帯のうち、自ら避難することが困難な者
- ・要介護3以上の認定を受けている方のうち、自ら避難することが困難な者

- ・身障害者手帳の交付を受けている者のうち、自ら避難することが困難な者
- ・療育手帳の交付を受けている者のうち、自ら避難することが困難な者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら避難することが困難な者
- ・難病患者のうち、自ら避難することが困難な者
- ・避難支援関係者等の判断により、支援が必要な者
- ・日中独居となる虚弱な高齢者などで、自ら避難することが困難な者

(イ) 名簿に掲載する個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所または現居住地
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする区分または事由
- ・上記のほか、避難支援等の実施に関し市で必要と認める事項

(ウ) 個人情報の入手方法

要支援者の特定と必要な支援情報を把握するため、関係機関からの情報や市で保有する高齢者や障害のある人の情報を基に要支援候補者名簿を作成するとともに、要支援者からの希望や同意による情報の収集を行う。

(エ) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者からの情報のほか、関係機関からの情報を基に、避難行動要支援者の支援情報を常に最新の内容に更新・削除し、少なくとも年1回情報共有先に提供する。

また、避難行動要支援者の支援情報に変更があった場合、避難行動要支援者は速やかに市へ連絡する。

イ 名簿情報の事前提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたときを除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

名簿情報を提供する支援関係者

- ・市関係部局
- ・警察
- ・消防（消防署、消防団）
- ・民生委員・児童委員
- ・自主防災組織（町内会）
- ・地域包括支援センター
- ・上越市社会福祉協議会

- ・福祉避難所に指定した施設

また、市は名簿情報を提供するときは、次のとおり名簿情報の漏えいの防止のため措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

名簿情報の漏えい防止措置

- ・市が講ずる措置

名簿作成時にコピーできない用紙を使う。

- ・名簿情報の提供を受ける者に求める措置

提供された情報を目的外に使用しないなど、個人情報保護に関する誓約書の提出を求める。

なお、災害時に特に必要と認めて提供する者に対しては、誓約書は求めないが、情報の適切な処分（廃棄・返却等）を求める。

ウ 避難行動要支援者の個別の支援計画（個別避難計画）の促進

避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別の支援計画（個別避難計画）の策定の促進に努める。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者からの理解を求めるよう努める。

オ 避難行動要支援者の避難支援等に関する細目的な事項

上記アからエのほか、避難行動要支援者の避難支援等に関する細目的な事項は、市が別途作成する「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」において定める。

② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等

ア 避難誘導対策

要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難指示等の伝達に特に配慮するとともに、避難・誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中に危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。

イ 指定避難所等の設置・運営

市は、指定避難所等の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等と連携、協力しながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。

(ア) 指定避難所等の担当者は、避難者名簿の作成に当たり、要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認に必要な体制整備を図る。

(イ) 指定避難所等において、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め要配慮者に対して

必要なスペースの確保や障害のある人のための仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害の特性に応じた的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。

- (ウ) 指定避難所等において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 指定避難所等での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設や公営住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備に努める。
- (オ) 幼稚園・保育所・認定こども園、学校、医療施設など、要配慮者が多く滞在すると想定される場所への情報伝達体制を整備するとともに、各施設管理者は避難計画を作成する。
- (カ) 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。

③ 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

④ 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村、DWA T等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師等は指定避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備に努める。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

- (ア) 巡回等による健康相談・栄養指導
- (イ) こころのケア
- (ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、民生委員・児童委員、自主防災組織（町内会）、福祉関係機関、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備に努める。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は指定避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者の障害の種類及び程度に応じて的確に提供されるよう、掲示板、FAX、ホームページ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、文字放送等を活用する体制を整備し、設備又は機器の設置を推進する。また、文字による情報入手が困難な視覚に障害のある人に対しては、大活字又は音声により、また聴覚に障害のある人に対しては、文字等により、知的・発達に障害のある人に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより必要な情報提供を行うことができるよう体制整備を図る。

(エ) 緊急の通報

障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進を図る。

⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対し、生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備に努める。

⑥ 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、外国人の転入手続き等の機会やホームページ等の広報媒体を活用して、外国人への防災知識の普及啓発、指定避難所等や避難路の周知徹底を行う。

イ 外国人に分かりやすい表示の推進

指定避難所等、避難標識等の災害に関する表示板を、外国人に分かりやすく記載、表示する。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

エ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(3) 県の役割

① 避難誘導・指定避難所等の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制の整備を図る。

② 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある人のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿

泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

③ 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対してDWA Tの派遣を要請する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制の整備に努める。

ウ 福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所等）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備に努める。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定等により福祉避難所を確保するよう、市町村へ働きかけるとともに、福祉避難所の運営に資する人材や備蓄物資の確保について、市町村や関係機関と連携して取り組む。

旅館及びホテルの借上げについては、県が新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備に努める。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者の障害の種類及び程度に応じた的確に情報提供が行うことができる体制の整備を図るとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動が行えるよう体制整備に努める。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講ずる。

④ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

⑤ 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

第7節 地震火災の予防

担当：危機管理課、市民安全課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び防火に関する知識の普及に努め、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

さらに、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

② 市及び上越地域消防事務組合は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火訪問等を重点的に実施し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 主な取組

(1) 消防団の充実強化

(2) 消防水利の確保

(3) 防火思想の普及促進

(4) 自主防災組織の育成強化

(5) 大規模地震に対応した自衛消防組織の育成・強化支援

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置に努める。

イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ 台所等、火を使う場所の不燃化に努める。

オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏洩防止等の安全管理に努める。

第1章 災害予防計画

第7節 地震火災の予防

キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。

ク 町内会及び自主防災組織等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

② 地域の役割

町内会及び自主防災組織は、防災訓練時の初期消火訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災予防意識の高揚と対応能力の向上に努める。

③ 企業、事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等、避難行動要支援者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

(2) 上越地域消防事務組合の役割

① 市民等に対して防火座談会等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。また、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底を図る。

② 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し重点的に予防査察を実施し、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。

③ 消防設備士、予防技術資格者、防火対象物点検資格者、消防設備点検資格者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理体制の整備を図る。

④ 初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

⑤ 消防水利の位置を明記した水利台帳を整備する。

⑥ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練の実施に努める。

⑦ 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(3) 市の役割

① 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

② 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団

協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防車両等の整備等、機動力の強化を図る。

③ 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備等、地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

また、積雪期の消防水利を確保するため、消防団等による除雪等を的確に行う。

④ 防火思想の普及促進

市民に対して、県、消防団及び上越地域消防事務組合と連携、協力しながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

⑤ 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

⑥ 防災士、消防設備士等の活用

防災士、消防設備士、予防技術資格者、防火対象物点検資格者、消防設備点検資格者等の資質の向上を図り、事業所等における自衛消防組織等、防火管理体制の整備を図る。

⑦ 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となる場合もあることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、可能な範囲で指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時ヘリポート適地としてあらかじめ指定する。

(4) 県の役割

① 防火思想の普及促進

市、上越地域消防事務組合と協力しながら市民への広報活動を行い、出火防止や消火・避難対策の普及を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理を促進する。

② 自主防災組織の育成強化の支援

市と協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育、訓練等の活動を支援し、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

③ 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

④ 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

(5) 上越海上保安署の役割

地震発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第8節 救急・救助体制の整備

担当：危機管理課、地域医療推進課、高齢者支援課、健康づくり推進課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震等大災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市、上越地域消防事務組合、県及び県警察は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 積雪期の対応

市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制等の整備に努める。

2 主な取組

- (1) 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、施設及び設備、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。
- (2) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実等、迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。
- (3) 市、消防団及び上越地域消防事務組合は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。
- (4) 市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の災害発生時における道路の除雪体制及び避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。
- (5) 各機関相互の連携強化による効果的な救急・救助活動体制を整備する。
- (6) 県、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。
- (7) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊及びドクターヘリ基地病院

は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、平常時から地域、学区、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

② 企業・事業所等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策及び召集体制の確立、病院が被災した場合の対応計画策定に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における医療従事者及び医療資器材、医薬品等の確保・提供体制確立に努める。

(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割

① 消防体制の整備

ア 市は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実を図るとともに、地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

イ 市及び上越地域消防事務組合は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、資機材及び人員等の整備充実を図る。

② 救急・救助体制の整備

ア 市（消防団）及び上越地域消防事務組合は、救急、救助訓練及び応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を推進する。

イ 市は、同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

ウ 市及び上越地域消防事務組合は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、県警察及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

エ 災害派遣医療チーム（新潟DMA T）の受入れができる体制整備に努める。

③ 医療体制の整備

市は、（一社）上越医師会、日本赤十字社新潟県支部、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の

供給支援体制を整備するとともに、薬剤師会と協定等を締結することにより、連携強化に努める。

④ 関係機関相互の連携

ア 市（消防団）は、上越地域消防事務組合、警察署、県、及び医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

イ 市は、降雪期及び災害発生時における救急救助が円滑に行われるよう、道路除雪情報及び道路不通情報について、上越地域消防事務組合との情報共有に努める

ウ 市は、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で災害対応に当たる消防団員と上越地域消防事務組合が直接連絡できる通信体制の整備に努める。

エ 上越地域消防事務組合は、同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

オ 上越地域消防事務組合は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。また、応援隊受入れに際して必要となる市災害対策本部との連絡調整方法、宿泊場所の確保及び車両集結場所適地等について市と協議し、あらかじめ定める。また、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動の指揮を行うことができるよう体制を整備する。

カ デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。

(3) 県の役割

① 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市、上越地域消防事務組合間の連絡体制を確保する。

② 救急医療連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

③ 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

⑤ 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

⑥ 航空消防防災体制の充実

消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、上越地域消防事務組合との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

⑦ 航空機保有機関との協力体制の確保

県、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。

② 県医師会の対策

県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要がある場合の協力体制を整備する。

③ 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

④ 新潟DMAT指定医療機関の対策

災害発生時に市、県からの支援要請などに迅速に対応するため、新潟DMAT、医療救護班及び医師等医療関係者を派遣し災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

⑤ ドクターヘリ基地病院の対策

ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第9節 医療救護体制の整備

担当：健康づくり推進課、地域医療推進課、危機管理課

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害の被害に遭うケースが多いことから、市及び上越地域消防事務組合は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 主な取組

(1) 市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 県災害時医療救護活動マニュアルに基づき、被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整・情報共有等の業務を行うため、上越保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）、市、保健所及び県医務薬事課等が、それを支援する体制を整備する。

(3) 市、県、医療機関及び医療関係団体は、医薬品や医療資器材の備蓄・調達体制を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

市民は、定期的に服用している薬や常備薬をいつでも持ち出せるように平常時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

(2) 一般社団法人上越医師会の役割

① 災害発生時の対応マニュアルを整備するとともに、市が指定避難所において救護所を開設する場合に備え、市と協議の上、医師と市職員による医療救護班の編成計画をあらかじめ定める。

② 災害医療コーディネートチーム機関として、チーム員をあらかじめ指名する。

③ 市、上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）及び他のコーディネートチーム機関等との情報伝達手段等の確保に努める。

(3) 医療機関等の役割

① 災害医療コーディネートチーム機関となっている医療機関

チーム員をあらかじめ指名するとともに、市、上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）及び他

のコーディネートチーム機関等との情報伝達手段等を確保する。

② 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

(ア) 市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して 病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

- a 災害対策委員会の設置
- b 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- c 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- d 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- e 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- f 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- g その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等、病院が被災した場合の対応等）

(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行うものとする。

ウ 災害拠点病院

災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

(ア) 地域災害拠点病院

- a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- a 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

第1章 災害予防計画
第9節 医療救護体制の整備

- b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

③ 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県からDMATの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMATを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

④ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

⑤ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

⑥ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、JDAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、JDAT、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(4) 市の役割

災害発生時に市民の生命及び健康を守るため医療救護活動を円滑に行うため、救護所開設時に備え、医療救護体制を整備する。

① 救護所開設のための体制整備

 ア 救護所設置予定施設の指定

指定避難所に指定した学校等の中から、原則として各中学校を救護所としてあらかじめ指定し、市民に周知する。

 イ 医師等の協力体制の整備

傷病者の状況に応じて、救護所に市職員を配置する。また、傷病者の状況から、必要があれば、(一社)上越医師会に協力を依頼する。

また、必要に応じて応援協定に基づき、新潟県柔道整復師会上越支部に協力を依頼する。

 ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合に円滑な医療救護活動が実施できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う

② 救護所等の医療資器材等の確保

救護所においては保健室に備え付けの医療資器材等を使用する。

- ③ 市は、災害医療コーディネートチーム機関として、チーム員をあらかじめ指名するとともに、上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）及び他のコーディネートチーム機関等との情報伝達手段の整備に努める。
- ④ 市は、指定避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合を想定し、救護センター（原則として上越保健所）の設置・運営方法等について、あらかじめ協議する。

(5) 県の役割

① 新潟DMATの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMATの派遣体制の整備を行なう。

新潟DMATは、原則として1チームにつき医師2名、看護師2名、業務調整員1名の5名で構成する。

② 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で30班編成する。

イ 県歯科医療救護班（新潟JDATを含む）

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で6班編成する。

③ 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。

新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

④ 災害支援ナースの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の看護医療活動を支援するため、災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。災害支援ナースは、原則として、看護師2～3名で構成する。

⑤ 救護センター【患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所】の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、指定避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

第1章 災害予防計画

第9節 医療救護体制の整備

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

⑥ 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑦ 救急連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システムを活用するなど、行政・上越地域消防事務組合・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

⑧ 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3郡市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、（公社）新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

⑨ 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

⑩ 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

⑪ 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、（一社）新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

⑫ 災害医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑬ 活動の調整

ア 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、（一社）新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、（一社）新潟県歯科医師会、（公社）新潟県薬剤師会、（公社）新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(6) 新潟県柔道整復師会上越支部の役割

（公社）新潟県柔道整復師会上越支部は、応援協定に基づく応急救護活動が迅速、的確に行えるよう、市との情報伝達手段を確保し、市が指定避難所において救護所を設置する場合に備え、マニュアル等の整備に努める。

第10節 食料・生活必需品等の確保

担当：危機管理課

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① 避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本として、家庭・企業・事業所内の備蓄や避難時の持ち出し品も備えておく。地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び（簡易トイレ等の）生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- ② 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等を確保できない市民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ③ 市は、物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し物資等の提供又は調達の代行を要請する。県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。
- ④ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。
- ⑤ 孤立する可能性がある避難所等への物資供給の方法を確立する。
- ⑥ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を確保しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- ⑦ 市及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- ⑧ 市及び県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
- ⑨ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ① 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を要する者を特定し、これらの者に必要な食事及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備し、県は、市の体制整備を

支援する。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。

- ② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備する。
- ② 市は、指定避難所等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- ③ 市は、指定避難所等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備に努める。

(4) 孤立可能性集落における対応

- ① 市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。
- ② 孤立発生時における、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 夏季における対応

市は、夏季においては、指定避難所等が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 主な取組

- (1) 自助・公助・共助概念の定着化を図る。
- (2) 食糧・物資・資機材等の備蓄品の拡充と更新を適切に行う。
- (3) 支援物資の受け入れを適切に行う。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要のある者は、平常時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等、停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯式のトイレ、携帯ラジオ等）を事前に用意するよう努める。

第1章 災害予防計画

第10節 食料・生活必需品等の確保

② 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

(2) 市の役割

① 物資等の備蓄

- ア 水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。
- イ 不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において物資等を備蓄する。
- ウ 災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい発電機や暖房器具等の品目は、市での備蓄に努める。
- エ 備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者、女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。

② 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

③ 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

④ 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポート適地として整備するよう努めるとともに、ヘリコプターの要請手順・運用方法の習熟に努め、ヘリコプターの効率的な運用を図れる体制を確立する。

- ア 離着陸に必要な面積があること。
- イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- エ 避難所との重複指定は努めてさけるとともに、安全体制を確立する。
- オ 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

⑤ 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

⑥ 市民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資等の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に指定避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(3) 県の役割

① 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。

② 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

③ 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

④ 燃料の緊急供給体制の整備

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

⑤ 市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡を密にする。

第1章 災害予防計画

第10節 食料・生活必需品等の確保

② 公益社団法人新潟県トラック協会

ア 市からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

③ 新潟県石油業協同組合

ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第11節 廃棄物処理体制の整備

担当：生活環境課

1 計画の方針

大規模地震発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震の発生に伴う建物等の災害がれき及び指定避難所等から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、「災害廃棄物対策指針」（平成31年3月 環境省）」を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画 第4部 災害廃棄物処理計画」を作成している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

2 主な取組

処理業務のスケジュール

	初年度		次年度		三年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場選定						
仮置場設置工事						
災害廃棄物の搬入						
災害廃棄物の処理						
仮置場の撤去						
最終処分						

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

- ① 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化等、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- ② 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時での廃棄物処理に協力するよう努める。

(2) 市の役割

① 災害廃棄物処理計画の周知

ア 市では、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、市民に周知する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会をとらえ啓発を行う。

② 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定限度の余裕をもった施設の整備に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

③ 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等との災害時応援協定締結等により災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

① 広域処理体制の整備

ア 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

イ 関係団体、近隣他県、国との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

ウ 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

(4) 関係機関の役割

① 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

② 新潟県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

- イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。
- ③ 一般社団法人新潟県産業資源循環協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ④ 一般社団法人新潟県浄化槽整備協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ⑤ 一般社団法人新潟県解体工事業協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ⑥ 公益財団法人新潟県環境保全事業団
 - 県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第12節 地盤災害の予防

担当：都市整備課、河川海岸砂防課、農林水産整備課、危機管理課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が軟弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪等の自然現象により発生又は拡大する二次的災害によるものと大別される。このため、予防計画も地震が発生する前に行うものと、地震発生直後に行うもの（地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象による地盤災害の発生又は拡大を防止するもの）からなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時における移動の困難性を考慮し、地域の町内会や自主防災組織と連携した警戒及び避難体制を整備する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市は、避難時における移動の困難性を考慮し、地域の町内会や自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。

また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施する。

2 主な取組

- (1) 液状化マップや土砂災害ハザードマップ等を作成し危険地域を把握するとともに、市民へ周知する。
- (2) 土砂災害が発生したときに備え、警戒避難体制を整備する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの土砂災害対応を適切に行うことができるように、自主防災組織による避難訓練等の実施に努める。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないよう配慮する。

(2) 市の役割

① 危険箇所の把握

市は、地震により地すべり、がけ崩れ、液状化等の地盤災害の発生が予想される危険箇所について、県及び関係機関の協力を得て把握に努める。

② 市民への土砂災害警戒区域及び液状化危険箇所等の事前周知

市は、地震発生時に市民ができる限り速やかに危険箇所から避難できるよう、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

また、宅地が液状化により被災しないよう液状化マップ等による液状化危険地域の周知にも努める。

③ 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

④ 住宅への対応

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所を周知するとともに、必要に応じて住宅の移転促進対策を検討する。

⑤ 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等（戸別受信機を含む）の整備に努める。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地は、資料編のとおりである。また、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達体制を整備する。

ウ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを顧慮するよう努める。

エ 土砂災害に関する情報、指定避難所等に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

オ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関

第1章 災害予防計画

第12節 地盤災害の予防

する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

⑦ 地すべり巡視員による巡視

市は、巡視計画を定めるとともに、地すべり巡視員と連携して土砂災害の兆候の早期発見に努める。

⑧ 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、関係機関、地元住民の協力を得て危険箇所及び対策施設の調査点検を速やかに実施する。異状が発見された場合、県および関係機関に報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

ウ 避難指示等の発令

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、避難指示等を発令する。

エ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域の把握について、崩壊や亀裂等が植生等で覆われている場合や、地盤内部の亀裂発生や地盤の脆弱化が進行している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあることから、市は関係機関と連携して地震発生後の二次的な土砂災害の監視体制を強化する。

(3) 県、国の役割

① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

② 砂防事業の実施

③ 地すべり対策事業の実施

④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施

⑤ 土砂災害警戒区域等の調査及び市民への周知

⑥ 情報伝達体制の整備

⑦ 市の防災体制整備への支援

⑧ 市が行う住宅の移転促進支援

⑨ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

イ 土砂災害警戒区域における対策

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

⑩ 地すべり防止区域の巡視業務委託

⑪ 専門技術ボランティア等の活用

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用

イ 砂防・治山ボランティアとの連携

- ⑫ 土砂災害緊急調査実施体制の整備
- ⑬ 二次災害の予防
 - ア 迅速な応急対応への備え
 - イ 土砂災害警戒区域等の調査点検
 - ウ 土砂災害警戒区域等の応急対策
 - エ 二次的な土砂災害への対策

第13節 治山・砂防・河川・海岸施設等の地震対策

担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、生活排水対策課、
雨水施設課、ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

また、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合対策は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に配慮した施設の整備を行うとともに、適切な情報伝達を行うことができる体制及び施設を整備する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によっては消防防災ヘリコプター、無人航空機等の活用により、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

2 主な取組

(1) 市及び県・国は、治山施設、砂防施設、河川管理施設、海岸保全施設等を、計画的な整備を推進し、市民の安全確保を図る。

(2) 市は、土砂災害や液状化危険度、洪水ハザードマップの作成、配布等により、それぞれの危険箇所を市民へ周知する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・地域の役割

① 市民の役割

市民は、平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県及び関係機関へ連絡する。

また、地震発生後の洪水等二次災害時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難経

路や指定避難所等について、平常時より確認しておく。

② 地域の役割

市民は、地域における自助、共助の自主的な防災活動が、災害予防や実際の災害対応に不可欠であることを理解し、地域内住民の良好な関係が形成、持続されるよう努める。

また、地域ぐるみの災害対応及び避難が適切に行えるよう、町内会及び自主防災組織による地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

(2) 市の役割

① 治山・砂防施設

ア 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計、施工する。

イ 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

ウ 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について、維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

エ 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

市は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

② 河川・海岸施設等

防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設の浸水防止対策

(ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

減災対策

ア 水防体制の整備

市は、水防管理団体として、市の区域における水防責任を十分に果たすため、上越市防災会議に諮って水防計画を策定し、水防体制を整備する。水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危

第1章 災害予防計画

第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策

険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 要配慮者等利用施設への情報伝達体制の整備

市は、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定避難所等を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保を始め、事前避難の考慮など必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機を含む）を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

(3) 県・国の役割

① 治山・砂防施設

ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

イ 施設の維持・修繕

ウ 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化

② 河川管理施設等

防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備

(ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

(イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備

(ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討

(エ) 維持管理、長寿命化計画の実施

ウ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資機材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

a 県は、洪水、津波、高潮又は高波に際し、水災の警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。

- b 新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法その他水防活動に必要な事項を定めるとともに、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。また、本計画は公表する。
- c 県は、水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
- d 新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。
- (イ) 緊急用の水防資機材の確保
 - a 河川及びダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。
 - b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表する。
- (ウ) 情報管理手法の確立
 - 河川及びダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。
- (エ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
 - 河川及びダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や市（消防団）等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。
- イ 防災体制の充実
 - (ア) 河川防災情報システムの機器更新整備
 - 雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。
 - (イ) 河川情報の共有化
 - 河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線で接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。
- ウ 市民の防災意識の向上
 - (ア) 洪水ハザードマップの作成支援
 - a 洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成の促進に努める。
 - b 市民に分かりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。
 - (イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充
 - 主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定を推進する。
 - (ウ) 洪水予報河川の拡充
 - 流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。
 - (エ) 防災情報提供の充実
 - a インターネット等により提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より市民に分かりやすい情報提供に努める。また、橋梁等の構造物に量水線の設置を進めることにより、市民に分かりやすい情報提供に努める。

第1章 災害予防計画

第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策

- b 市民への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。
- (d) ダム放流警報スピーカーの市への開放
 市の要望に基づき、避難に関する情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。
- (e) 防災意識の向上に向けた啓発
 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。
- (f) 学校教育等との協力による防災教育の推進
 県は、市教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。
- エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上
 河川管理施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
 - (ア) 堤防等の点検強化
 人口や資産の集中している河川の区間や破堤等した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。
 - (イ) 河川巡視の強化
 河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。
 - (ウ) 河川管理施設の保全
 水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに設定された保全方針に基づき、適切に整備更新する。
- ③ ダム施設
 - ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理
 - イ ダム管理体制の整備
 - ウ 施設の維持・修繕・保全、施設の維持管理
 - エ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。
- ④ 海岸保全区域
 防災対策
 - ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検
 海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。
 - イ 低地における海岸堤防の整備
 - ウ 海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- 減災対策
 - ア 水防体制の整備
 - (ア) 緊急用の水防資機材の確保
 海岸施設の管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。

(イ) 情報管理手法の確立

海岸施設の管理者は、高潮や波浪等に関する防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(ウ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

海岸施設の管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や市消防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ 市民の防災意識の向上

市に対し、高潮ハザードマップの基礎資料の情報提供等の支援を行う。

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

第14節 農地・農業用施設の地震対策

担当：農林水産整備課

1 計画の方針

(1) 基本方針

① 各施設の共通的な災害予防対策

ア 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設については、一貫した管理が可能となるよう体制の整備を図るとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化に努める。

イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ 震災時における円滑な応急措置を実施するため、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

エ 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

オ 各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

② 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設置するとともに、液状化対策を実施する。

③ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等のうち、耐震性、耐浪性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

④ ため池施設の災害予防対策

老朽化が甚だしく、また耐震構造に不安のあるため池について、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づく計画的な施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施すことができるようにする。

2 主な取組

- (1) 災害対策用備蓄資機材の充実に努める。
- (2) 点検ルート of 合理化及び災害実績に応じた点検ルートの再構成を行う。
- (3) 災害対応マニュアルの充実に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 土地改良区等及び農業協同組合の連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から寄せられた被害情報を、速やかに関係機関に報告できるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震に関する情報等の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

土地改良区と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に、あわせて農地・農業用施設の機能を確保するため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

⑥ 災害時の点検、点検手順、点検マニュアル等の作成

中越大震災及び中越沖地震で被災した箇所については、被災しやすい地域と考えられるため、重点的な点検を実施する。

(2) 県の役割

① 市との連携確保

市から寄せられた被害情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への情報が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震に関する情報等の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第1章 災害予防計画

第14節 農地・農業用施設の地震対策

③ 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点農業用ため池などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

市、土地改良区等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、それらを取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から入手した被害発生を速やかに市に報告できるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震に関する情報等の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

市等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に、関係機関と協力しながら農地・農業用施設の機能を確保するとともに、被害状況に応じた体制を整備し必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(4) 防災関係機関の役割

防災関係機関及び団体等は、平常時より相互の連絡体制を整備する。

第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

担当：道路課、農林水産整備課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えるとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 新潟県緊急輸送道路の指定

新潟県地域防災計画では、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、一次から三次の緊急輸送道路として次図のとおり指定する。

① 一次緊急輸送道路

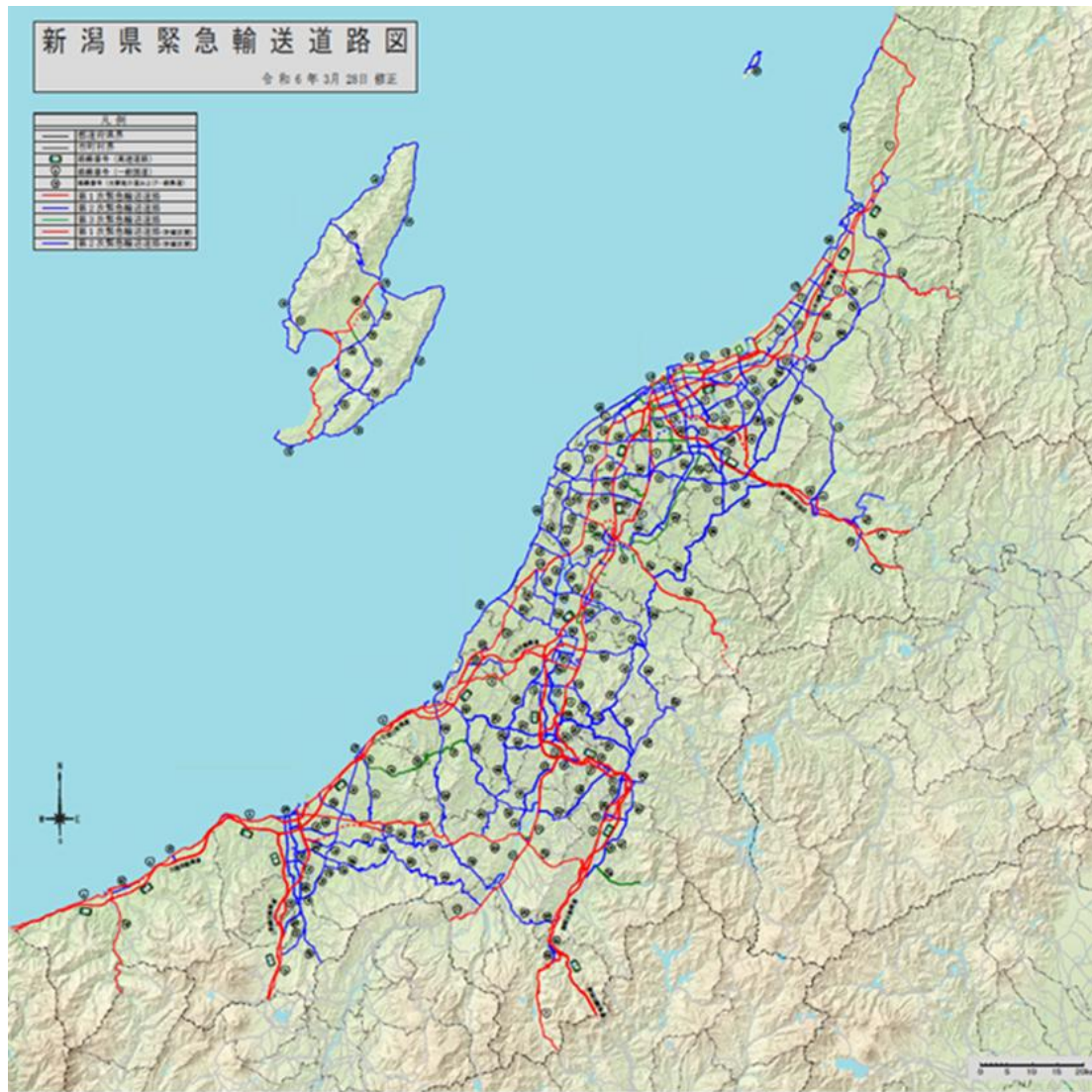
高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾等）

② 二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路（市庁等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

③ 三次緊急輸送道路

一次、二次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路



新潟県緊急輸送道路網図

2 主な取組

- (1) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。
- (2) 緊急輸送道路は災害発生時の広域支援ルートの一となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (3) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。
- (4) 災害時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。
- (5) 老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。道

路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

- (6) 被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。

3 それぞれの役割

道路管理者等は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。

また、道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努めるとともに、比較的標高が高い盛土道路の避難場所としての利用検討や、避難場所となりうる道路等へつながるアクセス路の設置検討や避難時間短縮のための避難階段の設置等について検討する。

(1) 道路施設の整備・強化

① 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

② 重要構造物

ア 橋梁

(ア) 耐震補強

平成24年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

(イ) 新設橋梁

国土交通省 都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）により設計する。

イ トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

橋梁に準じた耐震性能を備えた施設を整備し、被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止する。また、安全点検を確実にを行い、既存施設の必要な補強や修繕を施す。

③ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないよう維持管理に努めるとともに、街路樹の選定に当たっては、耐風性等を考慮する。

ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

エ トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

① 情報連絡体制の整備

道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

② 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。

③ 道路通行規制

各道路管理者は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、道路施設等に海拔情報を表示し、道路利用者に海拔情報を提供するなど、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第16節 港湾・漁港施設の地震対策

担当：産業立地課、農林水産整備課

1 計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び地震発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

2 主な取組

- (1) 地震発生に備え防災体制を確立する。
- (2) 海岸保全施設等の液状化対策を含めた耐震化を促進する。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (4) 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

3 それぞれの役割

- (1) 企業・事業所等の役割
 - ① 港湾・漁港内にある企業・事業所は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
 - ② 港湾内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送する企業・事業所は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。
- (2) 市の役割
 - ① 漁港施設の耐震強化
支援物資等の緊急輸送ネットワークの拠点として「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等により漁港の耐震強化を図る。
 - ② 防災体制の確立
「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考に、防災体制を確立する。
- (3) 県の役割
 - ① 防災体制の確立
 - ア 交通政策局及び農林水産部は、地震災害に対処するための防災体制を確立する。
 - イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平常時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や（一社）新潟県建設業協会、（一社）建設コンサルタント協会北陸支部等と協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。
 - ② 耐震強化岸壁の整備
平常時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・

第1章 災害予防計画

第16節 港湾・漁港施設の地震対策

漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

港湾の耐震岸壁整備

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況			
			施設名	水深	延長	適用
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南1号岸壁	-7.5m	200m	整備済
		東ふ頭	4号岸壁	-10.0m	170m	整備済

③ 防災拠点緑地の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルート进行勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努め、活用方法等について市と協議する。

また、漁港施設は緊急物資の輸送拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

④ 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地

区分	港名	地区名	緑地種別	緑地面積	摘要	(備考) 港湾計画上の緑地面積
重要港湾	直江津港	南ふ頭地区	防災拠点緑地	21,454 m ²	整備済	3.8ha

第17節 建築物等の災害予防

担当：建築住宅課、施設を管理する課

1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物の損壊等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

① 災害時の指定避難所等あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

ア 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎、総合事務所庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市、県等の地域機関庁舎等）
- (エ) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）
- (カ) ライフライン等生活基盤となる施設の管理建物

イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。

(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年6月）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- a 飲料水の基本水量の確保
 - b 非常用電源の基本能力の確保
 - c 配管設備類の耐震性強化
 - d 防災設備の充実、他
- (ウ) 耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

第1章 災害予防計画
第17節 建築物等の災害予防

(エ) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引き

② 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある施設の防災対策を以下のとおり実施する。

ア 地震発生時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底

エ 地震発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の敢行

カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。

ア 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られ、さらに、過去の地震や大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。

今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など非構造部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。

イ 耐震改修推進計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

(ア) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

(イ) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

(ウ) 新耐震基準施行（昭和56年6月）前に建築された住宅・建築物については、耐震診断及び改修について啓発・指導を行う。

(エ) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。

また、高層建築物における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

- (オ) 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難所等並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。
- (カ) がけ地等における安全立地について、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- (キ) 緊急輸送道路沿い建物の耐震化を促進する。
- (ク) 住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。
- (ケ) 工事中の建築物において、地震又は津波時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- (コ) 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- ② 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。
- ③ 高齢者や障害者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェルターや耐震ベッドの情報提供を行う。

(3) 積雪期の対応

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- ② 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止、軽減するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 主な取組

- (1) 既存不適格建物を把握するとともに、耐震改修支援について年度計画を策定し実施する。
- (2) 歴史的建築物保存との共存に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び非構造部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。

② 地域の役割

地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民等に周知する。

③ 企業・事業所等の役割

第1章 災害予防計画

第17節 建築物等の災害予防

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 市の役割

① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする施設の災害予防推進対策

- ア 市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
- イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- ウ 緊急輸送道路沿い建物の耐震化する必要性について周知に努め、耐震化を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 住宅・建築物の耐震化の推進

実際に住民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法、液状化対策等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、上越市耐震改修促進計画を策定するとともに、耐震診断及び耐震補強工事の助成制度等、耐震改修を促す取組を推進する。加えて、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置等の補助制度について、国及び県と連携して取り組む。

④ 地域性に配慮した建築物の震災対策に関する指導等の方針

雁木町家等の歴史的建築物が多い高田地区などには、構造面から限定的な耐震化や防火対策しか出来ない建物も存在する。

歴史的建築物保存と建築物に関する震災対策が共存するよう、ハード面の改修だけではなく、所有者や所在する地域が協力して防火、防災訓練を行うなどソフト面からの対応も考慮する。

⑤ 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(3) 県の役割

① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする施設の災害予防推進対策

- ア 県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 建築物の耐震化の推進

実際に住民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

④ 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(4) 新潟地方気象台の役割

高層建築物等における長周期地震動対策として、長周期地震動に関する情報提供を図る。

(5) 上越地域消防事務組合の役割

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第18節 鉄道事業者の地震対策

担当：交通政策課、危機管理課

1 計画の方針

東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 主な取組

- (1) 関係機関等との連絡体制を整備する。
- (2) 応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

3 それぞれの役割

(1) 鉄道事業者の役割

① 施設面の災害予防

- ア 施設の保守管理
- イ 近接施設からの被害予防

② 体制面の整備

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 情報伝達方法の確立
 - (ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。
 - (イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

③ 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

- ア 建設機材の現況把握及び運用
- イ 技術者の現況把握及び活用
- ウ 災害時における資材の供給等

④ 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(2) 市の役割

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

(3) 県の役割

県はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第19節 非常用通信網の整備と地震対策

担当：危機管理課、行政イノベーション課、用地管財課

1 計画の方針

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、非常用通信施設設備の災害に対する安全性の確保、停電対策及び非常用通信施設設備被災の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等の防災対策を推進する。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

2 主な取組

情報伝達、情報収集システムを多重化し、施設設備が被災した場合の代替性を確保する。

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 市防災行政無線システムの整備

ア 同報系無線の整備

災害時における被害の軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報伝達及び指定避難所等からの情報収集等を行うため、デジタル同報通信システムの全市一元化を図るとともに、コミュニティFMによる緊急告知FMラジオ等を整備する。

イ 移動系無線の整備

災害時における被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関等との迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

② 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

③ 市、県防災行政無線システム及び全国瞬時警報システム「Jアラート」の運用

ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるよう、体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的 to 実施し、無線運用の習熟に努める。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

④ 緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。また携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

⑤ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

電源設備については、浸水等の影響を受けない場所に設置する。

⑥ 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

⑦ 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

⑧ 災害時の情報収集伝達に利用する通信設備

市では、情報収集・伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化を図り、同報系無線・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・広報車・消防車・ファックス等を情報収集伝達手段として整備、活用を図るとともに、今後機器の耐震化や代替性の確保を行い確実な情報収集伝達に努める。

また、緊急地震速報の受信体制及び有効利用する体制を確立する。

⑨ 全国瞬時警報システム「Jアラート」の習熟

全国瞬時警報システム「Jアラート」の習熟に努め運用体制の確立を図る。

⑩ 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

⑪ 常用の通信手段が利用できない場合の対応

常用の通信手段が利用できない場合は、伝令など人的手段によるほか、アマチュア無線局（上越アマチュア無線防災連絡協議会との「災害時通信ボランティア協力協定」）を利用するなど、非常用通信手段の確保に努める。また、この場合において情報の取扱いについて十分配慮する。

(2) 県の役割

県は、次の施設整備及び対策を推進する。

① 新潟県震度情報ネットワークの整備

② 新潟県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

イ 移動系無線施設

③ 防災相互通信用無線機の整備

④ 緊急地震速報受信設備の整備

⑤ 停電対策

⑥ 耐震対策

⑦ 新潟県防災行政無線施設の運用

⑧ 通信機器の配備及び調達体制の整備

⑨ 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備

第1章 災害予防計画

第19節 非常用通信網の整備と地震対策

を図る。あわせて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に情報を集約できるよう努めるものとする。

⑩ ホームページ用通信回線バックボーン容量の拡大

(3) 防災関係機関の役割

防災関係機関は、次の対策を行う。

① 国土交通省高田河川国道事務所

ア 非常用通信網等整備の推進

イ 災害による停電等に対応するため河川、道路等の公共施設管理施設及び光ファイバ網・マイクロ回線施設に非常用発電設備等の整備を推進する。

② 上越海上保安署

ア 通信設備の維持管理

イ 通信系の確保

ウ 通信訓練への参加

③ 県警察

ア 警察無線通信施設の整備

イ 停電対策

ウ 耐震対策

エ 通信の確保

④ 上越地域消防事務組合

ア 消防無線通信施設の整備推進

イ 停電対策

ウ 耐震対策

エ 通信の確保

第20節 放送事業者の地震対策

担当：広報対話課、危機管理課

1 計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 主な取組

市は、災害時において各放送事業者との間における連絡要請などが円滑に行われ、また報道機関への情報提供ができるよう体制を整備するとともに、災害対応と取材が錯綜しないよう広報体制を構築する。

3 各放送機関の地震対策

(1) 日本放送協会新潟放送局（NHK）

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施する。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、平常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施する。

(2) 民放テレビ上越4支社（BSN、NST、TeNY、UX）

- ① 対策計画の整備
- ② 体制面の整備
- ③ 放送体制の確保
- ④ 防災教育及び防災訓練の実施

4 コミュニティFM、ケーブルテレビとの連携

コミュニティ放送を行っている上越ケーブルビジョン㈱は、市と連携して災害時に緊急割込み放送を行うことができるよう体制を確立する。

5 災害時の放送と市との連携

災害時の放送内容は、緊急を要する事項や、継続的な生活情報などと多岐に渡る。

市は、各放送事業者と事前に協議し、広報文をあらかじめ作成するなど、速やかな放送が可能となる体制を構築する。また、災害発生時の現場取材において混乱が発生しないよう、取材と情報発信のあり方等について市と放送事業者との連携のもとに検討する。

第21節 電気通信事業者の地震対策

担当：危機管理課

1 計画の方針

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 主な取組

市は、災害時に電気通信事業者と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

3 電気通信事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計（ケーブルの地中化を含む）並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

- ① 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策
- ② バックアップ対策
- ③ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

(2) 体制面の整備

平常時における防災準備体制の整備を図り、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するために必要な体制を整える。また地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

- ① 災害対策本部等の設置
- ② 復旧要員の確保及び応援協力体制
- ③ 防災教育及び防災訓練の実施

(3) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

- ① 復旧資材等の調達
- ② 復旧資材等の運搬方法
- ③ 災害対策用資材置場等の確保

(4) 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、

第1章 災害予防計画

第21節 電気通信事業者の地震対策

通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

① 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ウ インターネットを通じての周知

② 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

4 市との連携

市と電気通信事業者は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第22節 電力供給事業者の地震対策

担当：危機管理課

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 主な取組

市は、災害時に電力供給機関と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

3 電力供給機関の役割

(1) 設備面の災害予防

① 電力設備の安全化対策

電力設備は、地震の被災事例等の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

② 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には相互に供給力の応援を行うことになっている。

このため、重要な送・配電線施設の2回線化及びループ化など信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化する。

(2) 体制面の整備

体制面の整備として次の項目に対し重点を置く。

① 電力の安定供給

② 防災訓練の実施

③ 電気事故の防止

(3) 災害対策用資材等の確保

① 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、道路状況・輸送手段などを総合的に判断のうえ、輸送計画を樹立するとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

② 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

第1章 災害予防計画

第22節 電力供給事業者の地震対策

(4) 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

(5) 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 市との連携

市と電力供給機関は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第23節 ガス事業者等の地震対策

担当：ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① 都市ガス事業者（市）、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。
 - ア 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の液状化対策を含めた耐震性の向上を図る。
 - イ ガス使用者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。
 - ウ 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
 - ② L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「L P ガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。
 - ③ 市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。
 - ④ 市は、次の対策を行う。
 - ア 病院及び公共施設等で都市ガスが使用できなくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。
 - イ 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
 - ⑤ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
- #### (2) 要配慮者に対する配慮
- ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、地震発生時の安全措置について普及・啓発を図る。
- #### (3) 積雪期の対応
- 市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。
また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 主な取組

- (1) 病院及び公共施設等でガスが使用できなくなった場合の調達体制を整備する。
- (2) 災害時に作動するマイコンメーター及び遮断装置等の安全機能について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練等の機会をとらえ、地域住民とともに指定避難所等におけるガス器具等の使用にかかる訓練を行う。

3 それぞれの役割

(1) ガス事業者の役割

- ① 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び供給先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- (ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。
- (イ) ガス使用者に対して供給先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

- (ア) ガス使用者に対して地震発生時取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
 - (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
 - (ウ) L Pガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
 - (エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- ② 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。
 - ③ 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
 - ④ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所に配慮するとともに、市民・企業等に対してガスメーター及びL Pガス容器周辺の除雪について協力を求める。
 - ⑤ L Pガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのL Pガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

(2) 市民・企業等の役割

- ① L Pガスを使用する一般家庭等は、日頃からガスボンベの転倒防止の措置を講じる。
- ② 自己の所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- ③ 地震発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置等、災害時に作動する安全機器について、ガス事業者が提供する情報等によりあらかじめ理解しておく。
- ④ ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を準備（備蓄）しておく。
- ⑤ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、L Pガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

(3) 市の役割

- ① 病院及び公共施設等で都市ガスが使用できなくなった場合のL Pガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- ② 一般家庭、事業所に対して、地震発生時取るべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置等、災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。
また、高齢者等要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。
- ③ 防災訓練等の機会を設け、地域住民とともに指定避難所等のガス器具等の使用方法及びマイコンメーターの復帰方法についての訓練を行う。

(4) 県の役割

L Pガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- ① LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- ② 被害の生じたLPガス充てん所及び供給先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- ③ 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- ④ 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置の重要性及びマイコンメーター・感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発

(5) 防災関係機関の役割

① 新潟県ガス協会

ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。

② 一般社団法人新潟県LPガス協会上越支部

ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ ガス器具等を備蓄することにより、都市ガス供給区域において供給が停止した場合に備え、指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。

エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。

第24節 上水道事業者の地震対策

担当：ガス水道局

1 計画の方針

(1) 基本方針

断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する応急給水対策を確立する。

2 主な取組

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その水量確保に努める。

応急復旧の目標	具 体 例
①応急復旧期間	被災後、概ね1か月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1か月後は各戸1給水栓の設置

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

概ね3日間に必要な飲料水（1人当たり1日3ℓ、3日間で9ℓ程度）は、自ら備蓄することに努める。

(2) 上水道事業者の役割

上水道事業者は、液状化対策を含めた耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。

また、緊急時における飲料水等の確保に努める。

① 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は液状化対策を含めた耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水、取水及び導水施設貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等液状化対策を含めた耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、液状化対策を含めた耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロック化等の整備を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。また、自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

② 中山間地の対策

ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落及び流出が予測されることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。

ウ 道路の被災等により孤立集落の発生が懸念される地域に対する応急対策を確立する。また、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。

③ 体制面の防災対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

第1章 災害予防計画

第24節 上水道事業者の地震対策

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にし、応急復旧状況を市民に広報する体制を整備する。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、簡易浄水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

市は、自力による応急活動が困難な場合を想定し、他市町村、県、水道工事業業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

オ 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多重化を図る。

カ 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水等の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

④ 施設の維持管理

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(3) 県の役割

① 水道事業者からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者に対し助言等を行う。

② 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

③ 関係機関との防災体制の構築

市からの応援要請に対応するため、平常時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

④ 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多重化を図る。

(4) 防災関係機関の役割

① 公益社団法人日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制の整備、強化に努める。

② 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第 25 節 下水道等施設の地震対策

担当：生活環境課、雨水施設課、ガス水道局

1 計画の方針

- (1) 基本方針
- 地震による被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の耐震性強化を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。
- (2) 要配慮者に対する配慮
- ① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。
- ② 市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するよう努める。
- (3) 積雪期の対応
- 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備するように努める。
- また、市及び県は積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 主な取組

下水道等施設の復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3 日目程度	・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3 日目程度～ 1 週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1 週間程度～ 1 か月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1 か月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

3 それぞれの役割

- (1) 市民・企業等の役割
- ① 市民及び地域の役割
- ア 各家庭において、地震発生から 3 日間（推奨 1 週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時は、下水道等施設への流入水量の抑制に努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。

② 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時は、下水道等施設への流入水量の抑制に努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

(2) 市の役割

① 下水道等施設の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ 県と協力し、早期に機能回復できるよう努める。

ウ 下水道等施設の被災に関する情報の関係機関、市民等への周知に努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるよう努める。

オ 液状化による管路閉塞に備え、液状化による影響がある地域の把握と対策に努める。

カ 施設の運転マニュアル等により市民の安全を確保する。

キ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

② 緊急体制の整備

ア 市の組織内における緊急体制の整備

イ 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ 他市町村等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ 応急対策マニュアル等の作成

③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道の使用について、普及啓発に努める。

イ マンホールトイレの整備について検討を進める。

(3) 県の役割

① 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

② 市に対する支援体制の整備

ア 大災害を想定した市への支援体制を整備するよう努める。

イ 市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するよう努める。

ウ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制の整備に努める。

③ 災害時における下水道等使用に関する市民への普及啓発

第1章 災害予防計画
第25節 下水道等施設の地震対策

一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発に努める。

(4) 関係機関の役割

① 地方共同法人 日本下水道事業団

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し連絡体制を整備するよう努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するよう努める。

② 一般社団法人地域環境資源センター

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

③ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し連絡体制を整備するよう努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

④ 一般社団法人新潟県下水道維持改築協会

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

⑤ 公益社団法人日本下水道協会

- ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

⑥ 上越市管路調査協会

- ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ 目視及びカメラ等による緊急調査、応急措置、汚水運搬等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。

⑦ 公益社団法人新潟県浄化槽整備協会上越支部

- ア 市からの協力依頼に備え、平常時から支援体制の整備に努める。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市と情報交換し、連絡体制の整備に努める。
- ウ し尿、浄化槽汚泥の収集運搬等について、支援ができるよう体制の整備に努める。

⑧ 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第26節 工業用水道事業者の地震対策

担当：産業立地課、危機管理課

1 計画の方針

工業用水道は、工場の操業等の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、災害時においても安定した供給が確保されなければならない。地震発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を整える。

2 主な取組

- (1) 被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ関係機関の連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。
- (2) 施設の液状化対策を含めた耐震化を促進する。

3 工業用水道事業者の役割

- (1) 設備面の災害予防

① 上越市内工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力 (m ³ /日)
新潟県企業局 (合併前上越市)	表流水	130,000

② 施設の耐震化

施設の設計施工に当たっては、「工業用水道施設設計指針・解説」等に準拠して、想定される地震動、施設の重要度及び地盤特性等の施設条件等を相互に勘案し耐震化を図る。

③ 施設の定期点検

施設の巡視点検を定期的を実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、地震発生に伴う被害を未然防止する。

④ 老朽化施設の維持管理

老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

- (2) 体制面の整備

① 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

② 職員に対する教育及び訓練

ア 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

イ 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

③ 設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

④ 製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

⑤ 事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第27節 危険物等施設の地震対策

担当：危機管理課、環境政策課

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を講ずる。

(2) 積雪期の対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 主な取組

- (1) 危険物設置状況を把握する。
- (2) 危険物等施設の安全対策を上越地域消防事務組合との連携の下に指導・確立する。
- (3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割

① 共通事項

- ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。
- イ 災害発生時における消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- ウ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- エ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

② 危険物施設

- ア 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修を図る。
- イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定めるなど自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよ

う、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

③ 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規定の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

④ 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。
- イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規定の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

⑤ 毒物劇物貯蔵施設等

- ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑥ 有害物質取扱施設等

- ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
- イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

⑦ 放射性物質使用施設等

- ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底するなど災害の未然防止を図る。
- イ 放射性同位元素汚染の拡大を防止するため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。
- ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
- エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

⑧ 危険物等積載船舶等

- ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

第1章 災害予防計画
第27節 危険物等施設の地震対策

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育・訓練を徹底する。

(2) 市の役割

① 危険物設置状況の把握

上越地域消防事務組合と連携し、市内にある危険物施設の配置状況を把握する。

② 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の、未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

③ 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

学校や研究機関に対し、上越地域消防事務組合と連携し、毒物及び劇物について、適正な取扱いの確保をはじめとして、その保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図るよう指導する。

④ その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限移譲を受けた事項

(3) 県の役割

① 危険物施設安全対策

ア 上越地域消防事務組合に対し、効果的で重点的な立入検査の実施により、危険物施設の耐震性の強化及び危険物施設の安全確保を図るよう指導する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

② 火薬類製造施設等安全対策

ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 上越地域消防事務組合と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ (一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

③ 高圧ガス製造施設等安全対策

ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会(以下「高圧ガス関係協会」という。)の協力の下に、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

④ 毒物劇物貯蔵施設安全対策

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等、指導の強化を図る。

⑤ 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

(4) 防災関係機関の役割

① 上越地域消防事務組合

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、重点的な立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

ウ 市、県、関係機関及び関係事業所と連携し、学校施設管理者及び危険物施設管理者、実験施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩や放射性物質による被爆の防止を図るよう指導する。

② 上越海上保安署

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

第28節 学校の地震対策

担当：教育総務課、学校教育課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震が発生した場合における、学校での児童・生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第6節「要配慮者の安全確保」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 主な取組

- (1) 学校施設の耐震化を促進する。
- (2) 災害時避難者の受け入れ体制を確立する。
- (3) 生徒等の避難体制を確立する。
- (4) 学校における防災教育の充実を図る。

3 それぞれの役割

(1) 学校の役割

① 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、ハザードマップ等を参考に学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備 など

イ 応急対策

- (ア) 地震又は津波発生直後の生徒等の安全確保
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 生徒等の安否確認
- (エ) 被災状況の把握と報告
- (オ) 下校又は保護継続
- (カ) 避難所開設・運営協力
- (キ) 教育活動の再開
- (ク) 生徒等の心のケア など

② 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについての検討及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。

③ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておくこと。

④ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、災害時に必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等非常時に活用する資料等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

⑤ 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

⑥ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

⑦ 防災体制の整備及び防災教育の実施

ア 防災体制の整備

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等が適切にできる体制を整備しておく。また、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む）、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

⑧ 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的な訓練を実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

(2) 学校設置者の役割

① 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の新耐震設計基準施行(昭和56年6月)以前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

② 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

③ 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、市及び県の地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋、屋上手すり等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

(3) 市の役割

① 市立学校の設置者としての役割・・・前項記載のとおり

② 学校に対する支援及び助言

市は、本地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報が円滑に伝達・集約されるよう努める。

(4) 県の役割

① 他の学校設置者等に対する指導・助言

県は、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の設備等について指導・助言を行う。

② 危機管理マニュアルのモデル等の作成

県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

③ 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

第29節 文化財等の地震対策

担当：文化行政課、文化振興課、都市整備課

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）に地震災害への予防措置に係る指導・助言を行う。また、文化財所有者等は地震災害から文化財を保護するため、文化財の管理、防災設備の設置及び保存環境の整備、被災した場合の補修・修復体制の確立等に努める。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者等は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断、防災管理者の選任、消防計画の作成等に努める。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形文化財、有形民俗文化財

文化財所有者等は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 主な取組

(1) 指定文化財、未指定文化財の把握と耐震化対策の促進を図る。

(2) 防火施設等の整備促進を図る。

3 それぞれの役割

(1) 市民・文化財所有者の役割

① 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

③ 文化財所有者等

ア 文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備、防災管理者の選任、消防計画の作成等に努める。

イ 文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

(2) 市の役割

① 指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者等と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての助言等の支援を行う。

(3) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第30節 ボランティア受入れ体制の整備

担当：地域政策課

1 計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、平常時から市、県及び関係機関と連携し、支援・協力体制、役割分担について整備する。

なお、体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や専門家の知見を取り入れるよう努める。

2 主な取組

- (1) 災害ボランティアの受入れ体制を整備する。
- (2) 災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）運営に対する支援体制を確立する。
- (3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発を図る。
- (4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

発災後 3 時間以内	県と調整会議による意志決定、県支援センターの設置
〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣
〃 24 時間以内	災害ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる拠点を事前に把握する。

イ 災害ボランティアセンターの体制整備については、上越市社会福祉協議会と協議する。

② 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する体制を整備する。

イ 災害ボランティアセンターを設置・運営する上越市社会福祉協議会等と市災害対策本部との災害ボランティアに関する情報を共有するための体制を整備する。

③ 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

防災訓練時等に、地域住民の指定避難所等の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、実施に当たっては、ボランティアの協力を得て普及啓発に努める。

④ ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、市町村社会福祉協議会やボランティア関係団

体と連携との連携強化を図る。

(2) 上越市社会福祉協議会の役割

① 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備

訓練・研修を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。

② 災害ボランティアセンターの設置・運営計画の作成

当該市町村との協議を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営計画を定める。

③ ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

(3) 各種NPO及び（公社）上越青年会議所の役割

災害ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

(4) 新潟県災害ボランティア調整会議の役割

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、構成団体間の連携体制の整備・ボランティア関連情報の共有に努める。

第31節 災害対策基金の積立及び管理

担当：危機管理課

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、上越市災害対策基金条例（平成7年条例第56号）に基づき設置する災害対策基金（以下、本節において「基金」という。）を適正に管理する。

2 計画の内容

(1) 使用目的

災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等への見舞金、救援物資の支給及びその他の応急災害対策等に要する費用に充てる。

(2) 積立及び管理

- ① 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。
- ② 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。
- ③ 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(3) 使途

基金を処分する事ができる場合は、次に掲げる費用に当てるとする。

なお、次に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は処分することができるものとする。

① 見舞金

ア 上越市災害見舞金支給要綱（平成7年制定）に定めるところにより、市民に支給する見舞金

イ 災害時相互応援協定締結市町村に支給する見舞金

ウ 災害救助法の適用を受けた県内の市町村に支給する見舞金

エ 災害救助法の適用を受けた県外の市町村のうち、市長が特に必要と認める市町村に支給する見舞金

② 災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等（以下「被災市民等」という。）への救援物資の支給に要する費用

ア 食料の購入・運搬に要する費用

イ 飲料水の購入・運搬に要する費用

ウ 医薬品の購入・運搬に要する費用

エ その他救援物資の購入・運搬に要する費用

③ 被災市民等の救助に要する費用

ア 資機材の購入費用

イ 医療機器、医薬品等の購入費用

ウ ボランティアの食事代等

④ 市域内における災害応急復旧に要する費用

第32節 事業者等の事業継続

担当：産業政策課

1 計画の方針

(1) 基本方針

企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業者等において防災活動の推進に努める。

2 主な取組

- (1) 事業者等に対し、危機管理体制の整備が図られるよう、事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供などの普及啓発活動を行う。
- (2) 地域コミュニティの一員として、地域の防災活動参加等を推進し、地域防災力向上の促進を図る。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3 それぞれの役割

(1) 事業者等の役割

事業者等は、災害時の事業者等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

① 災害時に事業者等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業者等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業者等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確

第1章 災害予防計画

第32節 事業者等の事業継続

保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

② 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業者等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業者等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

(2) 商工団体の役割

- ① 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- ② 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- ③ 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。
- ④ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(3) 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

① 実態の把握

事業者等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業者等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

③ 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業者等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

④ 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(4) 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

① 実態の把握

事業者等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業者等が災害に強い企業となるよう、事業者等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

〔参考〕

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン 第一版」
- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

第33節 行政機能の保全

担当：人事課、行政イノベーション課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課

1 計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 主な取組

- (1) 業務継続計画の対象となる重要業務の洗い出しと目標時間の設定
- (2) 業務執行体制の確保
- (3) 執務環境の確保
- (4) 業務継続力の向上
- (5) 教育・訓練の実施
- (6) 業務継続方針等の見直し

3 それぞれの取組

(1) 市の取組

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画やマニュアル等を策定する。

① 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

② 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める初動体制（第2部第2章第1節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な災害の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 部局等の取組

部局主管課等は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な災害の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な人員や資機材等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な災害の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

③ 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、大規模な災害の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民等、県、関係機関等へ周知する。

(エ) 代替施設の設備状況等の事前把握

庁舎管理者は、代替施設の候補施設、設備状況、代替施設の利用に伴う手続き、人員や資機材等について、事前把握に努める。また、個別の重要業務に必要な人員や資機材等は、各所属において事前把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者は、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 通信事業者回線の拡充

木田庁舎交換機と各総合事務所等の交換機の通信確保ができるよう、端末の拡充等に努める。

(ウ) 防災行政無線・災害時等情報連絡システム（テレビ会議システム）

非常時において適切に機器を操作し、通信確保ができるよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

(ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。

(イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充

バックアップデータについて、遠隔地保管に努める。

(ウ) 安全対策の拡充

重要機能室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

(エ) 災害対応体制の強化

大規模な災害の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

- a ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。
- b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ 電源

(ア) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、木田庁舎及び各総合事務所においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(イ) 非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

オ トイレ

(ア) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、木田庁舎及び各総合事務所においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

カ 職員の食料及び物資等

(ア) 職員の食料及び物資等が入手できない場合の対応

防災危機管理部は、大規模な災害が発生し、食料及び物資等の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料及び物資等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

(イ) 食料及び物資等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料及び物資等を備蓄するよう周知を進める。

キ 支払い

(ア) 財務会計システムの停止の防止措置

サーバーの多重化や運用受託事業者との連携等により、災害時においても財務会計システムを稼働させ、必要な経費の支払い事務を継続する。

(イ) 財務会計システムが利用できない場合の対応の検討

大規模な災害が発生し財務会計システムが利用できない場合において、特に重要で緊急の支払が必要な経費の支払いができるよう、あらかじめ対策を検討する。

ク その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

④ 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

第1章 災害予防計画
第33節 行政機能の保全

⑤ 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、各課等で作成した個別の詳細計画やマニュアル等の実効性を確認する。

⑥ 個別の詳細計画・マニュアル等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、各課等で作成した個別の詳細計画やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

(2) 県の実取組

① 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

イ 目標時間の設定

② 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

イ 安否確認

ウ 人員計画の立案

エ 業務引継

オ 庁内の応援体制の確立

カ 庁外からの応援体制の確立

キ 受注業者の業務継続体制の確保

ク その他

③ 執務環境の確保

ア 執務スペース

イ 通信手段

ウ 情報システム

エ データのバックアップ

オ 電源

カ トイレ

キ 職員の食料等

ク 支払い

ケ その他

④ 業務継続力の向上

⑤ 教育・訓練の実施

⑥ 業務継続方針等の見直し

(3) 関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織・運営

担当：情報収集・統括班、すべての班

1 計画の方針

市域に大規模な地震が発生した場合、市及び防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

2 市の組織体制及び職員の配備

(1) 初動体制

■ 警戒待機体制

↓

■ 災害警戒本部

↓

■ 災害対策本部

① 警戒待機体制

防災危機管理部長は、市内で震度4の揺れを観測したとき、又は市長が必要と認めたときは、警戒待機体制を整備し、担当課及び各総合事務所が連携して地震情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。

なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置基準	① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき	
実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】	
構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・ 危機管理課長 ・ 市民安全課長 ・ 原子力防災対策室長 ・ 広報対話課長 ・ 地域政策課長 ・ 都市整備課長 ・ 総合事務所次長	② グループ2（指示があるまで待機する） 総合政策課長、総務課長、財政課長、道路課長、 河川海岸砂防課長、雨水施設課長、福祉課長、 国保年金課長、産業政策課長、農政課長、農業 振興課長、農林水産整備課長、教育総務課長、 ガス水道局総務課長
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備	

廃止基準	① 被害発生のおそれが消滅したとき ② 災害警戒本部を設置したとき
------	--------------------------------------

注) 市内の震度は、新潟地方気象台の発表する震度による。

② 災害警戒本部

ア 市長が指名する副市長は、市内で震度5弱の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき、又は市長が必要と認めたときは、災害警戒本部を市役所木田庁舎に設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。

なお、構成員となる課長は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置場所	市役所木田庁舎
設置基準	① 市内で震度5弱の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき（自動設置） ③ 市長が必要と認めたとき
実施責任者等	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、教育次長 本部員：部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長（本部長指名） ＊状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1（第4条関係） 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	① 災害発生のおそれが消滅したとき ② 災害応急対策が概ね完了したとき ③ 災害対策本部を設置したとき

イ 区災害警戒本部

各総合事務所長は、災害警戒本部が設置されたときは、総合事務所に区災害警戒本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における警戒活動及び災害応急対策を実施する。

なお、状況に応じ、設置する区を限定する場合がある。

設置場所	各区総合事務所
設置基準	① 市内で震度5弱の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき ③ 市長が必要と認めたとき ＊状況に応じ、設置する区を限定する。
実施責任者等	本部長：総合事務所長

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害対策本部の組織・運営

	副本部長：次長 本部員：全グループ長
構 成 員	各総合事務所長があらかじめ指名した職員
活 動 内 容	全グループの連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する
廃 止 基 準	災害警戒本部が廃止されたとき

(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部

ア 市長は、市内で震度5強以上の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき、又は市域に相当規模の災害が発生、若しくは発生が予想され必要と認めたときは、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設 置 場 所	市役所木田庁舎
設 置 基 準	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき（自動設置） ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき
実施責任者等	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、教育次長 本部員：部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長、 上越地域消防局消防局長（本部長指名）
構 成 員	全 職 員
活 動 内 容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する
廃 止 基 準	① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき

イ 災害対策本部設置及び廃止の通知

市長（災害対策本部長）は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、防災会議構成機関及びその他関係機関に通知する。

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外の施設等に設置したときは、県及び関係機関に対し連絡する。

ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準

市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。

なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
第 一 配 備	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき	おおむね全職員の 1/2 の数の職員が従事する。
第 二 配 備	① 市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 第一配備体制では対処できないとき ④ 市長が必要と認めたとき	全職員が従事する。

エ 災害対策本部会議の構成員及び業務

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。

構 成 員	業 務
本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、教育長、ガス水道事業管理者、教育次長 本部員 : 部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長、上越地域消防局消防局長 (本部長指名) 【事務局 : 情報収集・統括班】	①情報の収集、伝達に関すること。 ②職員の配備体制に関すること。 ③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

オ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長：市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

- ・第1・2順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長
- ・第3順位 教育長
- ・第4順位 ガス水道事業管理者
- ・第5順位 教育次長

カ 区災害対策本部

各総合事務所長は、災害対策本部が設置されたときは、総合事務所に区災害対策本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における災害応急対策を実施する。また、総合事務所長は、不在時における職務代理者をあらかじめ指名しておく。

なお、状況に応じ、設置する区を限定する場合がある。

設 置 場 所	各区総合事務所
設 置 基 準	① 市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき（自動設置）

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害対策本部の組織・運営

	② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき ＊状況に応じ、設置する区を限定する。
実施責任者等	本部長：総合事務所長 副本部長：次長 本部員：全グループ長
構成員	全職員
活動内容	全グループの連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する
廃止基準	災害対策本部が廃止されたとき

※庁舎が被災し、庁舎以外の施設等に設置したときは、災害対策本部に連絡する。

② 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、被害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があると認めたときは、被災地を管轄する総合事務所庁舎（区災害対策本部）若しくは近接の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

設置基準	災害対策本部長が必要と認めたとき
構成員	本部長：災害対策本部長が指名 副本部長：〃 本部員：〃
主な活動内容	① 情報の収集及び伝達 ② 現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整 ③ 現地の災害応急対策の実施 ④ その他必要な事項
廃止基準	① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき

(3) 勤務時間内外における参集・初動対応

① 勤務時間内における初動対応

勤務時間内に災害が発生した場合は、市役所庁舎内の勤務者はもちろんのこと、庁舎外の施設勤務者も本節2(1)、(2)の配備基準及び配備体制に基づき応急対策を実施する。

木田庁舎以外の施設の長又は各総合事務所長は、応急対策を実施するとともに、直ちに木田庁舎（災害対策本部）との情報伝達手段の確認を行う。

留意事項	① 来庁者等の安全確保 来庁者等、施設利用者等の安全確保を最優先とし、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）を行う。 ② 庁舎外で執務中の場合 - 出張等で勤務場所を離れている場合は、上司と連絡を取り、指示を求める。 - 連絡が取れない場合は、自主的に勤務地等に戻る。
------	---

② 勤務時間外における参集・初動対応

- ア 勤務時間外において地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等により市内における震度情報を把握し、対象となる参集基準のときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ参集する。
- イ 被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの区総合事務所へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在について所属長へ確実に連絡する。

参集手段	原則として自転車、バイク又は徒歩
参集途上の措置	① 参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告する。 ② 要救護者を発見したときは救護措置に当たった後、速やかに参集する。
服装・装備	自分の身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備で参集する。
その他	職員本人の負傷、又は家族が生命に関わるような負傷をした場合等でどうしても勤務場所への登庁が不可能な場合は、所属長等へ連絡する。

(4) 職員配置の把握及び職員派遣

- ア 災害対策本部設置時において、各部長及び各区災害対策本部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難であると判断した場合は、災害対策本部統括調整部長に応援を要請する。
- イ 統括調整部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備に努める。
- ウ 特に、各区災害対策本部は人員が少ないことから、市域全体の被害状況も掌握した上で迅速に職員派遣を行い、全庁一体となった災害対策を行う。

3 関係機関連絡員室の設置

市は、地震被害等の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に関係機関連絡員室を併設する。

関係機関連絡員室には、原則として次の関係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

なお、この関係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐在することができる。

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害対策本部の組織・運営

設 置 場 所	災害対策本部（市役所木田庁舎）
関 係 機 関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、上越海上保安署、上越地域振興局、新潟県警察、上越地域消防事務組合、NPO 法人新潟県災害救援機構、ネクスコ東日本上越管理事務所
主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項
携 行 品	所属との連絡のための無線機等を持参する。

4 防災関係機関の組織体制

地震に対する初動対応が必要な防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、それぞれの業務計画等に定められた体制を整備する。

市に関係機関連絡員室が設置されたときは、防災会議構成機関は可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

5 応援要請等

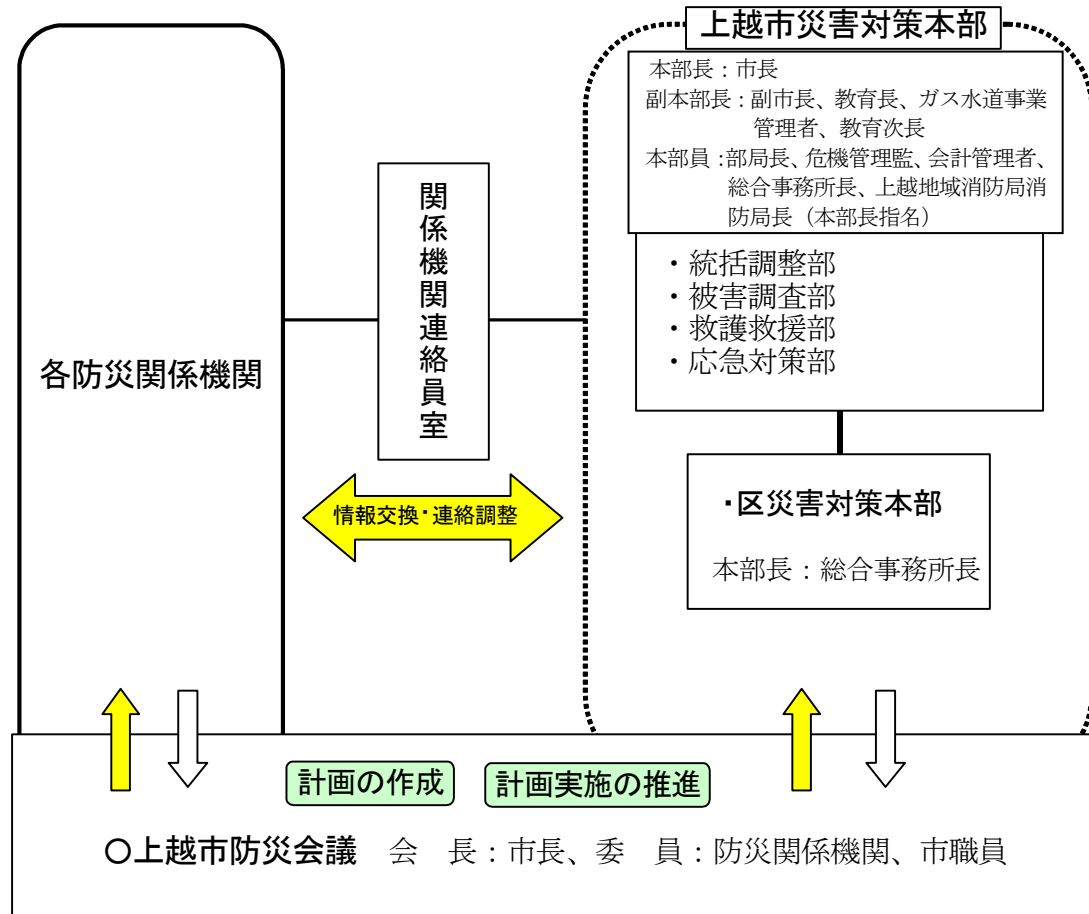
地震による被害が甚大で、市の職員だけでは十分な応急対策活動が行えないと予想されるときは、状況に応じて速やかに協定市等や県、他市町村に職員の派遣等の応援協力を要請するものとし、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に基づき行う。

6 新潟県現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な地震が発生し、新潟県現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。

連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。

【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】



第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当：調整・渉外班、情報収集・統括班

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。防災関係機関は、被害状況やインフラの復旧状況などについて情報を共有する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 市が被災した場合は、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行う必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入れ体制を確立する。

イ 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

ウ 協定締結市等において大規模な災害が発生した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、災害時応援協定に基づき、職員の派遣及び支援物資の輸送等を行う。

エ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

② 県の責務

ア 県は、市、国、公共機関と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する。

- イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して市を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- ウ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。
- エ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- キ 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。
- なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、知事は、応急措置を実施するため市長に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市長に代わって行うものとする。
- ク 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- ケ 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行

第2章 災害応急対策計画

第2節 防災関係機関の相互協力体制

うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

セ 県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO 及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

③ その他の防災関係機関

ア その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

イ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市長に代わって行うものとする。

ウ 国（内閣府）は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国（各省庁）にその旨を連絡し、国（各省庁）は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国（各省庁）は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

エ ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

オ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

カ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(3) 主な取組

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

- ① 災害時相互応援協定締結先との情報交換
- ② 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ③ 受援計画の整備など応援受入れ体制の確立
- ④ 応援計画の整備など応援体制の確立

(4) 要配慮者に対する配慮

災害において医療機関及び社会福祉施設等が被災し、入院患者及び入所者を市域外の施設等に搬送する必要がある場合、他市町村及び県等に協力を要請し、迅速に対応する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における災害発生時に応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ及び活動が円滑に実施できるよう、速やかに除雪等を行い、施設及び用地の確保に努める。また、ヘリコプターの応援要請に当たっては、ヘリポートの積雪状況を十分確認し、着陸の可否についても考慮する。

2 市の応援要請

(1) 他市町村に対する要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(2) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（幹旋を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

① 連絡先及び連絡方法

県防災局（県災害対策本部設置後は、災害対策本部）へ、電話、FAX及び防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）又は口頭で行う。なお、電話、防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び口頭により要請した場合は、後にFAXで報告する。

② 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

(3) 指定地方行政機関に対する要請

① 市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の長は、市長から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認められる職員を派遣するよう努める。

(4) 北陸地方整備局に対する依頼

市は、地域に応急処置の必要がある場合、県に対し北陸地方整備局への応急処置の実施要請を依頼することができる。

(5) 災害時応援協定事業所及び団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請する。

(6) 知事に対する自衛隊への災害派遣要請依頼

市長は、必要と認めるときは、知事に対し自衛隊への災害派遣要請を依頼する。災害派遣要請の依頼に関する具体的事項は、本章第16節「自衛隊への災害派遣要請」に定める。

(7) 応援要請及び職員の派遣要請時の共通事項

応 援 要 請	職員の派遣要請
・ 応援を必要とする理由 ・ 応援を必要とする場所 ・ 応援を必要とする期間 ・ その他応援に関し必要な事項	・ 派遣を必要とする理由 ・ 派遣を要請する職員の職種別人員 ・ 派遣を必要とする期間 ・ その他派遣に関し必要な事項

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長、知事又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
- (2) 市長、知事及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）の長は、応急対策の実施の要請があった場合、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について、直ちに応急対策を実施する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、市長又は知事に対し、応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、市長及び知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急対策との調整を図りながら、可能な限りこれに応じる。

5 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び上越地域消防事務組合の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救急事故及び大火災が発生したとき、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

(1) 救助・救急及び火災等の広域応援要請

応援要請の種別及び連絡先は、次のとおりとする。

	応援協定名称等	連絡先	連絡の内容	出動機関等
1	新潟県広域消防相互応援協定	糸魚川市消防本部 025-552-0119 新潟市消防局 025-288-3250 (昼) 025-288-3270 (夜) 県防災局消防課 025-282-1664 (昼) 025-285-5511 (夜)	ブロック内要請 要請の報告 要請の報告	糸魚川市消防本部
		新潟市消防局 025-288-3250 (昼) 025-288-3270 (夜) 県防災局消防課 025-282-1664 (昼) 025-285-5511 (夜)	派遣要請、県内隊指揮統制依頼 要請の報告及び緊急消防援助隊要請の相談	①直近隣接地域の消防本部等 ②県下全地域の消防本部
2	緊急消防援助隊要綱	県防災局消防課 025-282-1664 (昼) 025-285-5511 (夜) 新潟市消防局 025-288-3250 (昼) 025-288-3270 (夜)	要請 要請の報告（代表消防本部）、県内隊指揮統制依頼	消防庁に登録されている全国の救助、救急及び消火部隊等

※ 代表消防本部の判断に基づき知事が緊急消防援助隊を要請するケースもある。

(2) 消防防災ヘリコプターの応援要請

① 応援要請の種別及び要請先は、次のとおりとする。

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	・調査、情報収集等 ・火災（消火） ・救助	県消防防災航空隊 TEL 025-270-0395, 0263 FAX 025-270-0265	
広域航空消防応援実施要綱	・救急 ・救援物資、人員等の搬送	消防庁長官（県防災局） TEL 025-282-1664 (昼) 025-285-5511 (夜) FAX 025-282-1667	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等

② 市は、消防防災ヘリコプターの応援要請を行う場合、上越地域消防事務組合の協力を得て指定されているヘリポート適地の安全確認を行うなど直ちに使用できる体制を整え、使用予定地及び状況を県に連絡する。

6 消防機関、警察機関及び自衛隊の応援受入れ体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両及び物資等の受入れ方法及び応援部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な拠点等について、応援要請を行うと同時に、あらかじめ定めた候補地から関連施設等の確保を行う。

(1) 情報の収集、伝達及び事前調整

応援要請の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県及び関係市等に連絡するほか、災害対策本部内に関係機関連絡員室が設置されている場合は、各機関から派遣されている職員と事前に調整を図る。

(2) 応援隊調整所の確保

異なる応援機関相互の活動調整及び情報連絡等は、原則として災害対策本部内の関係機関連絡員室で行うものとするが、災害活動拠点及び災害現場周辺における各隊の調整が必要な場合、市は、原則として指定避難所に指定されていない公共施設を確保する。

(3) 災害活動拠点の確保

- ① あらかじめ定めた災害活動拠点候補地から市域の被災状況、周辺道路の被災状況、応援部隊の規模等を勘案し選定、確保する。
- ② 自衛隊の派遣部隊の活動拠点については、高田駐屯地を原則とするが、応援部隊の規模及び車両台数等の状況により、必要な場合は市管理用地を提供する。
- ③ 被災状況、応援部隊の規模等により市域内において災害活動拠点を確保することができない場合は、県、又は近隣市に依頼して確保する。
- ④ 食料の供給及び炊事施設の確保
各応援部隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、自己において完結できる体制を原則とする。

7 他自治体職員等の応援受入れ体制

(1) 宿泊先

原則として指定避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等を斡旋する。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第3節 災害時の通信確保

担当：情報収集・統括班、災害対策班（各総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 上越市防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- イ 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請するなど緊急対策用通信手段を確保する。
- ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- エ 指定避難所との双方向の情報伝達については、防災行政無線、衛星電話等の通信装置を配置、一般加入電話の設置、公共施設（学校）の指定避難所においては調整による電話の借用等、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。
- オ 災害対策本部設置場所においては、非常電源装置の確保、災害時等情報連絡システム（テレビ会議システム）の設置、電話、FAX等の増強を行い情報の集約化に努める。
- カ 全国瞬時警報システム（Jアラート）による受信体制を確保し住民に早期に緊急地震速報等を伝達する体制を整える。

② 県の責務

- ア 新潟県防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。
- ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。
- エ 新潟県総合防災情報システムを有効に運用し、情報の集約化に努める。

③ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力するとともに、通信事業者は速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障

第2章 災害応急対策計画

第3節 災害時の通信確保

害エリアの表示等) 共有する。

(3) 主な取組

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。市の通信施設が被災により通信が途絶した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

(4) 要配慮者に対する配慮

災害発生後、避難行動要支援者や避難支援等関係者並びに要配慮者関係施設に対する情報伝達についてはあらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期は孤立地区の発生も予想されるため、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。

2 業務の体系

■ 防災通信施設機能確認

↓

■ 電気通信事業者の設備の利用

↓

■ 緊急連絡用回線設定

↓

■ 他機関への通信施設支援要請

↓

■ 応急復旧計画の策定

↓

■ 非常通信の利用

↓

■ その他の手段

↓

■ 応急復旧工事

↓

■ 緊急対策用通信手段の確保

3 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

市は、所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）、防災相互通信用無線機、新潟県総合情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

市は、災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インター

ネット、L GWAN、ソーシャルネットワーク等）、NTT東日本㈱の孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。

回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。

(3) 緊急連絡用回線設定

市は、電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4) 他機関への通信施設支援要請

市は、関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5) 応急復旧計画の策定

市は、所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

市は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

(7) その他の手段

通信の確保について、協定に基づき必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

なお、いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。

(8) 応急復旧工事

市は、復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、利用可能な通信手段の情報を県から提供を受け、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

4 庁舎停電時の対応

木田庁舎、区総合事務所及び指定避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第4節 被災状況等の収集伝達

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講じる上での基幹となるものであることから、地理情報システム（GIS）を利用するなど迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は連携して相互に職位レベルに応じた情報伝達及び迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業等の責務

地震発生直後は情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等を準備する。

② 市・上越地域消防事務組合の責務

ア 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、町内会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

イ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

ウ 市内で震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を県防災局へ報告する。また、市内で震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

エ 市内の被災状況や避難所の開設情報など、収集した情報は、市ホームページや安全メール、公式SNSなどを用いて可能な限り発信する。

③ 県の責務

ア 県は県内震度4以上の地震が発生した場合には市、上越地域消防事務組合、上越地域振興局及び県警察等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及びヘリコプターによる画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

ウ 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収

集し、市に提供する。

エ 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

オ 市が被災し、県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

カ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

キ 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

④ 県警察の責務

ア 地震発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

⑤ 防災関係機関の責務

大規模な地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、巡視船艇、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集し、市及び県へ提供する。

(3) 主な取組

災害関連情報等を集約し、市、消防機関、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、町内会、自主防災組織、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、指定避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

県は、警察本部、関係機関の協力のもと、市の取組を支援する。

(5) 積雪期の対応

積雪期に地震が発生した場合、山間地の集落は道路の被災及び雪崩の発生等により通信、交通ともに途絶状態となる可能性が高いため、町内会、自主防災組織、消防団及び冬期保安要員等と連絡が取れる体制確立に努める。

第2章 災害応急対策計画
第4節 被災状況等の収集伝達

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、市、県へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

(7) 携帯電話事業者に対する位置情報要請

市町村災害対策本部及び県災害対策本部を含む救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

2 災害情報の時系列収集区分

情報収集は、人的被害情報を最優先として災害発生直後から時間経過に応じて行い、関係機関は所管する業務に係る災害情報を市に提供する。

区 分	収集事項	収集要領等
災 害 速 報 (第1段階)	・人的被害 ・火災被害 ・住家被害状況 ・住民避難状況 ・主要道路・施設被害状況 ・ライフライン施設被害状況 ・医療機関・社会福祉施設等被害状況 ・河川・海岸・土砂災害状況	・災害発生直後に実施 ・迅速性を第一とし、市内全体の被害状況を把握 ・警察・消防を主体とした関係機関から情報を収集 ・市民・町内会からの通報等 (・職員の参集途上の情報)
中 間 報 告 (第2段階)	・第1段階での収集事項 ・非住家被害状況 ・公共施設被害状況 ・民間施設被害状況 ・農林商工業被害状況	・第1段階での収集事項を詳細に把握 ・現地調査を行う ・被害の数量的把握
概 算 集 計 (第3段階)	・被害状況を概算集約	・被害状況を数量的に概算集約

3 情報連絡体制

(1) F A Xの優先利用

緊急性の高い連絡及び軽微な連絡等は一般加入電話及び携帯電話等によるが、災害対策本部、防災関係機関相互の重要事項の情報伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡とし電話により送付の確認を行う。

(2) 有線通信が途絶した場合の措置

① 県、他市町村及び防災関係機関との連絡

地域衛星通信ネットワーク又は衛星携帯電話を利用するものとし、可能な場合は防災関係機関の無線局や事業所で開設している無線局の協力を得て行う。また、必要に応じて伝令を派遣する。

② アマチュア無線の活用

ア 非常の事態が発生し、又はおそれのある場合で災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状以外に記載された範囲外の通信を行うことができる。

イ 災害時において有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、アマチュア無線クラブ等の協力を得て、災害情報の収集・伝達等を行う。

4 市の実施体制

(1) 被害規模早期把握のための活動体制

地震の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関・社会福祉施設等における負傷者の状況等、被害規模を推定するための関連情報を収集する。

① 庁内組織を通じた情報収集

ア 初期段階（災害対策本部設置前）の活動

庁内各部署に市民等から寄せられる被害情報及び各担当課が実施した初期活動の内容を連絡要員を通じて収集する。文書による報告を基本とするが、急を要するときは口頭及び電話で行い、事後、文書で報告を行う。

イ 災害対策本部設置後の活動

市民や現地に派遣した職員から災害対策本部各部（班）に寄せられる被害情報、現地の状況、市民の要望及び応急対策活動の実施状況等を連絡要員等を通じて収集する。報告方法は、初期段階と同様とする。また、災害の発生が勤務時間外の場合は、非常参集する職員は参集途上で確認した被災状況等を所属部長を通じて災害対策本部に報告する。

② 地域を通じた情報収集

被災現場での情報の収集及び伝達は、避難所担当職員、消防団、町内会、自主防災組織及びNPO団体等を通じて行うこととし、情報の一元化を図るため、窓口は災害対策本部とする。

(2) 災害発生直後の被害情報収集と県等への伝達

初期段階から収集した各種情報は、配備体制及び災害対策本部設置の決定など活動体制の検討に活用するほか、県等に報告する。

① 大規模な火災、複合した災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに県防災局に火災・災害等即報要領（昭和59年消防防災第267号消防庁長官通知）第2速報基準に従い第一報を報告する。

② 火災・災害等即報要領 第3直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内に分かる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報及び応急活動情報の収集と県等への報告

収集した情報は、行うべき応急対策活動の決定、市民、マスコミへの広報等に活用するほか、県及び防

第2章 災害応急対策計画
第4節 被災状況等の収集伝達

災関係機関等に報告する。

- ① 防災関係機関等の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- ② 把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を「災害報告取扱要領」（平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知）により県に逐次報告するとともに、防災関係機関や市民にも情報を提供する。
- ③ 指定避難所を開設したときは、職員又はボランティアの連絡員を通じて避難者の数、状況及び必要とされる食料、生活必需品等の情報を効率的に収集する。

(4) 被害状況のとりまとめ

- ① 各部は、地震が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の手順により災害対策本部へ被害状況及び活動状況を報告する。

報告区分	時 期	留意事項
発 生	覚知後直ちに報告し、以後、詳細が判明する都度	・ 人的被害、建物被害を優先 ・ 出所を明確にする
経 過	調査状況の進捗にもよるが、原則として、1日1回とし、午前10時までとする	・ 速報後に確認された事項 ・ 死者、負傷者及び建物の詳細情報
確 定	被害の全容が判明し、被害状況が確定したとき	・ 被災世帯人員等については、住所登録とも照合する

- ② 災害対策本部は、各部からの情報の集約については、次の点に留意する。

- ア 至急確認すべき未確認情報を抽出し、最終確認を行う（デマ、噂等も含む）
- イ 被害が軽微又は無被害である地域の把握
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 災害の全体像の把握

(5) 災害情報の伝達

- ① 集約した災害関連情報等は、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関及びライフライン・公共交通機関等に逐次還元する。
- ② 市民に対しては、本章第6節「広報・広聴活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を行う。

5 防災関係機関の実施体制

- (1) 被災情報の収集・伝達は、各機関がそれぞれ必要な事項に基づいて行うが、市、県及び他の防災機関から情報提供の要請があったときは、防災関係機関はこれに協力する。
- (2) 市に防災関係機関連絡員室が設置された場合、本章第1節「災害対策本部の組織・運営」の「3 関係機関連絡員室の設置」に規定する機関は可能な範囲内で職員を派遣し、市災害対策本部及び派遣されている関係機関と相互に情報共有に努める。

第5節 災害時の放送

担当：広報・記録班、情報収集・統括班

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

放送に当たっては、要配慮者に対する配慮ならびに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

(2) 緊急放送の要請

県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

① 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物等の流出等、市民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

② 全県波放送局の連絡先

局 名	情報受信責任者
日本放送協会	コンテンツセンター長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ21	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示等の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 災害時の放送

(4) コミュニティ放送局等への情報提供及び緊急放送の要請

市は、上越ケーブルビジョン㈱（「コミュニティ放送局」という。）に対し、事前の協定等に基づき、広報担当を置き災害に関する情報を逐次提供するほか、災害により必要な場合は緊急放送を要請する。

2 業務の体系

■ 災害に関する警報等の周知

↓

■ 緊急警報放送

↓

■ 高齢者等避難・避難指示等

↓

■ 災害関連番組の編成

3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

(1) 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、津波注意報、津波警報等を放送する。

(2) 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

① 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合

② 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合

③ 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合

(3) 高齢者等避難・避難指示等

原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

(4) 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

4 コミュニティ放送局等

コミュニティ放送局は、市からの情報提供又は緊急放送の要請を受けて、次のとおり市民へ広報、周知する。

上越ケーブルビジョン㈱については、中継回線を災害対策本部設置場所等に設置しており、これらの施設を利用し速やかに放送するとともに、コミュニティFM放送で緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。

第6節 広報・広聴活動

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力してソーシャルメディアを活用するなど多様な広報手段を活用して広報活動を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業・事業所等の責務

地震・津波に関する情報に注意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

② 市の責務

収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

③ 県の責務

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難に関する情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保するとともに、報道機関等への情報提供、被災地域内外への情報発信に努める。

④ 県警察の責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。

ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報

イ 交通規制に関する情報

ウ 市長から要求があった場合等の避難指示広報

⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務

海上、沿岸部分における被害状況及び応急対策の実施状況を広報する。

⑥ 新潟地方気象台の責務

地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震及び津波に関する情報等を広報する。また地震に関する情報を市民に迅速かつ正確に伝達するものとする。

⑦ 高田河川国道事務所の責務

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、河川・国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

⑧ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の責務

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、概ね次の項目について広報を行う。

- ア 被災により使用できない区域
- イ 使用可能な場合は、使用上の注意
- ウ 復旧状況及び復旧見込み

⑨ 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の責務

避難・救援活動が迅速に行われるよう、概ね次の項目について広報を行う。

- ア 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ
- イ 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
- ウ 復旧状況及び復旧見込み

⑩ 報道機関の責務

地震・津波に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(3) 主な取組

多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- ② 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示の組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。また、テレビ放送では字幕を併用するなどの配慮を行う。
- ③ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、外国語によるラジオ放送及び多言語サイトの構築等により情報を提供するよう配慮する。
- ④ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- ⑤ 高齢者、障害者等地域の避難行動要支援者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
- ⑥ 地理情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所・学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。また、企業等を通じて主体的に適切な避難方法を呼びかけるよう協力関係を構築する。

2 業務の体系

- 地震発生直後における広報
- ↓
- 地震発生後において市が行う広報
- ↓
- 防災関係機関等が行う広報
- ↓
- 報道機関による広報

3 業務の内容

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。

(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）

新潟地方気象台	・地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。
高田河川国道事務所 県	・所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。 ・災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。
市	・市民に対する避難指示等 ・町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 ・地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。 ・災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。
報道機関	・直ちに被害状況を報道し、市民及び関係機関等の事態の把握を支援する。

(2) 地震発生後において市が行う広報

災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)	・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ 被害家屋調査に関する情報 ・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意事項 ・ 指定避難所等に関する情報 ・ 交通規制に関する情報 ・ 水、食料及び生活必需品等の供給に関する情報 ・ 社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報 ・ 災害ごみの処理に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の休校等に関する情報 ・ 災害ボランティアに関する情報（広域に発信） ・ 義援金及び義援物資に関する情報（広域に発信） ・ 市長は必要に応じ、被害状況及び対策の実施状況等に関し、報道機関を通じて市民等に説明する。 ・ その他、応急対策に必要な事項
災害応急対策本格稼働期 (地震発生後概ね3日以内)	・ 消毒、衛生、医療救護に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の再開予定に関する情報 ・ 市長は必要に応じ、復旧計画の方針や今後の見通し等を、報道機関を通じて市民等に説明する。 ・ 仮設住宅に関する情報
復旧対策期	・ 罹災証明書の発行 ・ 生活再建資金の貸付け ・ その他生活再建に関する情報

(3) 防災関係機関等が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡の下に広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

(4) 報道機関による広報

市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、市民等に対し正確で迅速な報道を行う。

4 緊急を要する放送の要請

市は、災害により必要な場合、緊急割り込み装置により放送を行うほか、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、上越ケーブルビジョン(株)に災害に対する情報を提供し、緊急情報の放送を要請する。

また、災害により有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。なお、要請できる内容は、津波の襲来、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。

- | | | |
|---------|----------------|---------------|
| ○全県波放送局 | ・日本放送協会新潟放送局 | ・(株)新潟放送 |
| | ・(株)NST新潟総合テレビ | ・(株)テレビ新潟放送網 |
| | ・(株)新潟テレビ21 | ・(株)エフエムラジオ新潟 |

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

市	・自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付 ・被災者のための相談窓口の設置
県	・市の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン関係機関	・利用者相談窓口の開設

6 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、DV・ストーカー・児童虐待等の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 市民等の避難

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、津波等地震による二次災害の危険がある場合を除き、行政による避難に関する情報の発表はないため、市民等は、自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

市は、市民の生命、身体を保護するため、指定避難所の開設、安全危険情報の提供を速やかに行い、また、関係機関と連携して避難経路の安全を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

イ 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。

ウ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。

エ 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。

オ 市が発表する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。

(ア) 高齢者等避難 → いつでも避難できるよう準備を整える。避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ移動する。

(イ) 避難指示 → 危険な場所から全員避難する。

(ウ) 緊急安全確保 → 命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

カ 異状を発見した場合は、直ちに市、上越地域消防事務組合等に通報する。

キ 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

② 企業・事業所等の責務

ア 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。

イ 必要に応じて、施設を一時避難場所として提供する。

ウ 近隣での市民の救助活動に協力する。

③ 市の責務

ア 地震発生後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。

イ 避難路の安全又は危険情報を速やかに広報する。

ウ 指定避難所との双方向の通信手段を確保する。

エ 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。

オ 避難者の状況及びニーズを把握する。

カ 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

キ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示を発令する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等

ク 福祉避難所の指定により、一般の避難所での避難生活が困難な重度の障害のある人や要介護者が、災害発生時に、避難先となる福祉避難所（施設）をあらかじめ定め、災害時には、自宅から指定された福祉避難所に「直接」避難する体制の確立など、避難行動要支援者に配慮した迅速な対応を図る。

ケ 旅行者等に対して避難路や指定避難所等、安否情報等の広報が行える体制を整える。

コ 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

④ 県の責務

ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供する等の支援を行う。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

イ 市の避難指示等の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

ウ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の協力等を要請する。

エ 関係機関に協力を要請し、孤立して危険な状態におかれている市民をヘリコプター等により輸送する。

オ 市の指定避難所開設・運営に関し、施設の提供、物資の提供等、必要な支援を行う。

カ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。

⑤ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

⑥ 県警察の責務

ア 市民の避難途上の安全確保に協力する。

イ 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(3) 主な取組

適切な避難指示等の発令及び避難誘導等により、二次被害による人的被害発生を防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の支援の下、安全な場所に避難させる。

② 市は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。

③ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

第2章 災害応急対策計画

第7節 市民等の避難

④ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(5) 積雪期の対応

- ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難指示等を伝達するよう留意する。
- ② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ③ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。
- ④ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。
- ⑤ スキー場を訪れた多数のスキー客が一時的に帰れない状況になった場合には、宿泊施設の借り上げ等により避難所等の確保に努める。

(6) 広域避難への対応

① 被災市町村による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

② 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町村に代わって行う。

③ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

④ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

県及び市は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の都道府県及び市町村により情報共有に努める。

2 業務の体系

■ 市民等の自主避難に対する対応

↓

■ 避難指示等の発令、伝達

↓

■ 避難誘導

3 業務の内容

(1) 市民等の自主避難に対する対応

避難指示等の発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。

(2) 避難指示等の発令、伝達

- ① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示等を発令するとともに、指定避難所を開設する。
- ② 避難指示等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

・避難対象地域	・避難先	・避難経路	・避難の理由	・避難時の注意事項
---------	------	-------	--------	-----------

- ③ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達」の情報伝達ルート及び手段による。
- ④ 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

(3) 避難誘導

- ① 避難者は、可能な限り町内会、自主防災組織等を単位とした集団による避難を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、町内会や自主防災組織、関係機関等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定する。

4 高齢者等避難、避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令者

区分	発令者	発令の基準	根拠法令
[警戒レベル3] 高齢者等避難	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法 第56条第2項
[警戒レベル4] 避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法 第60条第1項
	警察官 海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条
[警戒レベル5] 緊急安全確保	市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、避難のための立退きを行うことによりかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する必要があるとき(緊急安全確保措置)。	法第60条第3項
	警察官 海上保安官	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	法第61条第1項 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた自衛官	緊急安全確保措置の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法第94条
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	法第60条第6項

(2) 市民への主な広報手段

地 域	広 報 手 段
合併前の上越市	防災ラジオ、防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機（一部））、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
安 塚 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
浦 川 原 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
大 島 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
牧 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
柿 崎 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
大 潟 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
頸 城 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
吉 川 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
中 郷 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
板 倉 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
清 里 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
三 和 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等
名 立 区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等

※ 上記のほか、コミュニティFM放送エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、上越ケーブルビジョンの放送エリアでは番組中に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による広報、情報伝達も考慮する。

第8節 要配慮者の応急対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、県や日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、自らの安全を確保する。

② 地域住民、自主防災組織（町内会）等の責務

地域住民、自主防災組織（町内会）等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で避難行動要支援者の把握、安全確保と支援に努める。

③ 企業の責務

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

④ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体等の外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は、市や県の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力に努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、本章第25節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

⑥ 市の責務

市は、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

さらに、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、特性に配慮した適切な情報提供や避難施設の整備等の支援を行う。

また、避難行動要支援者等の医療情報の収集に努め、適切な医療サービス等が継続できるよう配慮する。

⑦ 県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

災害の規模等必要に応じて、厚生労働省に対し、他の都道府県のDWA Tの派遣の調整を依頼する。

また、市が行う情報を得にくい外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(3) 主な取組

① 避難誘導対策

誘導する人の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

② 福祉避難所の設置・運営

避難所での生活にその身体等の状況により特別な配慮を要する者を受け入れるための避難所を設置し、対象要配慮者等の指定福祉避難所における生活の支援を行うものとする。

福祉避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設・医療機関への入所・入院等へ一時的に避難させる。

③ 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

④ 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

⑤ 外国人支援対策

外国人の安否確認、複数の言語による広報、情報提供、相談員の派遣等を行う。

⑥ 避難支援者の安全確保対策

避難行動要支援者の避難を支援する者（避難支援者）の安全確保を行う。

(4) 積雪期の対応

状況に応じ避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

2 業務の体系

■ 避難誘導対策

↓

■ 生活の場の確保

↓

■ 保健・福祉対策

↓

■ 情報提供



■ 外国人支援対策

3 業務の内容

(1) 避難誘導対策

市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。

- ① 高齢者等避難の伝達
- ② 避難行動要支援者の指定避難所又は福祉避難所への誘導及び移送
- ③ 指定避難所又は福祉避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保
- ④ 社会福祉施設等への緊急入所・入院

(2) 生活の場の確保

市は、生活の場を確保するため次のような対策を講ずる。

- ① 公的宿泊施設での一時収容
- ② 公営住宅等の確保
- ③ 旅館及びホテルの確保を県に要請
- ④ 応急仮設住宅の確保

(3) 保健・福祉対策

市は、保健・福祉対策として次のような対策を講ずる。

- ① 指定避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等による要配慮者の心身の健康の確保
- ② 指定避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供による要配慮者の福祉の確保
- ③ 指定避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

(4) 情報提供

市は、要配慮者へ様々な手段を用いた確かな情報提供を行う。

(5) 外国人支援対策

市は、外国語ボランティア等の協力の下、外国人に対し次のような対応を行う。

- ① 外国人の安否確認
- ② 外国語ややさしい日本語による情報提供
- ③ 相談員の派遣
- ④ 通訳等の確保
- ⑤ 複数の言語による広報

4 上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

避難行動要支援者の避難支援等に関する細目的な事項は、別途作成する「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」において定める。

第9節 避難所の運営

担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。

指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実に行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い、女性や子ども等の安全及びプライバシーの確保に十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 地域住民等は、指定避難所の開設・運営に協力する。

イ 避難住民は、指定避難所において秩序ある行動に努める。

② 市の責務

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、福祉施設職員、NPO等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を開設・運営する。

なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

③ 県・県警察の責務

県は、市の指定避難所の開設・運営を支援する。県警察は、避難所の保安等に当たる。

④ 施設管理者の責務

指定避難所及び福祉避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について協力する。

(3) 主な取組

目標時間	対応
地震発生後3時間以内	指定避難所開設（施設の安全確認、職員配置、備蓄仮設トイレ設置）
地震発生6時間後	避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う

地震発生 12 時間後	必要に応じて仮設トイレを増強設置
地震発生から概ね 3 日以内	避難者の入浴の機会を確保
地震発生から 2 か月程度	指定避難所での生活を概ね終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

① 一般的事項

- ア 指定避難所の開設・運営に関するマニュアルを作成し、地域住民に周知する。
- イ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の設置や巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
- ウ 運営体制の構築に当たっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。
- エ 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害（医療上の制限等を含む）等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。
- オ 避難者 1 人当たり 3.5 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点において、可能な限り避難所開設当初から、パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2 m（最低 1 m）空けることを意識するよう努める。
- カ 指定避難所の建物外の避難者には、テント等を提供する。
- キ トイレは仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は 3 : 1 とともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。
- ク テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- ケ 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた環境の整備に努める。
- コ 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- サ 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- シ 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- ス 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。

セ 市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるように努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ソ 県及び市町村は、衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

タ 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

チ 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

ツ 市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

テ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点からペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ト 市は、スマートフォンや携帯電話を持たない避難者へ情報が伝わるよう職員間の情報連絡ツールを活用し、避難所対応職員が災害対策本部の指示に基づき情報を配信し、避難者への伝達を図る。

② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

ア 指定避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するように努める。

イ 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるように配慮を求める。

ウ 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。特に男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など、男女の人権を尊重して、男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。

エ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。

オ 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

① 避難所での配慮

ア 指定避難所の開設と同時に、要配慮者への対応窓口の設置や、福祉避難所の案内等を実施するよう努める。

第2章 災害応急対策計画

第9節 避難所の運営

イ 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリーの視点を取り入れるよう努める。

ウ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、要配慮者の情報環境に配慮する。

エ 保健師・看護師・栄養士の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

通常の避難所での生活が難しいと判断される要配慮者には、医療機関への転送、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。（人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電源を必要とする患者の場合は、電源が使える施設へ直ちに移動させる。）

オ 幼児や児童等の子ども連れの家族に対しても配慮あるいは避難所全体で支援できる体制を確立する。

カ 高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。

キ 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

② 福祉避難所の設置・運営

ア 市は、福祉避難所の円滑な運営を図るため、福祉避難所との連絡調整を担当する職員（連絡調整員）等を派遣し、妊産婦や乳幼児等にも配慮した資機材等を配備するとともに、対象要配慮者等の福祉避難所における生活の支援を行うものとする。

また、個別避難計画に指定されている福祉避難所に直接避難することを支援する。

イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。

(6) 積雪期の対応

① 全避難者を屋内に収容する。指定避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他の指定避難所を開設し収容する。

② 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 業務の体系

■ 地震発生後 24 時間以内の業務

↓

■ 地震発生後 3 日目以内の業務

↓

■ 地震発生後 3 日目以降の業務

3 業務の内容

(1) 地震発生後 24 時間以内の業務

① 市の役割と対応

ア 指定避難所開設（～3h）

(ア) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ

(イ) 職員配置及び避難所開設報告

避難所担当職員は、職員の配置状況及び避難者の状況等を一般加入電話、携帯電話及び伝令等に

より災害対策本部へ報告する。

(ウ) 施設の安全確認

イ 避難者の状況把握（～6h）

(ア) 避難者数・ニーズの把握及び報告

(イ) 避難所備蓄物資の提供

(ウ) 事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導

ウ 外部からの応援受入れ開始（～12h）

(ア) 避難所運営応援職員の受入れ

(イ) ボランティアの受入準備

(ウ) 食料・生活必需品提供の開始

(エ) 仮設トイレ等設置

(オ) 暖房器具及び燃料の手配（冬季）

(カ) 市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣

(キ) 要配慮者支援要員の配置

エ 要配慮者の移動（～24h）

(ア) 傷病者等の医療機関への搬送

(イ) 社会福祉施設等への緊急入所

② 県の役割と対応

ア 指定避難所開設時の支援（～3h）

(ア) 県施設避難所の開設への協力

(イ) 施設の応急危険度判定要員派遣

(ウ) 自衛隊へ傷病者等の搬送、食料・物資輸送の要請

イ 避難所運営の応援（～12h）

(ア) 避難所運営応援職員の派遣

(イ) 食料・生活必需品の調達・配送（県備蓄物資の提供）

(ウ) 仮設トイレ等の手配

(エ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣

(オ) 看護師及び保健師の派遣

ウ 要配慮者の移動（～24h）

(ア) 受入れ医療機関の確保

(イ) 福祉関係者への協力依頼

(2) 地震発生後3日目以内の業務

① 市の役割と対応

ア 入浴機会の確保

イ 指定避難所の拡張・充実

ウ 屋外避難者へのテント等提供

第2章 災害応急対策計画

第9節 避難所の運営

エ 指定避難所の環境改善（可能な限り避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置）

オ 避難者主体による自治組織の編成

- ・ 県に、自衛隊に対する避難者用テント設営の要請を依頼する。
- ・ 県警察に、避難所における保安対策の実施、市民が避難した地域の保安・警備を要請する。
- ・ 東北電力ネットワーク㈱に、早期の避難所等施設への電力供給を要請する。

カ 臨時公衆電話等の設置を要請

② 通信事業者の役割と対応

ア 市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を指定避難所に設置

(3) 地震発生後3日目以降の業務

① 市の役割と対応

ア 避難者サービスの充実（3日～）

イ 指定避難所での炊飯開始

ウ 避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配

② 県の役割と対応

ア 避難者サービス充実への協力（3日～）

イ 自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請

ウ 入浴施設への協力依頼

エ 避難所・避難者の集約（7日～）

③ 自衛隊の役割と対応

ア 避難者サービス充実への協力（3日～）

イ 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施

ウ 県の要請により避難者用テントを設営

④ 電気・通信事業者の役割と対応

ア 避難者サービス充実への協力（3日～）

第10節 トイレ対策

担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、携帯トイレ及び仮設トイレ等を提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生から「最低3日間、推奨1週間」分に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 指定避難所等のトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。

イ 職員の配置・巡回により、指定避難所等の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 市で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 指定避難所等のトイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

③ 県の責務

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援する。

(3) 主な取組

① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

目標時間	対応
地震後 ～12時間	- 指定避難所の公共トイレの使用 - 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによるトイレ確保 - 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1日目程度	企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）
〃 12時間～2日目程度	企業・団体から仮設トイレ等を調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	- 需要に応じてトイレ追加・再配置 - 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

② トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね12時間以内に行う。

③ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 指定避難所等に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

② 指定避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利

用に配慮する。

- ③ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(5) 快適な利用の確保

- ① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- ② 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、指定避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ③ 市は、指定避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- ④ 市は、指定避難所等の運営が長期に渡る場合、指定避難所等の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- ⑤ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。
- ⑥ 市は、スフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、女性用と男性用トイレの比率は3:1、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、トイレの個数を確保する。
- ⑦ 市は、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(6) 積雪期の対応

仮設トイレ周辺の除雪など常にトイレ使用が可能となるよう配慮する。

2 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレによる対応

市は、指定避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレの適切な利用方法を周知する。また、指定避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。

県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から指定避難所等に配送する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）等及びトイレ用品による対応

仮設トイレ等の調達については、指定避難所等所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握するとともに企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。

トイレ用品については、義援物資提供の申し出への対応（いずれかの指定避難所等へ直接振り分ける）し、調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

3 し尿収集計画

- (1) 災害時のし尿収集は、被災地域や指定避難所等を優先して行い、協力を得られる範囲で非被災地域の収集を一時保留することも視野に入れる。
- (2) 収集量に対する処理能力が及ばないときは、くみ取り量を制限するなどの応急的な措置をとる。
- (3) し尿の収集、処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時中止する。
- (4) 仮設トイレの設置等による収集業務の増大については、必要に応じて周辺市へ支援要請を行う。

第11節 入浴対策

担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 被災を受けていない入浴施設管理者への施設開放要請
- イ 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

② 県の責務

- ア 自衛隊に対する入浴支援要請
- イ 県内市町村及び隣接県への協力要請
- ウ 新潟県生活衛生同業組合連合会等事業者団体への協力要請

(3) 主な取組

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日を目安とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 入浴施設までの交通手段の確保（市）
- ② 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（市、県）
- ③ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市、県）
- ④ 乳幼児に対する配慮
 - ア 沐浴に必要な物品の確保
 - イ 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請
 - ウ 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮するほか、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 業務の体系

■ 公衆浴場等の再開支援

↓

■ 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

↓

■ 仮設入浴施設の設置

3 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水、ボイラー等の復旧支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報を行う。

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

市は、市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(3) 仮設入浴施設の設置

市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。

第12節 ペット動物の保護対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して指定避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

(2) それぞれの責務

① 飼い主の責務

ア 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

② 市の責務

ア ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

イ 指定避難所を設置するに当たり、ペットを同行した避難者を適切に受け入れるとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ウ 避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の把握に努め、県と協働し「動物救済本部」に対し、情報提供及び活動を支援する。

③ 県の責務

ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

イ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

ウ 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

エ 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

オ 指定避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

カ 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

④ 公益社団法人 新潟県獣医師会の責務

ア 県及び（一社）新潟県動物愛護協会等と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市、県からの要請に備える。

⑤ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

ア 県及び（公社）新潟県獣医師会等と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

⑥ 動物救済本部の責務

ア ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。

イ 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

ウ 相談窓口の開設

被災地や指定避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

エ 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。

オ 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

カ 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

キ 被災動物の健康管理支援

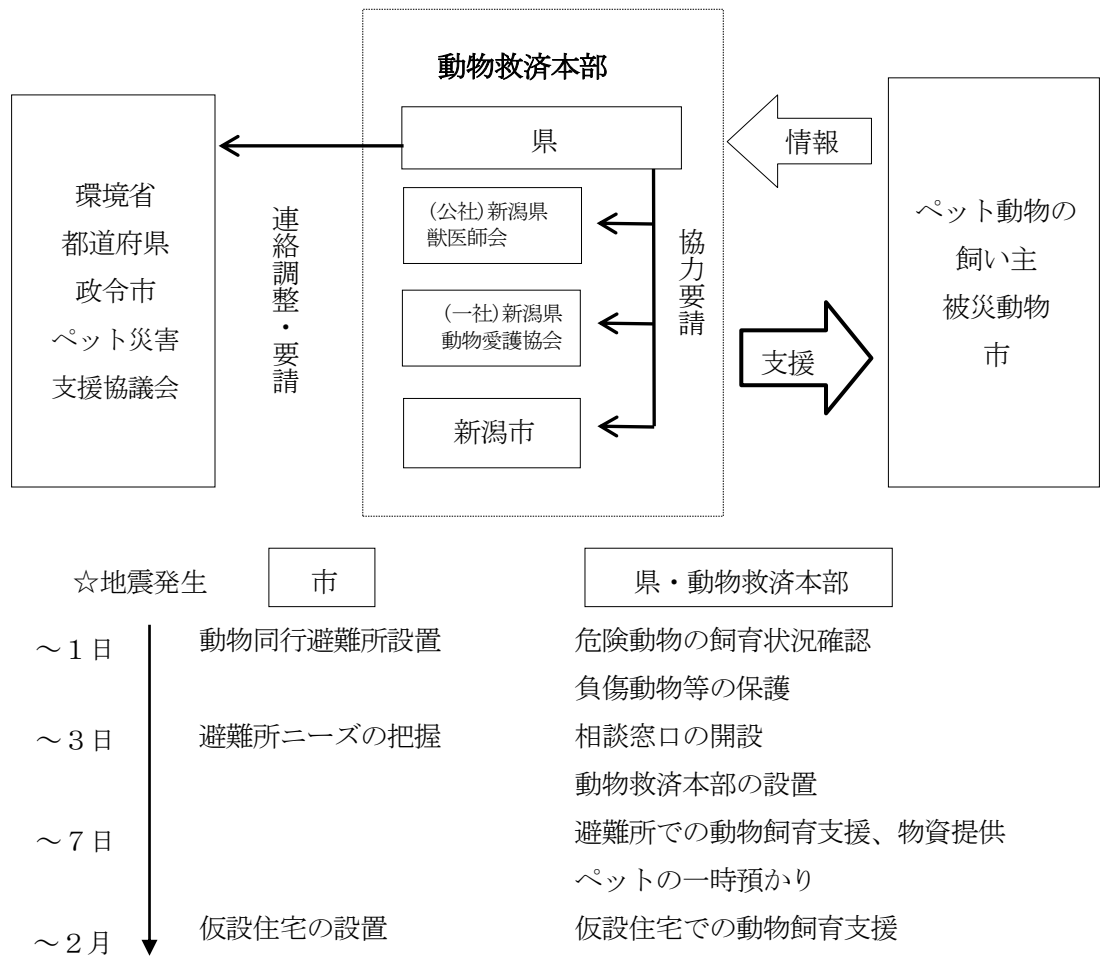
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

ク 募金の受付・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働して行う。

2 組織体系

組織図



3 業務の内容

(1) 動物同行避難者や被災したペットへの対応

- ① 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- ② 避難所でのペットの状況等について県及び動物救済本部に情報提供する。
- ③ 避難者に動物飼育関連物資を配布する。
- ④ 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。
- ⑤ 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。

第13節 食料・生活必需品等供給対策

担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水、生活必需品等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、迅速かつ的確に供給する。

なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料及び物資等が提供されるよう努める。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

地震発生から、流通機構の復活が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な食料及び物資等は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 被災者への物資等の迅速な供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

オ 孤立地域へ迅速な食料・生活必需品の支援を行うために孤立地域の把握に努める。

カ 浸水により備蓄品が使用できない地域を迅速に把握し、後方支援体制を整える。

キ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

③ 県の責務

ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 自衛隊に対し、現地炊飯（炊き出し）支援を要請する。

エ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

④ 指定地方行政機関の責務

第2章 災害応急対策計画

第13節 食料・生活必需品等供給対策

ア 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

イ 物資等の調達、輸送について、後方支援体制を迅速に確立し市を支援する。

(3) 主な取組

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、指定避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な食料及び物資等の輸送・配布は、概ね地震発生12時間後からとする。

① 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

ア 発災～12時間以内：市民による自己確保又は指定避難所等の保存食料

イ 発災12時間後～：指定避難所等の保存食料又はおにぎり、パン等の簡単な調達食

ウ 発災24時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食又は自衛隊等による配送食（温かいもの）

エ 発災72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

② 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（子ども・成人用）、生理用品、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 食物アレルギーに配慮した食事提供（地震発生直後～）

② 要配慮者の生活必需品供給への配慮（地震発生直後～）

③ 高齢者、食事制限等に配慮した食事提供（地震発生24時間後～）

(5) 積雪期の対応

① 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

② 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、手揉みカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 業務の体系

■ 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12時間程度）

↓

■ 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災12時間～24時間程度）

↓

■ 調理食配送による提供（発災24時間程度～72時間程度）

↓

■ 現地炊飯による提供（発災72時間以降）

↓

■ 被災者による自炊（発災2週間以降）

3 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12時間程度）

市は、指定避難所等に職員を派遣するとともに避難者、自主防災組織の協力の下指定避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分する。また市は、避難者の概数とニーズを把握する。指定避難所等で不足する物資等については、他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。

(2) 調達食・物資等の提供、生活必需品の供給・配分（発災12時間～24時間程度）

① 調達食、物資等の提供のための対応

調達食、物資等の提供のため次のような対応を行う。

ア 避難者のニーズを把握する。

イ 指定避難所等の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。

ウ 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。

② 生活必需品の供給・配分上の留意点

生活必需品の供給・配分は、次の点に留意して行う。

ア 事前に避難者のニーズを把握する。

イ 要配慮者への優先的配分に努める。

ウ 生活必需品を供給する際は、事前周知を徹底して公平な配分を図るとともに、各指定避難所等ごとに受け入れ責任者を定めて適正な管理を行う。

エ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、指定避難所外の要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 調理食配送による提供（発災24時間程度～72時間程度）

調理食の提供は、避難者のニーズを把握し、日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整、指定避難所等内・外被災者への給食方法の調整を行うとともに、必要食数を県災対本部に報告する。

(4) 現地炊飯による提供（発災72時間以降）

現地炊飯による食料の提供は、自衛隊の現地炊飯を希望する指定避難所及び内容を把握し県に報告するとともに、自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保する。県は自衛隊に現地炊飯を要請する。

また、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

(5) 被災者による自炊（発災2週間以降）

被災者が自炊を行う場合は、市の滞在・自炊希望調査に対して、指定避難所管理職員に今後の指定避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。市は、被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告し、調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

① 市は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。

第2章 災害応急対策計画
第13節 食料・生活必需品等供給対策

② 県は市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な次のような措置を講ずる。

ア 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。

イ 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

ウ 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。

③ 指定地方行政機関等は、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について次のような必要な措置を講ずる。

ア 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

イ 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。

④ 運送事業者は、物資の調達、輸送の代行において、市、県又は指定地方行政機関等を支援する。

(7) 義援物資の配布

① 市は、必要な物資の被災地ニーズを逐次把握し、受入物資を配布する。なお、物資の配布や被災地ニーズの把握は、災害ボランティアセンターや町内会長等に協力を依頼する。

② 県は、義援物資の送付先市町村を紹介する。ただし、物資が過剰とならないよう、市が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関を通じて情報を発信する。また、物資の輸送については、県トラック協会に輸送を依頼する。

(8) 燃料の調達・供給

① 市及び重要施設（病院等）は、災害対応や市民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。

② 県は、市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。

被災状況に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。

燃料類の供給見通しについて広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。

市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第14節 避難所外避難者の支援対策

担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) それぞれの責務

① 避難所外避難者等の責務

市、上越地域消防事務組合、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

② 市の責務

避難所外避難者の状況を調査し、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

③ 県の責務

市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、ボランティアやNPO、民間支援団体等の関係機関に支援を要請する。

④ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の責務

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 主な取組

① 避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

② 避難所外避難者の状況把握を行う際は、次の点に留意し、必要に応じて指導を行う。

ア 避難所等は二次災害の危険性が低い場所であること。（土砂崩れ、建築物等の倒壊の危険性がなく、かつ周囲に危険物等が集積されていない場所）

イ 給水、給食等の支援活動を容易に受けられる状況にあること。

ウ 町内会、自主防災組織等との連絡が容易に行える状況にあること。

③ 避難所外避難者は、次の点に留意する。

ア 自動車内で生活する場合は、排気ガスによる一酸化炭素中毒に注意するとともに、エコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）を予防するため、適度な水分補給や体操等を行うよう努める。

イ 自身の避難状況を適宜、市、町内会又は自主防災組織へ連絡すること。

(4) 要配慮者に対する配慮

個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、指定避難所外

第2章 災害応急対策計画

第14節 避難所外避難者の支援対策

に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く指定避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

(6) 在宅避難者等の支援拠点への対応

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(7) 車中泊避難を行うためのスペースへの対応

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

2 業務の体系

- 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

↓

- 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

3 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

市は、県の支援や町内会、自主防災組織等の協力の下、避難所外での市民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）を行う。

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

市は県の支援や町内会、自主防災組織、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、NPO等の協力の下、新たな避難先の提供（指定避難所等、テント、ユニットハウス等）、食料・物資の供給、保健師等による避難者の健康管理、健康指導等を実施する。

第15節 こころのケア対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

② 市の責務

ア 指定避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

③ 県の責務

ア 国の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）等の体制整備に努める。

イ 被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、DPATの派遣が必要と判断した場合、日本DPATの派遣を要請する。

ウ 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。

エ DPATを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

オ 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

④ 報道機関の責務

ア 不用意な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

注）PTSD（心的外傷後ストレス障害）：被災による心身の不調がいつまでも軽減せず、固定化した症状となって長引き、強い恐怖心や無力感を伴って、日常生活にも支障を来すほどの苦悩を有する状態。

イ こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

⑤ 精神科医療機関の責務

ア 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

イ DPAT活動等、県が実施するこころのケア対策を支援する。

⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(3) 主な取組

- ① 市は、県、精神科医療機関及び関係機関等と連携を図り、災害の状況に応じた適切なこころのケアを行う。
- ② 市は、地震発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時にD P A Tの派遣等の支援を県に要請する。

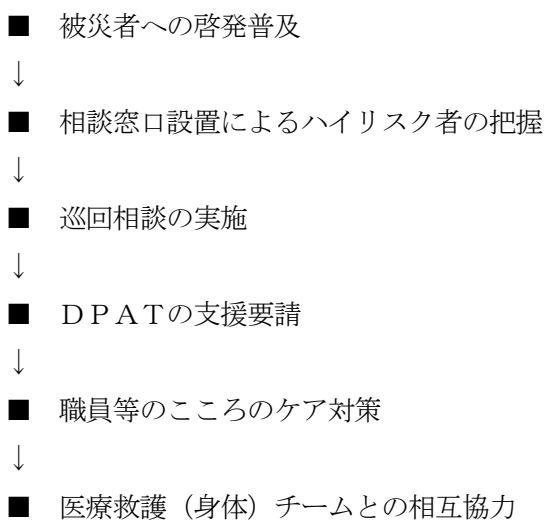
(4) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者等に対しては、優先的かつ、きめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、ストレスや抑うつ状態の早期発見・早期対応に努める。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被災者への啓発普及

被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやポスター、ホームページ等を使い、指定避難所等や町内会等を通じて被災者に情報を提供する。

(2) 相談窓口設置によるハイリスク者の把握

- ① 救護所が開設された時点から指定避難所等において、こころの相談窓口を設置し、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。
- ② 市役所木田庁舎及び各総合事務所等においても、こころの相談窓口を設置する。

(3) 巡回相談の実施

指定避難所等や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら身体面と精神面の健康状態の確認を行い、不安の軽減及び予防的視点での相談を実施する。

(4) こころのケアの支援要請

大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、DPAT等の派遣を要請する。

(5) 職員等のこころのケア対策

① 被災地活動に従事する職員等は、災害直後から過酷な状況のなかさまざまな支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

② 被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

4 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSDとなるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 被災者の自信を回復させる対応や手続きの補助等、個々の支援が必要である。
- (3) あらゆるタイプの支援を断わる人もいるのでこころのケアを前面に出してはならない。
- (4) 「聞き役」に徹し、話の主導権をとらずに相手のペースに委ねる。また話を途中で妨げず、話を引き出すよう、相槌をうったり質問を向けたりする。事実→考え→感情の順が話しやすい。
- (5) 相手の感情を理解し、共感する。
- (6) ニーズを読み取る。
- (7) こころのケアは、災害の段階にそって適切に行わなければならない。
- (8) 心的外傷は、災害直後には確認できない。
- (9) 救援者にもこころのケアが必要である。
- (10) 多機関（医療、保健、福祉、教育）での連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (11) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第16節 自衛隊への災害派遣要請

担当：情報収集・統括班

1 計画の方針

- (1) 基本方針
災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。
- (2) 自衛隊の災害派遣基準
 - ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
 - ② 差し迫った必要があること。（緊急の原則）
 - ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 業務の体系

- 災害派遣要請手続
↓
■ 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

3 業務の内容

- (1) 災害派遣要請手続
市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県の防災局経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。
なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知する。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 災害対策係	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511（代）（内6111、6434、6435、6436、6439） 025-282-1638（直通） 防災無線（発信番号）-40120-6111、6434、6435、6436、6439 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX（発信番号）401-881

(2) 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 他の防災関係機関との競合重複の排除
- ③ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ④ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ⑤ 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 自衛隊による市への連絡幹部の派遣

自衛隊は、被災地に部隊を派遣した場合又は市が連絡幹部の派遣を要請した場合には、連絡幹部を市に派遣する。なお、市は連絡幹部の受け入れに当たっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の施設を提供する。

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概 要
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

第2章 災害応急対策計画
第16節 自衛隊への災害派遣要請

救援活動区分	概 要
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。

6 調整先

災害派遣調整先（要請先）	住所等
○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30

7 災害派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、撤収要請依頼書を県知事に提出する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とするが、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

第17節 緊急輸送対策

担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空の交通手段の安全性や積載量等の機能強化を図りつつ緊急輸送を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

イ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

ウ 地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

エ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。

オ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

② 県の責務

ア 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

ウ 広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

エ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

オ 災害発生の初期からヘリコプターを投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

カ 離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。

キ 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

③ 県警察の責務

ア 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第17節 緊急輸送対策

イ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

④ 輸送関係機関の責務

自動車・船舶・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

⑤ 輸送施設管理者の責務

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 主な取組

- ① 車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。
- ② 緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。
- ③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 (災害発生直後初動期)	① 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (応急対策活動期)	① 第1段階の続行 ② 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧活動期)	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

(4) 要配慮者に対する配慮

歩行困難者など移動が困難な避難行動要支援者のため、避難移動を目的とした車両確保を行うなど配慮する。

(5) 積雪期の対応

- ① 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- ② 各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 業務の体系

■ 緊急輸送ネットワークの確保

↓

■ 輸送手段の確保

↓

■ 物資輸送拠点の確保

↓

■ 応援要請

↓

■ 輸送の実施

3 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

市は、市内主要道路の被災状況を調査し、発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。また、市道における交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため交通規制を実施する。

(2) 輸送手段の確保

市は、平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にするとともに、応急対策に必要な車両を確保する。また、災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達の斡旋を要請する。

(3) 物資輸送拠点の確保

県は、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。

市は、避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。

＜広域物資輸送拠点の機能＞

- ① 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- ② 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

＜地域内輸送拠点の機能＞

- ① 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

第2章 災害応急対策計画

第17節 緊急輸送対策

② 避難所等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

＜物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務＞

① 物資輸送拠点の施設管理者との調整

② 物資輸送拠点への職員等の派遣

連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等

③ 物資輸送拠点への資機材等の配備

④ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保

(4) 応援要請

市は、車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(5) 輸送の実施

市は、本計画に基づき輸送を実施する。

第18節 警備・保安及び交通規制

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施する。

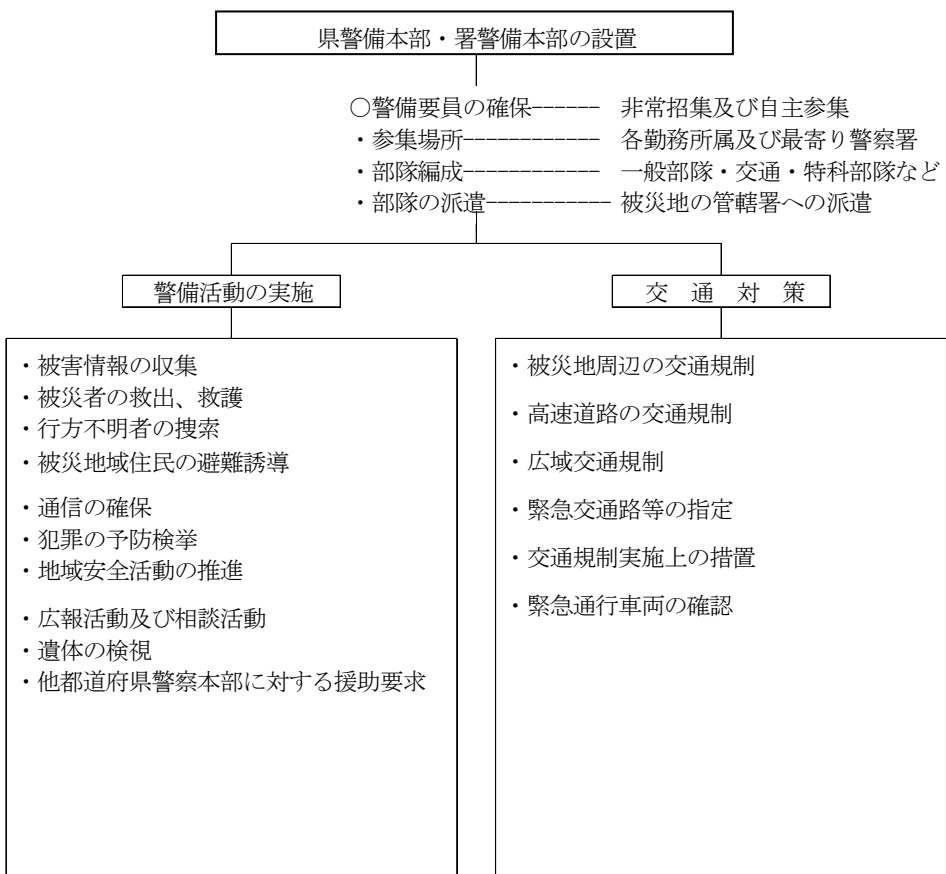
(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
 - ① 指揮体制の確立
 - ② 警備要員の確保
- (2) 警備活動の重点
 - ① 情報の収集及び伝達
 - ② 被害実態の把握
 - ③ 被災者の捜索及び救助
 - ④ 行方不明者等の捜索
 - ⑤ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
 - ⑥ 通信の確保
 - ⑦ 犯罪の予防及び検挙
 - ⑧ 地域安全活動の推進
 - ⑨ 市民に対する広報活動
 - ⑩ 相談活動
 - ⑪ 遺体の検視
 - ⑫ 他都道府県警察本部等に対する援助要求
- (3) 警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、上越地域消防事務組合、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助等の警備活動を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

- ① 市・県
 - ア 一連の警備活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
 - イ 県警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。
- ② 上越地域消防事務組合
 - ア 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。
- ③ その他関係機関
 - ア 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、県警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ① 緊急交通路
- ② 避難路
- ③ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

- ① 被災地周辺の交通規制
- ② 高速道路の交通規制
- ③ 広域交通規制
- ④ 緊急交通路の指定等

(3) 交通規制実施上の措置

- ① 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
- ② 主要交差点対策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等又は事前届出手続(以下「確認手続等」という。)は、次のとおりである。

① 緊急通行車両の対象

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を対象とする。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示等に関するもの
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ その他、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

② 規制除外車両の対象

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、次の業務に従事する車両を対象とする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- （被災地における交通容量の復旧に応じて、前記(ア)～(エ)以外にも対象の範囲を拡大する場合がある。）

③ 確認手続等の実施者

緊急通行車両の確認手続きは、県知事及び県公安委員会が実施する。交通規制時において、②に掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申出により、原則として県公安委員会が実施する。

④ 緊急通行車両の確認申出

⑤ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

① 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

③ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとること

ができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第19節 消火活動

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) それぞれの責務

① 市民、町内会、自主防災組織、企業・事業所、自衛消防隊等の責務

家庭、町内会、自主防災組織、及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

② 市の責務

市は、必要に応じて県知事に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

③ 消防団の責務

消防団は、消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

④ 消防機関の責務

ア 上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団等と共同で適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び新潟県消防防災航空隊への応援要請を迅速に行う。

イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部）は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。

⑤ 県の責務

県は、大規模な火災が発生した場合、上越市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 主な取組

発生した火災に対し、市民や自主防災組織の初期消火による延焼防止及び消防団・上越地域消防事務組合の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

近接住民、町内会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、避難行動要支援者の身の安全を確保するとともに、安全な避難誘導に努める。

(5) 積雪期の対応

① 市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等が雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

② 消防団及び上越地域消防事務組合の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

2 業務の体系

■ 初期消火・通報

↓

■ 消火活動

↓

■ 広域応援要請

3 業務の内容

(1) 初期消火・通報

① 市民、企業・事業所等は、家庭及び職場等において地震による火災が発生したときは、大声で周囲の人に火災発生を知らせ近傍の人にも協力を求めて初期消火に努めるとともに、速やかに上越地域消防事務組合に火災発生を通報する。

② 自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、消火器や風呂の溜めおき水等による初期消火及び救助活動を行う。

(2) 消火活動

消防団及び上越地域消防事務組合は、人命の安全を最優先とし、適切な消火活動を行う。

① 団員及び職員の召集

あらかじめ定められた招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防団員及び職員の迅速な参集を図る。

② 火災情報の収集

119番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団、町内会及び自主防災組織等からの情報を収集する。

③ 緊急車両等の通行路の確保

ア 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。

イ 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、活動の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

第2章 災害応急対策計画

第19節 消火活動

④ 火災防ぎょ活動

- ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
- イ 火災の規模に比べ消防力が劣勢であり、延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保を考慮した消防活動を行う。
- ウ 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を実施する。
- エ 消火栓は断水により使用不能になることが予想されることから、消防水利は、水量が豊富な消火栓、河川等の自然水利、プール及び防火水槽等を活用する。

⑤ 大規模火災発生時の県の活動

県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ伝送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災航空隊は、自ら又は上越地域消防事務組合の協力を得て、消防活動等を行う。

⑥ 船舶火災・流出油等の火災防ぎょ

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海上の船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは消防機関と連携し、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。

(3) 広域応援要請

- ① 上越地域消防事務組合は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に基づき広域応援要請を行う。
- ② 市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できないと判断した場合は、本章第16節「自衛隊への災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第20節 救急・救助活動

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊、新潟DMA T等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

救助すべき者を発見した被災地の地域住民及び災害現場に居合わせた者は、直ちに上越地域消防事務組合等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

② 市の責務

ア 市は、直ちに（一社）上越医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

救護所情報は、関係機関連絡員室で共有し被災者が一部の救護所に集中しないよう調整する。

イ 市及び上越地域消防事務組合は、管内の消防力等で対応できない場合は、新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

③ 消防団の責務

消防団は、消防団長の総括的な統制の下に被災地の自主防災組織及び災害現場に居合わせた者等と協力して救出活動に当たる。

④ 消防機関の責務

ア 上越地域消防事務組合は、多数の災害現場及び要救助者に対応するため、出動対象及び優先順位を設定するなど、関係機関と協力して効率的な救急・救助活動を行う。また、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。

イ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部）は、消防の広域応援の必要がある場合は、上越地域消防事務組合及び県と協力してその対応に当たる。

⑤ 県・県警察の責務

ア 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

イ 県警察は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救助体制を迅速に確立する。

第2章 災害応急対策計画

第20節 救急・救助活動

ウ 県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

エ 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

オ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。

⑥ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、災害が発生したとき、関係機関等と協力のうえ次に掲げる救急・救助活動を行う。

ア 海上における救助活動

イ 陸上災害に対する支援

(3) 主な取組

- ① 市民、町内会及び自主防災組織による迅速な初動対応体制の整備を図る。
- ② 消防職員及び消防団員等による迅速な救助の実施を図る。
- ③ 救護所及び最寄りの医療機関等、現地における迅速な負傷者等の手当を実施する。
- ④ 市、上越地域消防事務組合及び県による他機関等への応援要請等により、救急・救助体制を確立する。
- ⑤ ヘリコプター保有機関の相互の協力による重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動の安全かつ迅速な実施を図る。

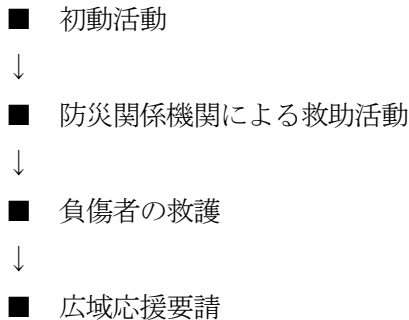
(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 市民等、市、上越地域消防事務組合等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。
- ② 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、町内会及び自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、地域の実情に応じた適切な措置をとる。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 初動活動

- ① 災害現場に居合わせ救助すべき者を発見した市民等は、地域の自主防災組織や消防団に協力を求めるとともに、上越地域消防事務組合に通報し、救助隊の出動を要請する。
- ② 自主防災組織及び消防団は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、救助隊の到着までの間、救助活動及び応急手当を行う。また、救助隊到着後も協力を求められた場合はこれに協力する。

(2) 防災関係機関による救助活動

- ① 上越地域消防事務組合は、災害現場で活動中の自主防災組織及び消防団から情報を収集し、必要な救急・救助活動を実施する。
- ② 上越地域消防事務組合は、大規模な災害が発生し、又は災害現場が多数に及ぶ場合等は、出動対象に優先順位を設定するなど、関係機関と協力して効率的な救急・救助活動を行う。
- ③ 県警察は、市及び上越地域消防事務組合等から救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救助活動を実施する。
- ④ 市及び上越地域消防事務組合は、水害及び山間地で発生した災害等において、地上からの救出救助活動が困難であると判断したときは、県又は県警察等にヘリコプターによる救助を要請する。
- ⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急・救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲においてその支援に当たるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。

(3) 負傷者の救護

- ① 市は、多数の負傷者が発生するなど必要な場合、（一社）上越医師会から医師の派遣等の協力を得て、現場付近の学校等に現地救護所を開設して負傷者等の救護に当たるとともに、医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の出動を要請する。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。
- ② 上越地域消防事務組合は、多数の負傷者が生じる災害が発生した場合は、「集団救急事故時の救急救護活動計画」に基づき迅速かつ安全に負傷者の救出救護を図る。
- ③ 市、上越地域消防事務組合及び医療機関は、救急車で負傷者の搬送が困難な場合、又は重傷者を上

第2章 災害応急対策計画

第20節 救急・救助活動

越圏外の医療機関に搬送する必要があるときは、県又は県警察にヘリコプターを要請する。

(4) ドクターヘリによる救命救急活動

- ① 市、上越地域消防事務組合、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。
- ② 県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。
- ③ ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市からの派遣要請あった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。

(5) 広域応援要請

- ① 上越地域消防事務組合は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に基づき広域応援要請を行う。
- ② 市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できないと判断した場合は、本章第16節「自衛隊への災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

4 海上における救助活動

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により捜索救助を行う。

第21節 医療救護活動

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により多数の負傷者が発生したとき、市は、（一社）上越医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 迅速かつ的確な医療救護活動を提供するために、災害発生直後から医療機関等の情報収集を行う。

イ 必要に応じ、あらかじめ指定した避難所等に救護所を設置し、医療救護活動等を行う。

ウ 災害ボランティアセンターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

エ 地域災害医療コーディネーターの支援を行い、医療救護活動の統括・調整による活動の円滑化を図る。

オ ドクターヘリの派遣要請を行う。

② 県の責務

ア 上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所。以下、本節において「上越保健所」という。）は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

イ 県は、市と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

ウ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

エ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

オ 県は、新潟大学医歯学総合病院等関係機関と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院等関係機関が透析医療機関の患者受入を調整する。また、医療関係団体（（一社）新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、（一社）新潟県歯科医師会、（公社）新潟県薬剤師会、（公社）新潟県看護協会等、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

カ 県は、市、消防機関、医療機関等へドクターヘリの派遣に関する情報を提供する。

キ 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な

第2章 災害応急対策計画

第21節 医療救護活動

搬送体制を確保する。

ク 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

③ 医療機関の責務

医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

④ 災害拠点病院の責務

ア 災害拠点病院（地域災害医療センターである県立中央病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

イ 県から救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）を派遣する。

ウ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

⑤ 新潟DMAT指定医療機関の責務

新潟DMAT指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

⑥ 新潟DPAT登録医療機関の責務

新潟DPAT登録医療機関は、県からの要請により、DPATを派遣し、被災地域の医療提供体制を支援する。

⑦ 新潟県看護協会の責務

新潟県看護協会は、県からの要請により、災害支援ナースの派遣を調整し、被災地域の医療提供体制を支援する。

⑧ ドクターヘリ基地病院の責務

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(3) 主な取組

市、県、医療機関及び医療関係団体が緊密な情報共有と協力体制の下に、救護所及び医療機関において、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

(5) 積雪期の対応

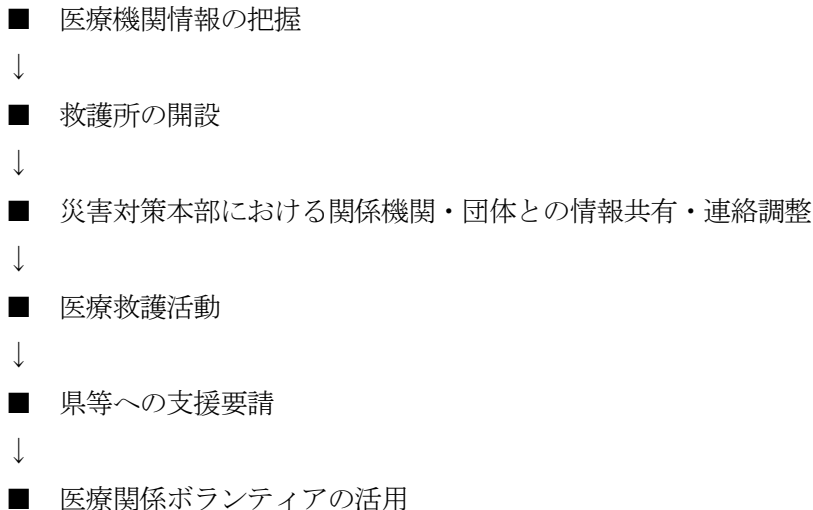
救護所開設時には、暖房器具を配置する。

(6) 活動の調整

指定避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合、上越保健所長は救護センターを開設する。また、上越保健所長を災害医療コーディネーターとし、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、医師会、歯科医師会など

医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医薬国保課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 医療機関情報の把握

- ① 上越保健所及び（一社）上越医師会は、それぞれ医療機関について次の情報を収集する。
（上越保健所：病院及び透析実施機関、（一社）上越医師会：診療所）
ア 施設・設備の被害状況
イ 負傷者等の状況
ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
エ 医療従事者の確保状況
オ 医療資器材等の需給状況
- ② 市及び上越地域消防事務組合は、上越保健所及び（一社）上越医師会から医療機関についての情報を収集する。

(2) 救護所の開設

- ① 市は、災害により多数の負傷者が発生し医師による初期医療が必要なときは、（一社）上越医師会の協力を得てあらかじめ定められた場所（原則として中学校）に救護所を開設する。
なお、被災現場が中学校から遠距離の場合や狭い地域に限定される場合等は、近傍の指定避難所等に開設することとし、その際は、直ちに（一社）上越医師会に連絡する。
- ② 必要に応じて、新潟県柔道整復師会上越支部にも協力を依頼する。

(3) 医療救護活動

- ① 救護所における活動

第2章 災害応急対策計画

第21節 医療救護活動

市は、救護所において医師等の指示に基づき次の医療救護活動を行い、医師等の不足など活動に支障が生じた場合は県に支援を要請する。

ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

イ 診療及び実施可能な応急処置

ウ 医療機関（災害拠点病院）への移送手配

エ 軽傷者への治療指導及び保健指導

オ 医療救護活動の記録

カ 死亡の確認

キ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

② 患者等の搬送

ア 医師による応急処置を必要とする傷病者の救護所までの搬送は、家族、町内会、自主防災組織、消防団及び防災関係機関が協力して行う。

イ 医療機関での処置が必要な傷病者については、救急隊により速やかに搬送する。

ウ 上越地域消防事務組合は、多数の負傷者が発生、又は発生することが予想されたときは、救急隊の増強を図る。

エ 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。

③ 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援を要請する。

④ 医療機関の活動

医療機関及び災害拠点病院は、傷病者の収容要請を受けたときは速やかに受入れ体制を確立し、医療救護を行う。また、災害拠点病院は、被災状況によりDMA Tの派遣を検討する。

(4) 県等への支援要請

市は、大規模な地震が発生し、自らの医療救護活動のみでは対応できないときは、速やかに県に対し被害状況を報告するとともに、支援を要請する。

(5) 医療関係ボランティアの活用

市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

第22節 遺体等の搜索・処理・埋葬

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬、身元確認資料の保存等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

② 県の責務

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

③ 県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び自衛隊等関係機関の責務

市、県等が迅速に業務を推進できるよう支援する。

(3) 主な取組

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案及び処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒、身元確認資料の保存までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

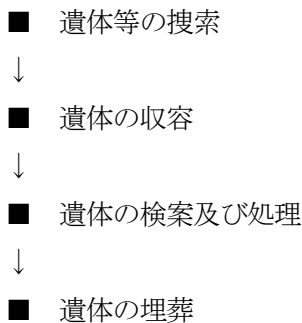
(4) 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮したうえで遺族等へ説明を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期には、遺体の搜索、搬送等に支障をきたさないよう、除雪体制を強化する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

市は、上越地域消防事務組合や消防団、県、県警察本部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊等関係機関に遺体等の搜索を要請する。

(2) 遺体の収容

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷地等）を確保し、関係機関に連絡する。

また、搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。

柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

(3) 遺体の検案及び処理

市は、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等に対し県を通じて協力を要請するとともに、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。また、所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

県警察は、収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 遺体の埋葬

搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。

骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。

死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。また、災害時の火葬体制を確立しておき、被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行う。

4 身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については、市が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たる。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

5 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。
 - ① 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - ② 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ③ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第23節 防疫及び保健衛生対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

② 市の責務

災害等の発生時の被災地域における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

③ 県の責務

市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(3) 主な取組

災害時における被災地域の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視、及び被災地域住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導やこころのケアを行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(5) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、指定避難所等の採暖に配慮する。

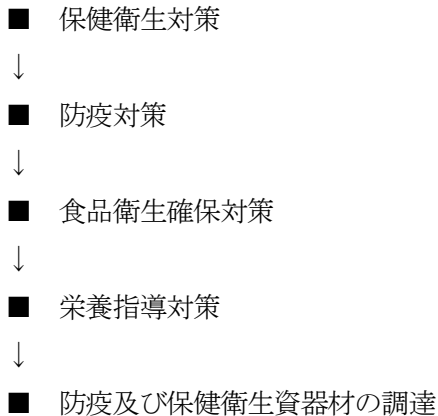
雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や防疫資器材等の運搬計画等に万全を期する。

また、感染症が起りやすい時期であることから、指定避難所等における感染症の予防対策に努める。

(6) 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請

県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

市が実施する保健衛生対策は、次のとおりである。

- ① 被災者の避難状況把握、県への報告
- ② 指定避難所等の整備、健康相談等の実施
- ③ 指定避難所等の生活環境整備
 - ア 食生活の状況（適切な食支援への対応及び食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類及び寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠及び休養の確保
 - カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持
 - キ プライバシーの保護
- ④ 避難所における健康相談等の実施
 - 保健師を中心とした巡回班の編成
- ⑤ 要配慮者の健康状態確認及び保健指導実施
 - ア 市巡回班による、指定避難所、仮設住宅等の巡回
 - イ 被災者への適切な処遇のための医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護の実施及び福祉対策関係者等との連絡調整
 - （ア） 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
 - （イ） インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
 - （ウ） 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

第2章 災害応急対策計画

第23節 防疫及び保健衛生対策

⑥ 県が実施する巡回計画作成への協力

(2) 防疫対策

市が実施する防疫対策は、次のとおりである。

① 防疫活動実施体制

迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。

② 感染症発生予防対策の実施

ア 感染症発生の未然防止のため、指定避難所等、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施

イ 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導

ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施。なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施

エ 便所、台所等を中心に消毒を実施

オ ねずみ属及び昆虫等の駆除

カ 県と協力し、予防教育及び予防宣伝実施

③ 感染症発生時の対策実施

台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

また、県から臨時予防接種の指示を受けた場合は、臨時予防接種を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、緊急食品の配給に対する食品衛生の確保や、県へ炊き出し施設の情報を提供するとともに、県が行う食品衛生指導に協力する。

(4) 栄養指導対策

① 市は、炊き出し内容が被災者に特化した内容であるか等栄養管理を実施する。

② 指定避難所等、仮設住宅及び被災家屋等において、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を行う。

(5) 防疫及び保健衛生資器材の調達

市は、防疫資器材等の調達について計画を作成し実施する。緊急時に、防疫資器材等の不足がある場合は上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）に支援を要請する。

第24節 廃棄物処理対策

担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、大量に発生する生活ごみや災害がれき類、し尿等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保するため、県・国や関係機関と連携し、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物処理を円滑に実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア ごみ処理

- (ア) 指定避難所等での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (イ) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力する。
- (ウ) ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での投棄等を行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。

イ し尿処理

指定避難所等の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

② 市の責務

ア ごみ処理

- (ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ一仮置場の設置及び管理を行う。
- (イ) 避難者の衛生面での支障が生じないように、指定避難所等の生活ごみの収集体制を整備する。
- (ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (エ) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- (オ) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。
- (カ) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- (キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

第2章 災害応急対策計画

第24節 廃棄物処理対策

イ し尿処理

- (ア) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 指定避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握し、収集体制を整備する。
- (ウ) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 災害がれき処理

- (ア) 隣家への倒壊、道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (イ) あらかじめ定める廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対策）に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (ウ) がれき類が大量に発生する場合は、仮置場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。
- (エ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び処理施設を確保する。
- (オ) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (カ) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (ク) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置等、計画的な処理体制を構築する。
- (ケ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

③ 県の責務

- ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- イ 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- ウ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- エ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- オ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 主な取組

① 生活ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね3日～4日以内に開始する。

② し尿収集

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

③ がれき類の収集

がれき類の収集は、概ね1か月以内に開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

(5) 積雪期の対応

積雪により災害廃棄物の収集活動に支障をきたさないよう除雪体制を整備する。

2 業務の体系

■ し尿処理の対応

↓

■ 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

↓

■ 災害がれき類処理の対応

3 業務の内容

(1) し尿処理の対応

被災者は、仮設トイレの維持管理及び市のし尿収集に協力し、市はし尿処理の実行計画を策定するとともに市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。

また、し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。

(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。

① 被災者

市が行う指定避難所等のごみの分別及び排出に協力し、各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。

② 市

ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定し、指定避難所等のごみ収集体制を整備する。

イ 家庭からのごみの分別、排出方法等について市民に周知する。

ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。

エ 必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。

(3) 災害がれき類処理の対応

被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の仮置場を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。

なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。

4 廃棄物処理組織体系及び市生活環境班の業務の概要

廃棄物処理組織体系及び市生活環境班の業務の概要は、上越市一般廃棄物処理基本計画で別途定める。

第25節 学校における応急対策

担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時、学校（幼稚園・保育園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 学校の責務

ア あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

イ 指定避難所等に指定されている学校又は臨時に指定された学校にあつては、指定避難所の開設・運営に協力する。指定避難所等に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、市災害対策本部に連絡のうえ、できる限り保護する。

ウ 被災後は、状況を見ながら関係機関と協力し、生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

② 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

③ 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休校の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 主な取組

地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(4) 要配慮者に対する配慮

特別支援学校等、盲学校等では、生徒等の帰宅や一時避難に対し支援する体制を確保する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 業務の体系

(1) 学校における業務の体系

① 生徒等が在校している場合

■ 在校生徒等の避難・安否確認

↓

■ 避難生徒等の安全確保等

↓

■ 被災状況の把握と報告

↓

■ 保護者への安否情報の提供、生徒等の帰宅又は保護継続、授業実施の判断・連絡
非在校生徒等の安否確認

↓

■ 指定避難所等開設協力

↓

■ 学校再開の時期等の判断・準備

↓

■ 生徒等のこころのケア

↓

■ 学用品等の手配

3 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

① 生徒等が在校している場合

ア 在校生徒等の避難・安否確認

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する）。

イ 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

② 登下校時間帯の場合

ア 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記①と同様に対応する。

イ 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

③ 夜間・休日等の場合

ア 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

イ 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

④ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況を、あらかじめ指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以降を行う。

・公立学校：学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無に関わらず必ず報告する。

・私立学校：人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

⑤ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

⑥ 生徒等の帰宅又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が取れない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで指定避難所等で学校の保護下におく。

⑦ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

⑧ 授業実施の判断・連絡

校長は、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

⑨ 避難場所等開設・運営協力

校長は、市長から指示又は依頼があったとき又は近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難場所等として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

⑩ 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

⑪ 生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

⑫ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

4 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について、市の広報媒体や地域コミュニティ放送等により広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

① 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。

② 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについて指導を行い、こころのケアの専門家を派遣する等により支援する。

③ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

5 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、市民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

① 県立学校施設の危険度判定を行う。

- ② 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。
- ③ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。
- ④ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市に斡旋する。

第26節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策

担当：教育班、情報収集・統括班、調整・渉外班、福祉・医療班

1 計画の方針

(1) 基本方針

園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 学校、幼稚園、保育園及び関係部署は、関係機関と連携を取りながら、保護者に対して生徒等に関するこころのケアの情報を提供するなど、適切な対策を実施する。

② 県の責務

ア 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ 市の学校に対して、臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

ウ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ 市が実施する生徒等に対するこころのケア対策を支援する。

③ 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

④ 学校の責務

ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

ウ 教員による生徒等への早期カウンセリングの実施

(3) 主な取組

市及び校長は、関係機関等と連携して下記の取組を実施する。

① 災害救助法が適用された場合、災害発生から1週間後をめぐに、全ての学校に対する「該当学校教員への説明会」の開催を県に要請する。

② 災害救助法が適用された場合、災害発生から2週間後をめぐに、全ての学校に対するカウンセラーの派遣を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

生徒等が災害時に受けるこころや体の不調は大人とは違った形で現れる傾向があるため、保護者及び周囲の人は十分に配慮する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、運動やレクリエーションにより気分転換を図る。

2 業務の体系

■ 生徒等に対するこころの健康調査

↓

■ 保護者に対する啓発普及

↓

■ 相談窓口の設置

↓

■ こころのケアチームの支援要請

↓

■ 教職員等のこころのケア対策

3 業務の内容

(1) 生徒等に対するこころの健康調査

- ① 市教育委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、災害時のこころの健康についての正しい知識を学校訪問や説明会を開催して周知する。
- ② 各学校においては、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の生徒等観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする生徒等の把握に努める。
- ③ 幼稚園及び保育園においては、関係課と連携して普段の観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児の把握に努める。

(2) 保護者に対する啓発普及

被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやポスター、ホームページ等を使い、保護者に情報を提供する。

(3) 相談窓口の設置

保育園、市役所木田庁舎及び各総合事務所等においてこころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスを行う。

(4) こころのケアチームの支援要請

県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市への支援を要請する。

(5) 教職員等のこころのケア対策

- ① 学校管理下における生徒等の指導だけではなく、緊急な業務を的確に行なわなければならない教職員

及び学校職員は、災害直後から過酷な状況の中で学校教育活動を再開するためのさまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

- ② 幼稚園及び保育園においても小中学校同様、職員の身体とこころの健康管理に十分配慮する。

4 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSDとなるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 最大の援助者は家族なので、まず、家族が子どもの心的外傷に対しての応急処置ができるようにアドバイスする。
- (3) 「あなただけではない」ということ、「ひとりではない」ということを生徒等、家族に伝える。
- (4) 家族の精神状態にも十分な配慮をする。
- (5) 各機関（医療、保健、福祉、教育）の連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (6) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第27節 被災建築物応急危険度判定

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

② 市の責務

ア 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。

イ 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

ウ 実施本部を設置し、判定を実施する。

エ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

オ 判定結果の集計を行い県に報告する。

カ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

キ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

③ 県（支援本部）の責務

ア 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県に応援を要請する。

ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

オ 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

④ 国（国土交通省及び北陸地方整備局）の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

⑤ 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

第2章 災害応急対策計画

第27節 被災建築物応急危険度判定

⑥ 応急危険度判定士の責務

- ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- イ 判定士への情報連絡に協力する。
- ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(3) 主な取組

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

(4) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者の自宅や収容施設については、より迅速な応急危険度判定を可能とする体制の整備に努める。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施に当たる。

2 業務の体系

■ 情報の収集

↓

■ 判定体制の構築

↓

■ 判定計画の作成

↓

■ 判定・支援の実施

3 業務の内容

(1) 情報の収集

- ① 調査及び情報収集を行い、建築物等の被害状況を把握する。
- ② 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

(2) 判定体制の構築

- ① 実施本部、判定拠点を設置する。
- ② 判定コーディネーターを配置する。
- ③ 県に支援要請を行う。

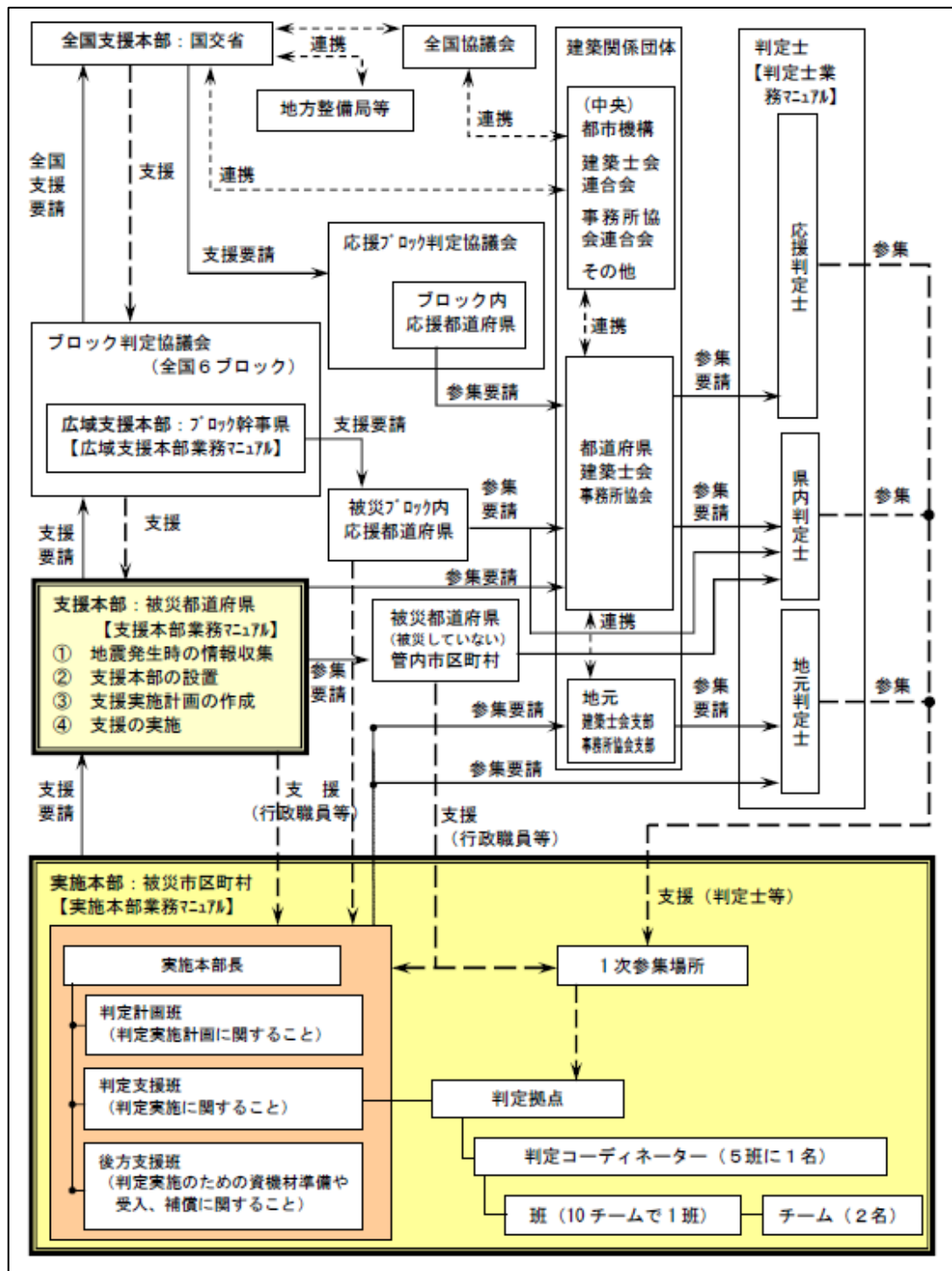
(3) 判定計画の作成

- ① 判定実施の要否を決定する。
- ② 判定実施計画を作成する。
- ③ 地元判定士を参集する。
- ④ 市民への周知及び広報を行う。

(4) 判定・支援の実施

- ① 判定士の受入れを行う。
- ② 判定資機材を判定士に供給する。
- ③ 判定士を実施地区に誘導する。
- ④ 判定結果を県に報告する。

282



第28節 被災宅地危険度判定

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災により宅地被害が広範囲に発生した場合において、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、宅地被害に関する情報と「被災宅地危険度判定マニュアル」に基づき危険度判定を実施する。

(2) それぞれの責務

① 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

ア 常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

イ 危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。

② 市の責務

ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、危険度判定実施の可否を決定する。

イ 危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

ウ 被災の規模等により必要があると認めるときは、概ね72時間以内に危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

エ 宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。

オ 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

③ 県の責務

ア 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

④ 国の責務

ア 国（国土交通省）は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、合わせて他の都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

イ 国（国土交通省）は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を

第2章 災害応急対策計画

第28節 被災宅地危険度判定

支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

(3) 主な取組

- ① 宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。
- ② 地震発生から概ね1週間を目途に判定を終了するよう体制を調整する。

(4) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者の自宅や収容施設については、より迅速な応急危険度判定を可能とする体制の整備に努める。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施に当たる。

2 業務の体系

■ 情報の収集

↓

■ 判定体制の構築

↓

■ 危険度判定の実施

3 業務の内容

(1) 情報の収集

宅地の被害に関する情報を収集するとともに、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

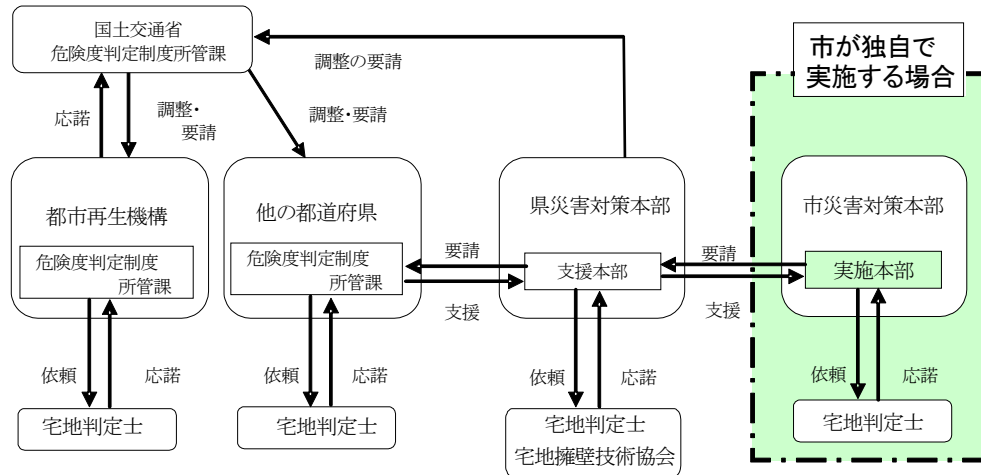
(2) 判定体制の構築

- ① 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ② 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

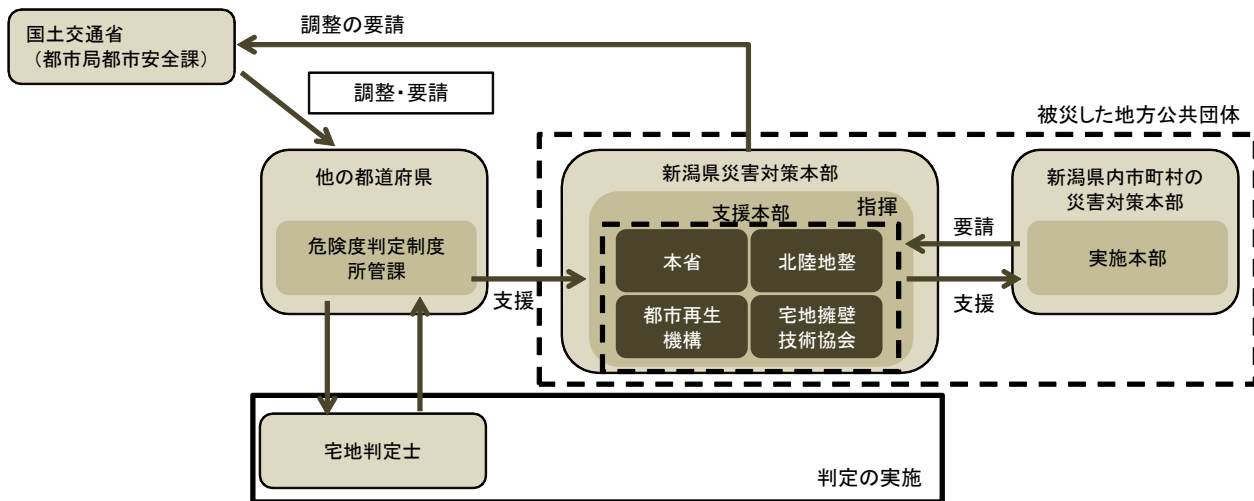
(3) 危険度判定の実施

- ① 実施体制の構築後、宅地判定士の協力の下速やかに危険度判定を実施する。
- ② 地震発生から概ね1週間を目途に判定を終了するよう体制を調整する。
- ③ 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

【危険度判定実施体系図】



【県が市町村支援等を行うことが困難な場合】



第29節 被害家屋調査・罹災証明書の発行

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、被害状況の把握及び罹災証明書の円滑な発行を図るため、早期に建物の被害調査を実施するとともに、罹災台帳を作成し、被災者からの申請に備える。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

(2) それぞれの責務

① 市民・事業所等の責務

市が実施する被害家屋調査の申請及び調査への協力を行い、適正な認定が受けられるように努める。

② 市の責務

迅速かつ短期間で被害家屋調査を実施するよう努めるとともに、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との区別を積極的に周知する。

③ 県の責務

他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する被害家屋調査を支援する。

(3) 主な取組

罹災証明書は各種支援制度の基準となることから、迅速かつ適切な被害家屋調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

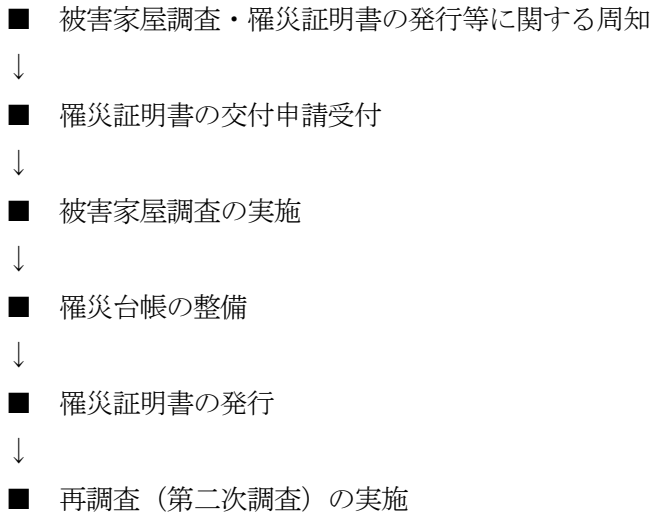
(4) 要配慮者への配慮

調査の実施計画を検討する際には、在宅医療及び在宅介護を行っている家庭を優先して実施するなどの配慮を行う。

(5) 積雪期の対応

調査の実施計画を検討する際には、積雪に対応した移動手段の選定及び家屋周囲の積雪により外周の確認が十分に行うことができない場合なども想定し、これらの対策も検討する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被害家屋調査・罹災証明書の発行等の周知

被害家屋調査等の実施や罹災証明書の発行等を速やかに市民に周知するものとし、被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。

また、罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部局との連携を図る。

(2) 罹災証明書の交付申請受付

- ① 罹災証明書の交付申請の受付を行う。
- ② 申請書のうち、被害家屋調査が必要である場合に担当者と情報連携する。

(3) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、木田庁舎及び調査の実施が必要な区の担当者が連携して調査を実施する。

① 調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及び罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して、調査実施計画を作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

調査実施計画は、調査方法、調査範囲、調査人員、調査体制、調査期間、その他必要な事項を含む。

② 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

③ 他の市町村等への協力要請

市の職員だけでは人的に対応できない場合は、県、近隣市町村及び建築関係団体等への協力を依頼する。

④ 火災による被害調査は、上越地域消防事務組合が実施する。

(4) 罹災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は、調査の実施とあわせ、基本台帳となる罹災台帳を作成する。

第2章 災害応急対策計画

第29節 被害家屋調査・罹災証明書の発行

① 被害認定の判定基準

罹災証明書の発行根拠となる被害家屋の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき、1棟単位で行う。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

② 被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後、被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

(5) 罹災証明書の発行

① 罹災証明書の発行対象等

法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。

罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）	被害状況調査班 （区災害対策本部）	市 長
死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班	
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長

② 罹災証明書の発行

作成した罹災台帳に基づき、被災者の申請により罹災証明書を発行する。なお、罹災台帳により確認できないものは、申請者の立証資料に基づき発行する。

(6) 再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は、被災者の申出があった場合に実施する。

第30節 公衆通信の確保（電話）

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

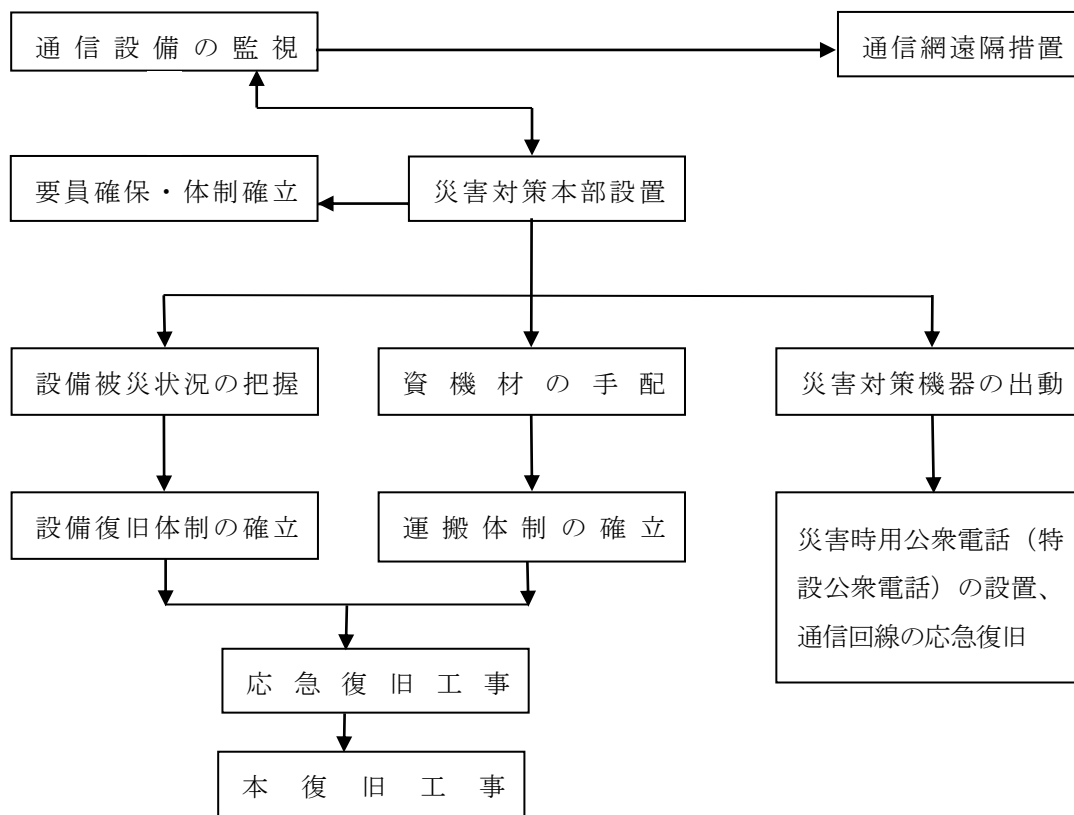
(2) 要配慮者に対する配慮

通信の不通により避難行動要支援者への情報伝達が遅れることのないよう、自主防災組織や町内会等の協力により、迅速に情報伝達が行われるよう努める。

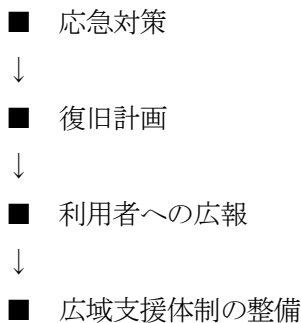
(3) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、通信施設の応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 公衆通信施設（NTT東日本㈱及び㈱NTTドコモ）応急対策フロー図



3 業務の体系（NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモ）



4 業務の内容

(1) 応急対策

① 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

② 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本(株)新潟支店は同社の基準に基づき次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 地震災害警戒本部

エ 災害対策本部

③ 設備復旧体制の確立

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

④ 被害状況の把握

ア NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

⑤ 災害対策機器等の出動

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、応急復旧に必要な資材等については、同社新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用資機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

⑦ 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板（web171）の提供

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、震度6弱以上の地震発生時の災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板（web171）、災害用伝言版サービスの利用を可能とする。

(2) 復旧計画

① 応急復旧工事

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、災害による電気通信設備等を緊急に復旧するため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、海上保安機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

③ 本復旧工事

NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモは、災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広

第2章 災害応急対策計画

第30節 公衆通信の確保（電話）

報車又はインターネット（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）により地域の市民及び関係機関に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況、見通し
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- ④ 市民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板（web171）提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 広域支援体制の整備

NTT東日本(株)新潟支店及び(株)NTTドコモ新潟支店は、大規模災害が発生した場合は、同社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

① NTT東日本(株)及び(株)NTTドコモの応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本(株)本社災害対策室及び(株)NTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

② 全国の応援体制

NTT東日本(株)本社災害対策室は、支店からの応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ各支店災害対策室へ要請する。

第31節 電力供給応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

東北電力ネットワーク(株)は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

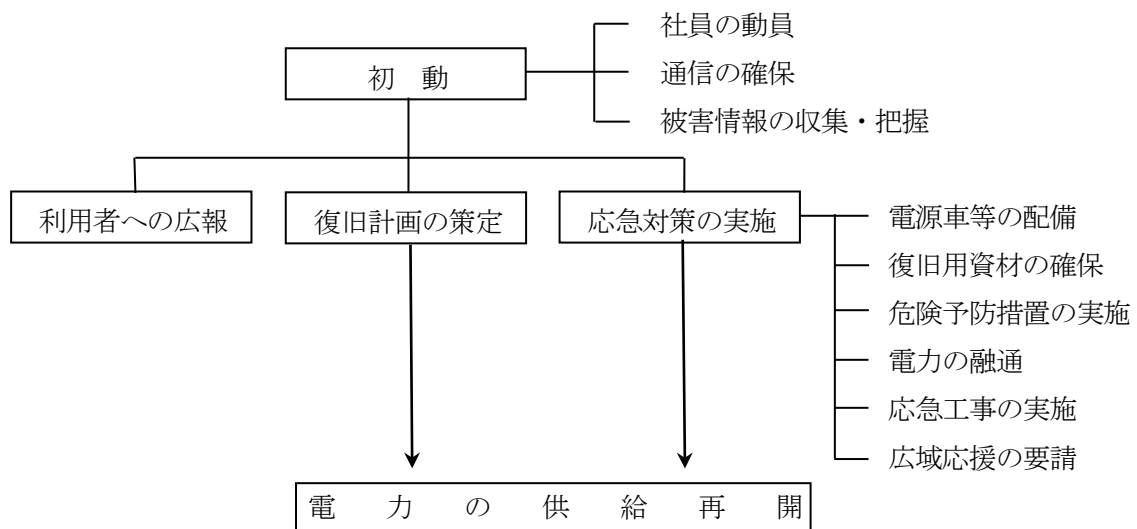
(2) 要配慮者に対する配慮

人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする要配慮者や、医療機関、福祉施設等に対し迅速な対応が行われるよう努める。

(3) 積雪期の対応

採暖対策を迅速に行うとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 電力供給施設応急対策フロー図（東北電力ネットワーク(株)）



3 業務の体系（東北電力ネットワーク(株)）

- 復旧活動体制の構築
- ↓
- 応急対策
- ↓
- 復旧計画の策定
- ↓
- 利用者への広報
- ↓
- 広域応援体制の構築

4 業務の内容

(1) 復旧活動体制の構築

① 被災時の組織体制

東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1 非常体制	自事業所管内において非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または非常災害が発生し非常災害対策活動が必要な場合
第2 非常体制	自事業所管内を含め広域的な大規模災害が発生し、大規模な応援隊の受け入れや復旧までに長期化することが予想される規模の災害が発生した場合

② 動員体制

対策本部長は、第1 非常体制または第2 非常体制発令後直ちに対策要員を招集する。

ただし、自事業所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合、または自事業所管内で津波警報もしくは津波警報が発令された場合、発令権限者からの発令を待たず、自動的に第2 非常体制に入る。

また、被害が甚大で自事業所のみでは早期復旧が困難な場合は他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

③ 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

東北電力ネットワーク(株)は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリエゾン（情報連絡員）を派遣する。

(2) 応急対策

① 電源車等の配備

ア 東北電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。

イ 東北電力ネットワーク(株)は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設

をリスト化し、市と共有する。

ウ 共有された重要施設等への電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、東北電力ネットワーク㈱と市が協議を行い決定する。

② 復旧資材の確保

ア 事業所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

③ 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

④ 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑤ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(3) 復旧計画の策定

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には国、県及び市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、上越ケーブルビジョン㈱等へ積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

(5) 広域応援体制の構築

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社間で締結している「各社間の協定等」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第32節 ガスの安全、供給対策

担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

市（都市ガス事業、LPガス事業）及びLPガス事業者は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

② 市の責務

二次災害防止のための広報を行うほか、市がガス供給を行なっている区域については、下記のガス事業者の責務も負う。

③ 県の責務

LPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

④ ガス事業者の責務

ア ガス供給設備の安全点検を行う。

イ 二次災害防止のための広報を行う。

ウ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

エ 市（都市ガス事業者、LPガス）は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。

オ LPガス事業者は、地震発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

カ LPガス事業者は、市の要請により指定避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

キ LPガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

(3) 主な取組

① 市（都市ガス事業、LPGガス事業）

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	供給先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）

注：大規模な被害が生じた場合を除く。

② LPGガス事業者

地震後 1 時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後 3 時間	二次災害防止措置
地震後 2 日	供給先の緊急点検完了
地震後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1） 供給先安全確認完了（注2）

注1：大規模な被害が生じた場合を除く。

注2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① ガス事業者は、避難行動要支援者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
- ② 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(5) 積雪期の対応

市民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPGガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

2 業務の体系

- 被害状況把握、二次災害防止措置等
- ↓
- 復旧対策

3 業務の内容

(1) 被害状況把握、二次災害防止措置等

- ① 地震発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況を把握する。

第2章 災害応急対策計画

第32節 ガスの安全、供給対策

② 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

① 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

必要に応じて（一社）日本ガス協会等の関係機関に救援を要請する。

② 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問

エ 関係機関への協力要請

第33節 給水・上水道施設の応急対策

担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水等の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。

なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

② 市の責務

ア 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ 応急給水等の対応に困難が生じる場合は、県及び（公社）日本水道協会新潟支部等の関係機関に支援を要請する。

③ 県の責務

県は、情報の連絡調整や総合的な指揮・指導、また自衛隊への給水支援要請など関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 主な取組（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1か月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用 途
3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1か月以内	各戸1給水栓	

第2章 災害応急対策計画

第33節 給水・上水道施設の応急対策

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急給水や応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 業務の体系

■ 被害状況の把握

↓

■ 市民等への広報や報道機関への情報提供

↓

■ 緊急措置

↓

■ 応急給水活動

↓

■ 応急対策の方針決定

↓

■ 応急復旧活動

3 業務の内容

(1) 被害状況の把握

市は、供給地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認し、職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録、他のライフライン担当部局等から情報収集する。

(2) 市民等への広報や報道機関への情報提供

市は、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報・周知するとともに報道機関へ情報提供する。

(3) 緊急措置

① 市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。

ア 二次災害の防止措置

- (ア) 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動
- (イ) 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保
- (ウ) 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置

(エ) 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置

イ 被害発生地区の分離

② 県は、有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請し、緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知・指導する。

(4) 応急給水活動

市は、被害状況に応じて地区別に給水方法を選定し、病院、指定避難所等、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。また、衛生対策、地域特性等に対しても配慮する。

また、市のみでの対応が困難な場合は、関係機関への応援要請及び県に対し自衛隊による給水支援の要請を依頼する。

(5) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実施するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は被害が甚大な場合の応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

市が実施する対応は概ね次のとおり。

① 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

② 応援要請の必要性判断

動員の必要職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況等を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(6) 応急復旧活動

① 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。

② 病院、指定避難所等、社会福祉施設等を優先的に通水させる等、優先順位を明確にする。

③ 他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。

④ 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。

4 業務スケジュール（イメージ）

☆被害発生		(供給水量)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ 生命維持	○被害状況の把握 ○市民への広報、報道機関への情報提供 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関・社会福祉施設等の応急復旧
		第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
		第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
3日	20～30 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ 最低生活水量		
1週間	30～40 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$ 生活水量の確保		
2週間			
1か月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

第34節 下水道等施設の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、ガス水道班

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道等（公共下水道、農業集落排水）施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等の処理場、ポンプ場及び管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は協力する。

イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等への流入水量の抑制に努める。

ウ 地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

② 市の責務

ア 市は、被災時に、直ちに、「下水道事業業務継続計画（BCP）」並びに「災害時における行動マニュアル」に基づき被災調査及び復旧工事に着手する。

イ 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急処置を講ずる。

ウ 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

エ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

③ 県の責務

ア 必要に応じ、市への支援を実施する。

イ 市の下水道等施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置を講ずる。

ウ 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

第2章 災害応急対策計画
第34節 下水道等施設の応急対策

(3) 主な取組

① 下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後 ～ 3日目程度	・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民等への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

② 市は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

② 市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し二次被害を受けないようにする。

(5) 積雪期の対応

① 市及び県は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

② 市は、指定避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るようにする。

③ 市及び県は連絡を密にし、適正な下水道等の使用ができるようにする。

2 業務の体系

■ 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

↓

■ 応急復旧による対応

↓

■ 外部応援依頼による対応

↓

■ 本復旧による対応

3 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。

① 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施

② 緊急調査等に基づく応急復旧計画の策定

(2) 応急復旧による対応

- ① 市は、応急復旧として概ね次の対応を行う。
 - ア 応急復旧計画に基づき応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。
 - イ 仮設用資材調達に努める。
 - ウ 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。
 - エ 県に応急復旧状況等を連絡する。
 - オ 病院、避難所及び公共施設等に連結する下水道等を優先的に復旧する。
- ② 県は必要に応じて、市への支援を行う。

(3) 外部応援依頼による対応

- ① 市は、協定市町村、協定事業者等に応援を依頼し、災害対応業務を実施する。
- ② 市は、応援機関等の受入れ体制を整備する。

(4) 本復旧による対応

- ① 市は、本復旧として概ね次の対応を行う。
 - ア 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。
 - イ 本復旧計画に基づき、下水道施設等の本復旧を実施する。
 - ウ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。
 - エ 病院、避難所及び公共施設等を優先的に復旧する。
- ② 県は、市での災害査定実施における国との調整及び市への助言を行う。

第35節 工業用水道施設の応急対策

担当：産業観光班・情報収集・統括班・調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて順次施設を復旧することとする。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに効率的な広報を実施する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する工業用水について応急復旧等を迅速かつ的確に行う。施設の被害状況等については県に報告する。

② 県の責務

県管理施設の被害状況について早急に把握するとともに効率的な広報を実施する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する工業用水について応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(3) 主な取組

地震等による被害を最小限に食い止め、工業用水関連施設の損傷による二次災害を防止する。

また、早期の応急復旧により災害支援活動が円滑に進むよう配慮する。

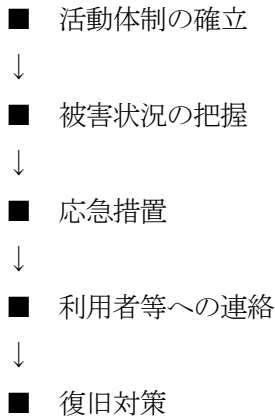
(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者にも被害が及ぶことが予想される時は、迅速な対応を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 活動体制の確立

地震発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

地震発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

(3) 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(4) 利用者等への連絡

① 受水企業への連絡

施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

② 一般住民への広報

一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により工業用水道施設付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(5) 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。埋設管路等は道路に電気、ガス又は上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関と調整を図りながら決定する。

4 事業者間の相互協力

各事業者は、それぞれの応急対策を第一に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

第36節 危険物等施設の応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生による、危険物施設等の破損や漂流物の衝突により危険物等が漏えいした場合、火災・爆発による二次災害が発生し、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、危険物等施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

(2) それぞれの責務

① 危険物等取扱・貯蔵事業者等の責務

地震による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

② 上越地域消防事務組合等の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

③ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

④ 県の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 主な取組

地震による被害を最小限にくい止め、危険物等施設の損傷による二次災害を防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、避難行動要支援者の迅速な避難等を実施するよう努める。

(5) 積雪期の対応

積雪により避難に時間がかかることを配慮し、早めの避難活動を実施する。

2 業務の体系

- 応急対応
- ↓
- 個別対応
- ↓
- 危険物等流出及び火災発生時の応急対応
- ↓
- 市民等に対する広報対応

3 業務の内容

(1) 応急対応

各機関の役割は概ね次のとおりである。

① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応

- ア 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。
- イ 地震により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接危険物等取扱・貯蔵事業者
に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。
- ウ 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を
行う。
- エ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。
- オ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、
現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

② 市の対応

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び
身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

③ 県の対応

消防機関等からの被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の
被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確
な避難誘導を要請する。

④ 上越地域消防事務組合対応

危険物等取扱・貯蔵事業者の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止
のために防御活動を実施する。

(2) 個別対応

① 各事業所及び管理者の対応

ア 火薬類取扱事業所

地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に
移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。

イ 高圧ガス取扱事業所

施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等のおそれがある場合には必要な措置をとるとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。

ウ 有害物質取扱事業所

施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等のおそれがある場合には必要な措置をとるとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。

エ 放射性物質使用施設等の管理者

放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

② 市の対応

市は、有害物質取扱施設等について、人の健康を保護することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ又はその使用を制限する。

③ 県の対応

ア 県は、知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設の管理者等に対し、当該施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

イ 毒物劇物貯蔵施設等について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設等の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。

ウ 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

④ 上越地域消防事務組合の対応

上越地域消防事務組合は、危険物等施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。

① 市民の対応

危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。

② 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応

関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。

③ 上越地域消防事務組合の対応

災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。

④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応

危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。

⑤ 市の対応

ア 危険物施設の付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。

イ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

ウ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境調査を実施する。

⑥ 国及び県の対応

飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

(4) 市民等に対する広報

① 危険物等取扱・貯蔵事業者は、地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

② 市は、上越地域消防組合と連携し災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等について、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て災害情報の周知徹底を図る。

③ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶ可能性がある場合、船舶等に対し船舶用無線及び巡視船の拡声器等により避難又は警戒を呼びかけるほか、市、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班

1 計画の方針

(1) 基本方針

道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。

② 県の責務

県道等、県が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

③ 国（高田河川国道事務所）の責務

国道等、国が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(3) 主な取組

地震等による被害を最小限に食い止め、道路関連施設の損傷による二次災害を防止する。

また、早期の応急復旧により災害支援活動が円滑に進むよう配慮する。併せて、道路情報を広報し、市民や関係機関に周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

各道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

各道路管理者等は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。

また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

↓

■ 道路占用施設

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握

安全を確認後、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、各管理者の定めに応じて道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響等について情報収集する。

特に啓開計画路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

① 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

② 道路情報の周知

公益財団法人日本道路交通情報センターや報道機関に協力を求めるとともに、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を市民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険

第2章 災害応急対策計画

第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

箇所) の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

① 道路啓開

ア 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする啓開計画路線を優先する。

イ 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

エ 道路啓開は災害時の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。

オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消等、道路施設の重要性に十分配慮し取り組む。

③ 道路情報の周知

公益財団法人日本道路交通情報センターや報道機関に協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

4 道路情報の共有

市は国や県、他市町村と連絡をとり、災害時の道路情報を共有する。

第38節 港湾・漁港施設の応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防機関又は警察機関へ通報する。

② 市の責務

地震による港湾・漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは県へ通報するとともに、管理する漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

③ 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

④ その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(3) 主な取組

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、二次災害の危険性がなくなった後に応急工事に着手する。

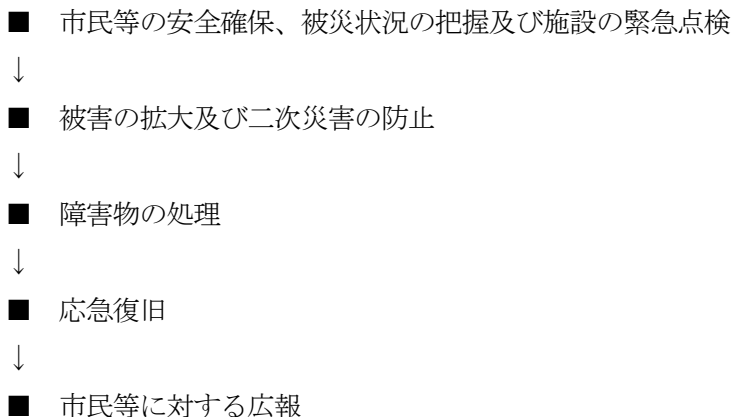
(4) 要配慮者に対する配慮

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の避難指示等及び避難誘導を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

① 市の対応

ア 市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の指示及び避難誘導を実施する。

イ 震度4以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。（ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）

② 県の対応

県は、震度4以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。（ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

各施設管理者は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資

材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 市民等に対する広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、市及び県等防災関係機関へ周知する。

また、被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民に周知し、市、県及び防災関係機関は情報を共有する。

第39節 鉄道事業者の応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

東日本旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

旅客の中に避難行動要支援者がいる場合は、避難誘導や被害状況等の広報について十分に配慮し、動揺や混乱の防止に努める。

(3) 積雪期の対応

各鉄道事業者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の運転を一時中止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

2 業務の体系

■ 運転規制の実施

↓

■ 旅客等に対する広報

↓

■ 救護、救出及び避難

↓

■ 代替輸送計画

↓

■ 市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 運転規制の実施

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により運転規制等を実施し、安全確認を行う。

(2) 旅客等に対する広報

① 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

ア 災害の規模

イ 被害範囲

ウ 被害の状況

エ 不通線区

オ 開通の見込み等

② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

ア 停車地点と理由

イ 災害の規模

ウ 被害の状況

エ 運転再開の見込み

オ 避難の有無・方法等

③ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス等代行輸送

② 迂回線区に対する輸送の確保及び他社線との振替輸送

(5) 市民等に対する広報

① 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、上越ケーブルビジョン(株)等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

② 各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況や復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告するものとし、市及び県は、各鉄道事業者からの情報をホームページに掲載するほか、複数のメディアを活用して積極的に市民に周知する。

第40節 治山・砂防施設等の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を発見した時は、遅滞なく市、県及び関係機関等へ連絡する。

② 市の責務

市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は避難指示等及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 主な取組

市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示等及び避難誘導等を実施する。

(4) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、要配慮者の住家や要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期では、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

■ 土砂災害等の調査

↓

■ 避難指示等

↓

■ 応急対策工事の実施

3 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

- ① 市、県及び国は、土砂災害等の被災状況を把握するため速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。確認された被災概要調査結果及び状況の推移については関係住民等に周知する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。

- ② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。

(2) 避難指示等

- ① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難の指示や避難誘導等を実施する。

- ② 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を整備する。

- ③ 県及び国は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。

(3) 応急対策工事の実施

市、県及び国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施するとともに、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員の設置等により、異状時に関係住民へ適切に通報する。

第41節 河川・海岸施設の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川・海岸等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

河川・海岸施設の被災を発見した時は、遅滞なく市、県及び関係機関等へ連絡する。

② 市の責務

市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、国、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 主な取組

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から速やかに応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の住家や利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期では、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

- 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保
- ↓
- 被害の拡大及び二次災害の防止
- ↓
- 応急復旧
- ↓
- 市民等に対する広報等

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保

- ① 河川・海岸施設の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施し、危険な箇所については、人的被害の発生等を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

- ② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

河川・海岸施設の管理者は、パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。

① 河川管理施設及び許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施

第2章 災害応急対策計画

第41節 河川・海岸施設の応急対策

設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

オ 油や危険物等の流出等の事故対策

地震により発生した危険物等や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

② ダム施設

ア 貯水位制限等の対策

地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急措置

地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急措置を講じる。

ウ 関係機関への通知と一般住民への周知

地震後の点検によりダム施設に漏水若しくは変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する事項

関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

③ 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材

及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(4) 市民等に対する広報等

施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難指示等を発令する。

第42節 農地・農業用施設の応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、地震による被害を軽減するための措置を行うとともに、地震発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

② 県の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

③ 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

(3) 主な取組

ア 高さ15m以上の農業用ダム

(ア) 対象ダム

一級、二級、準用河川の高さ15m以上の農業用ダム（堤高15m未満のダムはため池緊急点検要領による）

(イ) 対象地震

ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計の地震動25gal以上又はダム地点周辺が震度4以上

(ウ) 点検内容

a 一次点検：目視による外観点検（3時間以内に報告）

b 二次点検：詳細な外観点検と計測点検（24時間以内に報告）

(エ) 報告方法

管理者はあらかじめ定められた連絡体制に基づき報告

イ 防災重点農業用ため池等

(ア) 対象ため池

防災重点農業用ため池及び高さ 15m以上の農業用貯水施設のうち、近代的技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程が定められているもの

(イ) 対象地震

堤高 15m以上は、ため池地点周辺が震度 4 以上（堤高 15m未満は、震度 5 弱以上）

(ウ) 緊急点検内容

目視による外観点検（24 時間以内に報告）

(エ) 報告方法

市町村は原則としてため池防災支援システムにより報告

② 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

ア 県管理施設の頭首工及び排水機場は、震度 5 弱以上になった場合に緊急点検を行い、24 時間以内に関係機関に報告を行う。

イ 県管理施設以外の頭首工及び排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度 5 弱以上になった場合に臨時点検を行い、24 時間以内に関係機関に報告を行う。

③ 施設管理者は、緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、震災後 6 時間以内に二次災害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設においては、震災後 24 時間以内に応急復旧を行う。

④ 施設の被災により市民等へ被害が及ぶおそれがある場合は、避難の指示及び避難誘導を実施する。

(4) 要配慮者への配慮

避難行動要支援者の住家や利用が想定される施設に近接する農業用施設等の応急対策に当たっては、優先して行うよう努める。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期では、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

■ 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

↓

■ 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

↓

■ 浸水区域における応急排水対策の実施

↓

■ 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

3 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

施設管理者は、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。

危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。

また、二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

施設管理者は、専門技術者等を活用して、管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。

また、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じ、災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

施設管理者は、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプにより排水対策を行う。また資機材が不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼する。

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

施設管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。

通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

第43節 農林水産業応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等のへい死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

(2) それぞれの責務

① 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

ア 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

イ 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

ウ 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

② 関係団体の責務

被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農林水産業被害の取りまとめに協力するとともに二次災害発生の発生防止等の応急措置を講ずる。

③ 市の責務

ア 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、上越地域振興局等に報告する。

イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

ウ 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

④ 県の責務

ア 上越地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

イ 上越地域振興局等は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

ウ 県は、農林水産物及び農林水産業用施設等の被害（地域・面積も含め）を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

第2章 災害応急対策計画

第43節 農林水産業応急対策

(3) 主な取組

- ① 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
- ② 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導及び指示を行う。
- ③ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、避難行動要支援者に配慮した避難誘導を行う。

(5) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 業務の体系

■ 被害状況の把握

↓

■ 二次災害の防止

↓

■ 応急対策

3 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

① 被害状況の把握

市は、農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、上越地域振興局に報告する。

上越地域振興局は、市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。

県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

② 二次災害の防止

農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 農薬の漏出防止措置

③ 応急対策

市及び上越地域振興局は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防のための措置
- イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保
- カ 農業用施設の応急工事等の措置

県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設への対応

① 被害状況の把握

農業協同組合や農業共済組合は、市等と連絡をとりながら家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。

県は、市等の協力を得ながら、上越地域振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。現地調査が困難な場合は、他地域から支援を受ける。

② 二次災害の防止

市は、家畜飼養者の被害状況を調査し、上越地域振興局に報告するとともに、二次災害防止対策を家畜飼養者、農業協同組合等に指示する。

③ 応急対策

市は、県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。

ア 死亡・廃用家畜の処理

- (ア) 死亡家畜の受入れ体制確保
- (イ) 死亡家畜の埋却許可
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査
- (エ) 家畜廃用認定
- (オ) 家畜緊急輸送

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置

- (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保

ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給

- (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請
- (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請

第2章 災害応急対策計画
第43節 農林水産業応急対策

(3) 林産物及び林産施設への対応

① 被害状況の把握

ア 生産者等

- (ア) 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。
- (イ) 近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。

イ 関係団体

- (ア) 市、上越地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
- (イ) 市、上越地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。

ウ 市

- (ア) 上越地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
- (イ) 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。

エ 上越地域振興局

- (ア) 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。
- (イ) 市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。

オ 県

- (ア) 上越地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。
- (イ) 必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。

② 二次災害の防止

ア 生産者、関係団体等

市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。

イ 市

緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。

- (ア) 倒木等の除去
- (イ) 林業等関係施設の倒壊防止措置
- (ウ) 燃料、ガス等漏出防止措置

ウ 県、上越地域振興局

市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。

③ 応急対策

ア 生産者、関係団体

林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。

イ 市、上越地域振興局

相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

- (ア) 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置
- (イ) 病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

ウ 県

必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

① 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県に報告する。

県は、市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行い、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。

② 二次災害の防止

ア 市

- (ア) 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- (イ) 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。
- (ウ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。
- (エ) 水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。
 - a 余震等による施設の倒壊防止策
 - b 燃料・餌料等の漏出防止措置
 - c 水産用医薬品等の漏出防止策

イ 県

油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。

③ 応急対策

ア 市

- (ア) 漁業無線を利用し、就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- (イ) 冷凍・冷蔵水産物の受入れ先の確保及び移送については必要な措置を行うとともに、養殖水産物移送に必要な措置を行う。
- (ウ) 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。

イ 県

- (ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。
- (イ) 施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第44節 商工業応急対策

担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時における商工業にかかる事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

② 商工団体の責務

ア 会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

③ 市の責務

ア 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

イ 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

④ 県の責務

ア 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

イ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

ウ 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

エ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

オ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

カ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

キ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

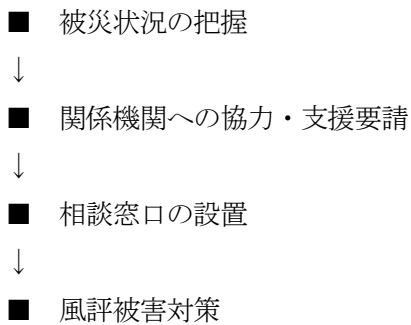
※ オ～キは被災状況により対応

(3) 主な取組

① 市は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

② 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

2 業務の体系



3 業務の内容

- (1) 被災状況の把握
市は、商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を調査するとともに、県に報告する。
- (2) 関係機関への協力・支援要請
市及び県は、被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。
- (3) 相談窓口の設置
市及び県は、被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。
- (4) 風評被害対策
市及び県は、被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。

第45節 文化財等応急対策

担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時、文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

(2) それぞれの責務

① 市民の役割

文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、文化財所有者等と確認を取り合いながら、危険のない範囲で被災文化財の保護・救出活動に当たる。

③ 文化財所有者等

文化財所有者等、防災管理者、自衛消防隊は、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

④ 市の責務

ア 指定文化財への対策

(ア) 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、文化財所有者等に対する指導・助言の仲立ちをする。

(イ) 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて文化財所有者等からの相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

⑤ 県の責務

ア 指定文化財等への対策

(ア) 国及び県指定文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国、関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

(イ) 市指定文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

(3) 主な取組

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者等や地域住民等の協力を得て、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

(4) 積雪期の対応

被災した文化財が積雪によりさらに損傷することも予想されるため、事前に対応方法等を確認しておく。

2 業務の体系

■ 文化財の応急対策

↓

■ 文化財の種別毎の対策

3 業務の内容

(1) 文化財の応急対策

- ① 文化財所有者等は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- ② 文化財所有者等は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないような必要措置をとる。
- ③ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- ④ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者等は、余震等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品及び有形民俗文化財

文化財所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・

修復に備える。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、余震等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第46節 障害物処理対策

担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震あるいは津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する輸送路等を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

ウ 被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国、県の関係出先機関及び自衛隊等との連絡体制を強化する。

② 県の責務

ア 県は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

ウ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路㈱）

ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、道路啓開計画の対象路線（以下「啓開計画路線」という。）については、最優先に実施する。

イ あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、各警察署の協力を得て排除する。

第2章 災害応急対策計画

第46節 障害物処理対策

エ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

④ 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国、県、市）

ア 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市に情報を提供するとともに、可能な限り障害物を除去する。

イ 上越海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を市に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 主な取組

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から3時間以内
啓開計画路線の障害物の除去	地震発生から24時間以内～72時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から24時間以内

(4) 要配慮者への配慮

避難路が障害物により寸断されるなど、避難行動要支援者の避難に支障がでることを想定し、除去計画を策定する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たる。

2 業務の体系

■ 被災地における障害物の情報収集

↓

■ 啓開計画路線上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

3 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

市は、市管理区域の道路、管理する漁港の航路等の障害物の状況を調査し、県災対本部に報告する。

(2) 啓開計画路線の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

市は、市管理区域の道路の障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた啓開計画路線については、最優先に実施する。

また市は、管理する漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる

場合には、可能な限り障害物を除去する。

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

4 災害時の障害物の集積場所、建物関係障害物の除去

災害時の障害物の集積場所（仮置場、処理施設）等、建物関係障害物の除去については、上越市一般廃棄物処理基本計画（災害時処理計画）で定める。

焼却施設

施設名	所在地
上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地

仮置場配置の基本的な考え方（分類）

	緊急仮置場	一次仮置場	二次仮置場
規模等	・規模：小 ・主な稼働設備：運搬車両（必要に応じてバックホウ等の重機） ・設置・運営主体：市	・規模：中～大 ・主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む） ・設置・運営主体：市	・規模：大 ・主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）、破碎・選別機、ベルトコンベヤ、仮設焼却炉 ・設置・運営主体：市または県
役割	・車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場の適切な設営を補助するために設置します。 ・発災初期において、できるだけすみやかに被災地区に近い場所に配置し、被災した住民（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができます。 ・発災後数か月間に限定して受け入れます。	・災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を担います。 ・緊急仮置場や発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別します。	・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。 ・災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もあります。 ・災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場の設置・運営を新潟県、国に要請することを検討します。
搬入・分別の基本方針	・搬入時に、各廃棄物の貯留ヤードに分別して荷下ろしすることを基本とします。 ・原則として可燃物、不燃物、家電（家電リサイクル対象品目、PC等の小型家電、その他）、量、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（ボンベ、蛍光灯等）に分別します。 ※家電リサイクル法対象品目については、原則自己処理とするが、処理費用について国庫補助等の対象となる場合のみ受け付けます。	・解体撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れます。 ・損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入します。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物） ・搬入された災害廃棄物は、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）と不燃系混合物に分別します。 ・個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行います。	・緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れます。 ・各仮置場で分別された混合系廃棄物（可燃系・不燃系）を搬入し、破碎処理、選別処理を行います。 ・民間処理施設で柱材・角材、コンクリートがらの処理が困難な場合は、一次仮置場から搬入し、破碎処理を行います。

出所：「上越市一般廃棄物処理基本計画」

第47節 ボランティア受入れ

担当：ボランティア班、情報収集・統括班

1 計画の方針

(1) 基本方針

上越市社会福祉協議会は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。また、災害ボランティアセンターと県支援センターで活動調整を行う。

なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

(2) それぞれの責務

① 災害ボランティアセンター

災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、市と上越市社会福祉協議会が協議し、災害ボランティアセンターを設置する

ア 災害ボランティアセンターの責務

- (ア) 災害ボランティアセンターの運営、被災住民のニーズに係るボランティアニーズの把握を行う。
- (イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- (ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ・登録及びコーディネートを行う。
- (エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
- (オ) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

イ 市の責務

- (ア) 災害ボランティアセンターを支援し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- (イ) 災害ボランティアセンターに職員を派遣し、ボランティアセンターの運営を支援する。
- (ウ) 市災害対策本部は、災害ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、被災者のニーズや支援活動の情報を共有する場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
- (エ) ボランティア活動に必要な情報を提供する。

ウ 上越市社会福祉協議会の責務

- (ア) 災害ボランティアセンターを運営する。
- (イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行い、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

第2章 災害応急対策計画

第47節 ボランティア受入れ

② 新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）

災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、県と新潟県社会福祉協議会が協議し、県支援センターを、新潟ユニゾンプラザに設置する。

ア 県支援センターの責務

災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援などを行う。

イ 県の責務

(ア) 県支援センターを支援し、市町村支災害対策本部との情報共有を図る。

(イ) 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

ウ 新潟県社会福祉協議会の責務

(ア) 県支援センターの運営を統括する。

(イ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

(3) 主な取組

災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。

発災後 3 時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置
〃 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃 12 時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣
〃 24 時間以内	災害ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 業務の体系

■ 災害ボランティアセンターの設置

↓

■ 災害ボランティアセンターの運営

3 業務の内容

(1) 災害ボランティアセンターの設置

① 上越市社会福祉協議会は市等と協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

② 上越市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター運営に係る資機材を準備する。

③ 市は、災害ボランティアセンター運営に係る資機材が不足した場合、上越市社会福祉協議会と協議して必要な資機材を提供する。

(2) ボランティアセンターの運営

① 上越市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターに職員を派遣し主体となって運営するとともに、運営に係る統括及び資金管理を行う。

- ② 市は、災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援する。
- ③ 県支援センターは、災害ボランティアセンターの運営に係る資機材調達を支援する。

第48節 義援金の受入れ・配分

担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班

1 義援金の受入れ・配分

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

2 業務の体系

- 義援金受入れの周知 受入口座の設定・周知
↓
- 義援金の受入れ及び保管 現金領収及び金融機関口座での受入れ
↓
- 義援金の配分 配分委員会の開催及び義援金の配分

3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ① 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- ② 受入れ窓口

(2) 義援金の受入れ、保管

市は、次により義援金を受け入れる。

- ① 受入れ窓口は、金融機関及び市役所木田庁舎及び各総合事務所とする。
- ② 直接受領した義援金は、寄託者等へ領収書を発行し、歳入歳出外現金として取り扱う。
- ③ 全ての義援金は、歳入歳出外現金として管理する。

(3) 義援金の配分

① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

② 義援金配分委員会の選任

義援金配分委員会の委員は、上越市社会福祉協議会、上越市町内会長連絡協議会及び上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会等から選任する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法を定めた配分計画を決定する。

④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金

の配分を行う。

⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

第49節 義援物資対策

担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信するとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。また、民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 避難所の配置職員等により、物資のニーズを逐次把握するとともに、物資の適切な集積拠点を確保する。

イ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

ウ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。

② 県の責務

ア 市町村の物資のニーズ等を集約し、被災地ニーズに合った物資支援が可能となるよう努める。

イ 県ホームページ、報道機関等を通じて、発災6時間後には、被災地ニーズに関する情報を全国へ発信する。

(3) 主な取組

① 被災地ニーズに沿った物資を的確に把握する。

② 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらう。

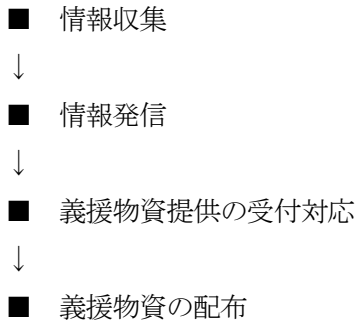
(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者のニーズを把握し、要配慮者世帯を優先して義援物資を配分する。

(5) 積雪期の対応

義援物資の受入れに当たっては、積雪や寒さ対策等のニーズを考慮した物資を優先して全国に呼びかける。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 情報収集

最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量、配送等にかかる道路・交通情報の把握等の情報収集を行う。

(2) 情報発信

次のような情報を被災地内外に対し、ホームページや報道機関を通じて発信する。

- ① 被災地ニーズ
- ② 被災地状況
- ③ 県、市の受入れ方針等

(3) 義援物資提供の受付対応

被災地が必要としているものの必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。

(4) 義援物資の配布

市は、必要な物資の被災地ニーズを逐次把握し、受入物資を配布する。

県は、被災地ニーズを踏まえ、配布先の調整等を行う。また、物資の輸送については、県トラック協会に依頼する。

第50節 住宅応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

イ 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

ウ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

エ 市営住宅の空室を仮住宅として提供する。

オ 仮設住宅等の居住者による町内会組織の確立及び運営管理に対し市は支援を行う。

② 県の責務

ア 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

イ 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

ウ 県営住宅の空室を仮住宅として提供する。

エ 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(3) 主な取組

市及び県は、応急仮設住宅の供与等を実施し、指定避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。

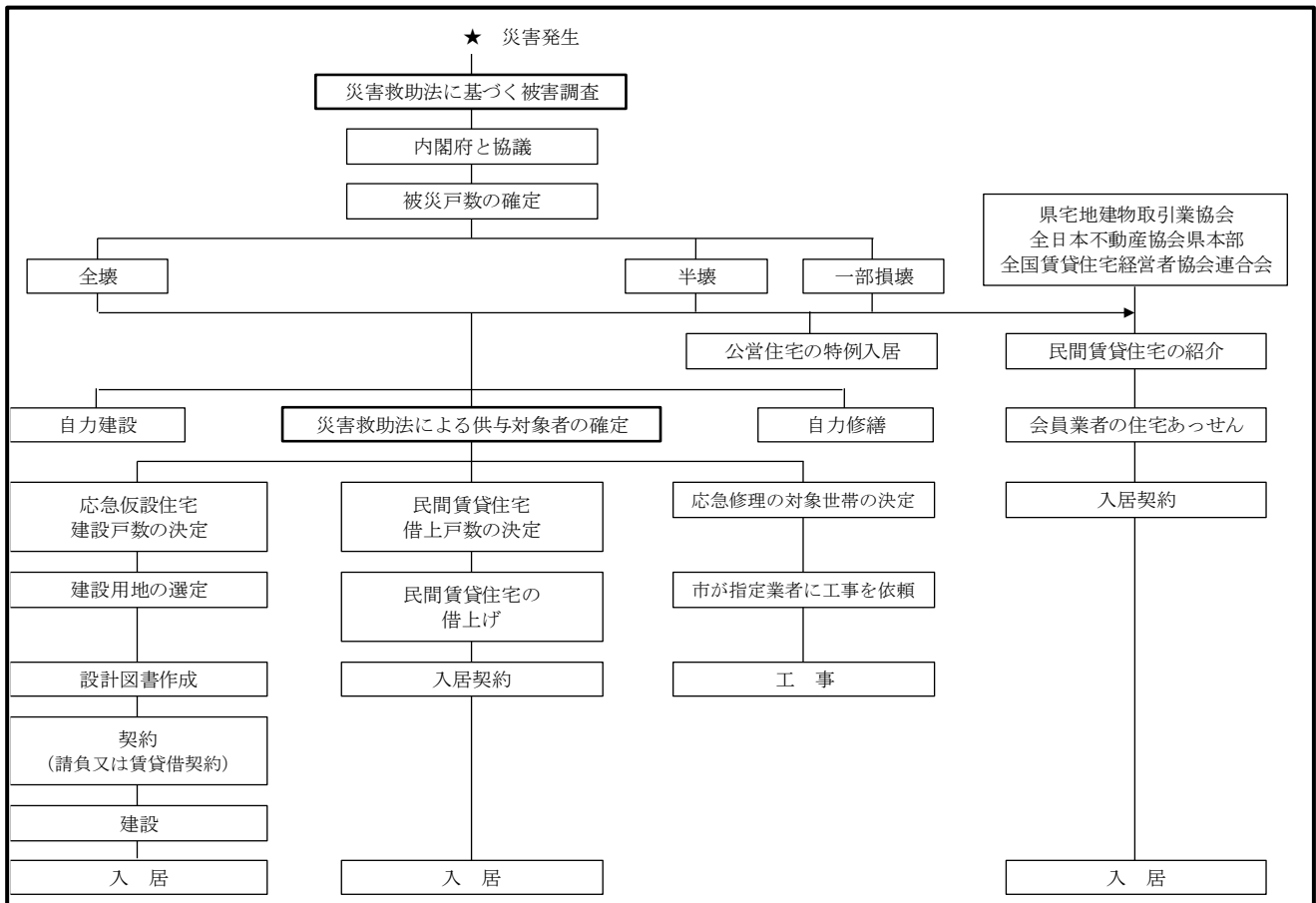
(5) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制等に努める。

(6) 広域避難時の対応

広域避難を行った場合は、県、受け入れ先都道府県及び市町村と連携し、応急仮設住宅の供与等を実施する。

2 住宅応急対策フロー図



3 業務の体系

- 被災住宅調査
- ↓
- 応急仮設住宅の供与
- ↓
- 被災住宅の応急修理の実施
- ↓
- 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用
- ↓
- 民間賃貸住宅の紹介・斡旋
- ↓
- 住宅建設資材の斡旋

4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途）

- ① 住宅及び宅地の被害状況
- ② 被災地における市民の動向
- ③ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

(2) 応急仮設住宅の供与

① 建設による供与

ア 建設の方針

(ア) 建設用地の選定

建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。

(イ) 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号、以下「県法施行規則」という。）による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。

建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。

(ウ) 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。

応急仮設住宅の供与は、災害発生から2か月以内を目途とする。

(エ) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

イ 応急仮設住宅の建設方法（県）

(ア) 知事は、協定を締結した建設業関係団体等のあつせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。

(イ) 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

ウ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

エ 入居者の選定及び管理（市）

応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

(ア) 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない高齢者、障害者、病弱者等又はこれに準ずる者

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

(ウ) 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、ペットの受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

② 民間賃貸住宅借上げによる供与（県）

被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。

入居要件・供与期間は、建設型に準じる。

(3) 被災住宅の応急修理の実施

① 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
- (イ) 半壊、又は大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、指定避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6か月）

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

② 応急修理の範囲

第2章 災害応急対策計画

第50節 住宅応急対策

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施する。

③ 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）に完了する。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長する。

⑤ 応急修理の手続

別紙住宅の応急修理の手続き及び流れを参照

⑥ 制度の周知

広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすく周知する。

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市、県）

① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。

② 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。

③ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページや報道機関等を通じ公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。

(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋（県）

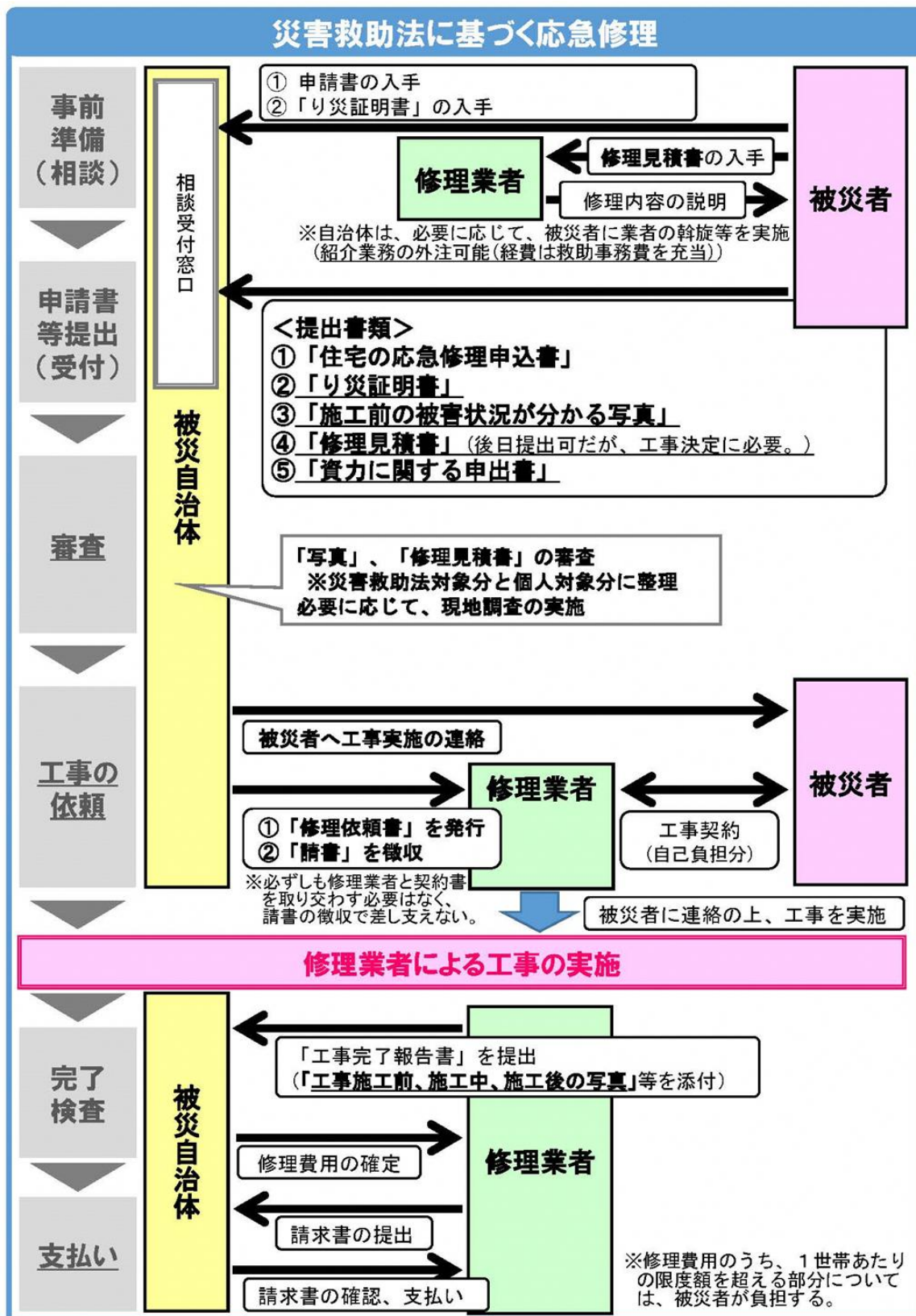
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。

(6) 住宅建設資材の斡旋（県）

新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入業者・卸業者に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋要請を行う。

別紙



第51節 災害救助法による救助

担当：情報収集・統括班、広報・記録班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

② 県の責務

県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市へ派遣する。

③ 日本赤十字社の責務

日本赤十字社は、県及び市が実施する救助に協力する。

(3) 主な取組

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期の対応

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

2 業務の体系

- 法の適用
- 法の適用基準
- 被害状況の判定基準
- 法の適用手続
- 法による救助の種類と市長による救助事務の実施
- 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等
- 強制権の発動
- 法が適用されない場合の救助

3 業務の内容

(1) 法の適用

- ① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第1条）
- ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
- ③ 市長は、上記②により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
- ④ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。（県法施行細則第3条）

(2) 法の適用基準

① 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

② 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、法施行令別表第1の世帯数以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

(3) 被害状況の判定基準

① 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又

は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼 $\times 1/2$) + (床上浸水等 $\times 1/3$) = 滅失世帯数

② 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの

(ア) 住家の損壊・焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

(ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 法の適用手続

① 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記(2)法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ（別紙様式）
- (エ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

② 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供若しくは要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記(2)に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するに当たり必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 知事は、法適用の公表に当たっては、内閣総理大臣と十分な調整を図る。

(5) 法による救助の種類と市長による救助事務の実施

① 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 （注）

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(注) キについては災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない

第2章 災害応急対策計画

第51節 災害救助法による救助

② 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第2項）

③ 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとすることは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ ①の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとみなす。

エ イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、知事はその事務の内容及び実施期間を通知する。

(6) 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

① 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については内閣総理大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める。（県法施行細則第5条）

② 特別基準

災害の種類又は態様、被災者の構成又は家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣（内閣府防災担当）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第9条）

③ 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成25年内閣府告示第288号）

④ 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録及び整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供に当たっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

(帳票様式省略)

(救助の種類)

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服寝具その他生活必需品の給与
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・死体の搜索
- ・障害物の除去

(情報提供事項)

- 箇所数、収容人員
- 設置戸数
- 箇所数、給食数、給食人員
- 対象人員
- 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
- 救出人員、行方不明者数
- 対象世帯数
- 小、中学別対象者数及び給与点数
- 死体処理数
- 対象世帯数

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

① 救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

② 救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

第2章 災害応急対策計画
第51節 災害救助法による救助

③ 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

(ア) 病院、診療所又は助産所

(イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

④ 公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び③の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤ 市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記①、②及び③の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を当該市町村長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第23条）

(8) 法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、「上越市災害救助条例（昭和46年上越市条例第4号）」に定めるところにより市が実施する。

この場合、市長は、新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当するときには、県知事に当該救助条例の適用について協議する。

① 上越市災害救助条例の適用基準

ア 次の表の左欄に定める各区域（当市の区域のうち地域自治区の置かれていない区域及び各地域自治区の区域）内の人口の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める世帯数以上の住家が滅失した場合

直近の国勢調査に基づく人口	世帯数
5,000 人未満	5
5,000 人以上 10,000 人未満	7
10,000 人以上 20,000 人未満	10
20,000 人以上 30,000 人未満	12
30,000 人以上 50,000 人未満	15
50,000 人以上 100,000 人未満	20
100,000 人以上	25

- イ 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合
- ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

市、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 業務の体系

■ 被災者のための相談・支援

↓

■ 罹災証明書の発行

↓

■ 雇用の安定

↓

■ 応急金融対策

↓

■ 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供

↓

■ 住宅対策

↓

■ 地震保険や共済制度の活用

↓

■ 租税の特例措置

↓

■ 公共料金等の特例措置

↓

■ 市民等への制度の周知

3 業務の内容

(1) 被災者のための相談、支援

市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援

を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

① 相談窓口の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、指定避難所及び市役所その他適切な場所に、できる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

② 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

③ 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、他の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

④ 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、国及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

オ 国（総務省）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

⑤ 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(3) 雇用の安定

① 特別相談窓口等の設置

上越公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

② 被災者の雇用促進

上越公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

上越公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向けない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下、「激甚災害法」という。）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2/3、中小企業 3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

(4) 応急金融対策

① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

⑤ 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、③及び④に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供

① 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

② 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

① 住宅復旧のための木材調達

市は、市内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ県に対して製材品の供給要請を行う。

② 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災

害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

(7) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県はそれらの制度の普及促進に努める。

(8) 租税の特例措置

① 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法（昭和25年法律第226号）又は上越市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

(ア) 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- a 災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。
- b その他の場合、納税者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(ウ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

a 個人市民税

納税者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

b 固定資産税及び都市計画税

納税者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

c 軽自動車税

納税者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

d 特別土地保有税

納税者の所有に係る土地の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 国民健康保険税

納税者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 介護保険料

納付者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

エ 保育料

納付者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

② 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(9) 公共料金等の特例措置

① 郵便業務

ア 被災世帯に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

支店長が決定する

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便（株）信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

（ア） 日本郵便（株）信越支社長が決定する。

（イ） 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会にあてた小包又は現金書留に限る。

（ウ） 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

② 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずることがある。

ア 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免

避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

③ 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認

可が必要。（以下は過去の例）

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

④ ガス事業

ガス事業者が被害 状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

(10) 市民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

① 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

② 防災行政無線（戸別受信機を含む）、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等

③ 広報車、広報紙、チラシ等

④ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

4 災害復旧支援本部による復旧支援体制

市域において建物被害を中心とした多数の被害が発生していながらも、まち並みは維持され、個々の対策により復旧が可能であると判断される場合には、横断的な組織により被災した市民の復旧支援を進める。

(1) 組織・体制の整備

① 災害復旧支援本部の設置

市長が必要であると判断した場合、災害対策本部から被災者復旧支援に重点を置いた災害復旧支援本部へ移行し、災害復旧支援の推進を図る。

② 災害復旧支援本部の組織等

災害対策本部組織体制を基本とし、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、防災危機管理部長を長とする事務局を危機管理課内におく。

(2) 復旧支援方針の策定

市は、早期復旧に向け、被災の状況、地域の特性及び被災市民の意向を勘案しながら、関係機関との調整を図り、災害支援の基本方針を検討し定める。

5 復旧支援業務の進め方

平成19年新潟県中越沖地震における当市の復旧支援体制及び取組み方法を基にした例示

(1) 被災者支援会議の設置及び目的

- ① 各種支援制度の所管各課及び関係区総合事務所により、実務を推進、管理する組織を設け、庁内連携と被災者の視点に立った総合的な支援体制を確立する。
- ② 個別対応の充実を図り、一日も早い被災者の復旧を促す。
- ③ 支援のもれや遅れが生じないよう実施状況を把握し、継続的な取組を行う。

(2) 被災者支援班の編成

被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う支援班を編成して地区を分担する。

- ① 各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で編成し、被災者を戸別訪問（又は被災者が来庁・相談）し、被災者情報の管理を行う。
- ② 各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。
- ③ 支援の実施状況等について、その都度被災世帯カルテのデータを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。

(3) 被災世帯カルテの作成

① 第一次データの整理

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（世帯）を抽出し、個別の台帳を作成する。

【抽出基準】

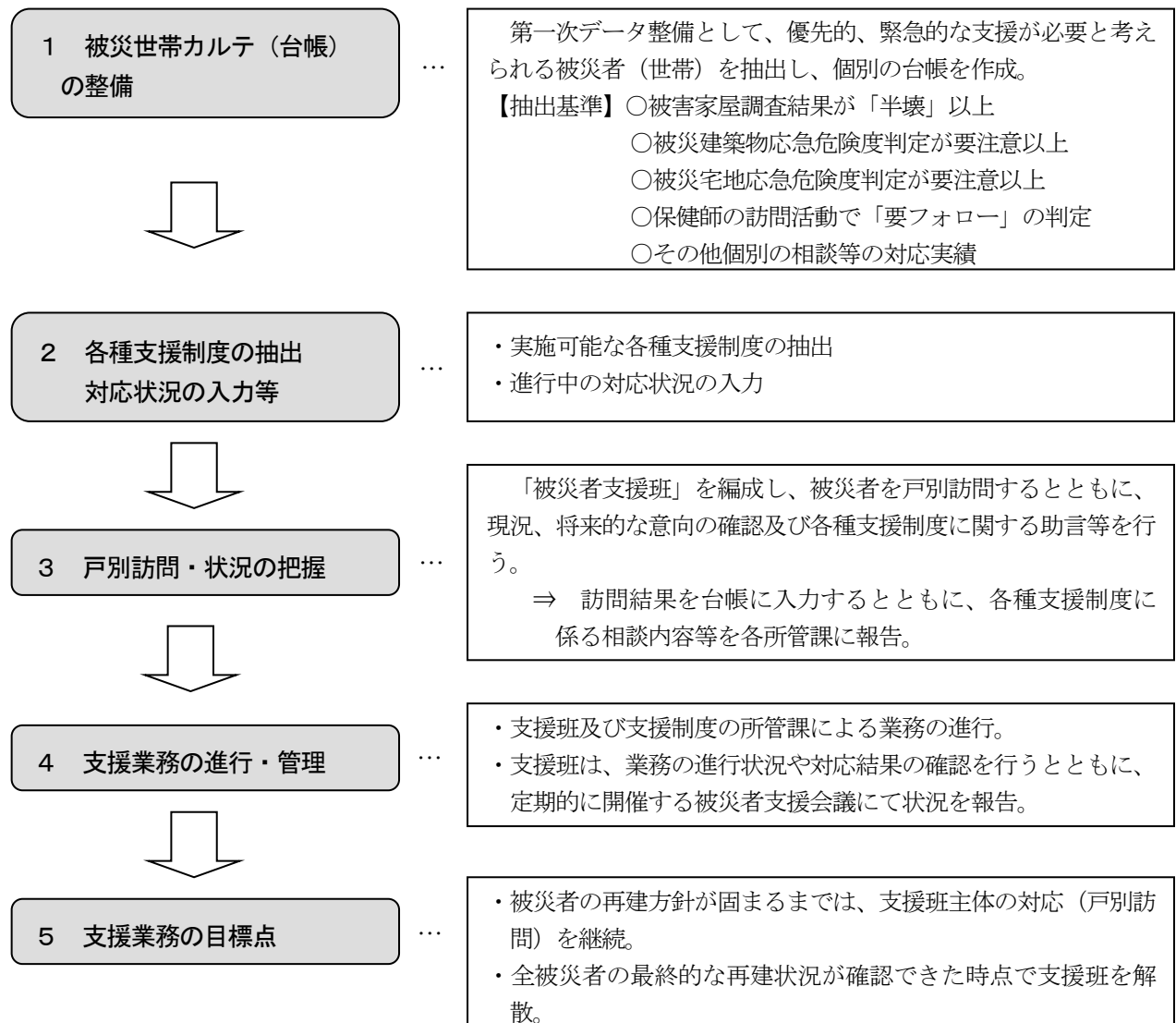
- 被害家屋調査結果が「半壊」以上 ○被災建築物応急危険度判定が要注意以上
- 被災宅地応急危険度判定が要注意以上 ○保健師の訪問活動で「要フォロー」判定
- その他個別の相談、苦情等の対応実績

被災世帯カルテの主な記載項目
○世帯主名、住所、家族（氏名、生年月日、所得、収入） ○家屋の状況（所有、形態、建築・増築年月日） ○住家の被災状況（家屋調査判定結果、被災建築物応急危険度判定結果、被災宅地危険度判定結果） ○当面の対応（居住先、再建計画） ○利用可能な各種支援制度及び利用状況 ○見舞金、義援金等の実績

② 第二次データの整備（一部損壊世帯）について

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（第1次）への対応と並行して、その他の被災者（一部損壊世帯）の台帳整備を進め、復興基金事業の推進等に活用する。

○ 支援業務の進め方フロー



第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

被災者支援会議の構成課・区

- 支援制度及び相談窓口の担当課並びに半壊以上の住家被害を有する区から構成する。
- 会議の構成課は、部局内他課と連携を図り、各種支援制度の掘り起こしや調整等を行う。
- その他の課・区については、必要に応じて適宜参画する。

課・区		被災者への支援	
		市民周知済（チラシ、新聞等）	その他想定されるもの（基金等）
防災危機管理部 (本部事務局)		・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度	
総合政策部	地域政策課		・中山間地型復興住宅支援【基金】
	区総合事務所	・支援窓口	
環境部	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助	
総務部	広報対話課	・被災者への広報	
財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談（納期限の延長、減免、雑損控除）	
	収納課	・被害調査 ・税相談（徴収猶予）	
都市整備部	都市整備課	・宅地危険度判定	・被災住宅復旧支援【基金】
	建築住宅課	・応急危険度判定 ・住宅相談、市営住宅の斡旋	・被災者住宅復興資金利子補給【基金】 ・民間賃貸受託入居支援【基金】
健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金	・親族等住宅同居支援【基金】
	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免	・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援
	健康づくり推進課	・こころのケア ・健康相談	
	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免	
こども・子育て部	こども家庭センター	・妊産婦・子ども医療費の補助 ・児童扶養手当の特例支給及び特別措置 ・ひとり親医療費の特例給付	・児童扶養手当の特別措置 ・母子寡婦福祉資金貸付金利子補給【基金】
	幼児保育課	・保育料の減免 ・保育園バス運行分担金の減免	
産業部	産業政策課	・融資制度、相談	・被災者特別訓練受講手当【基金】
水産部 農林	農林水産整備課	・施設復旧の原材料支給 ・機械借上支援制度	
委員会 教育	学校教育課	・学用品の供与 ・奨学金の貸付の返還猶予	
水道局 ガス	総務課	・臨時ガス工事費の免除 ・ガス基本料金の免除	

本部事務局ほか 18 課及び区総合事務所

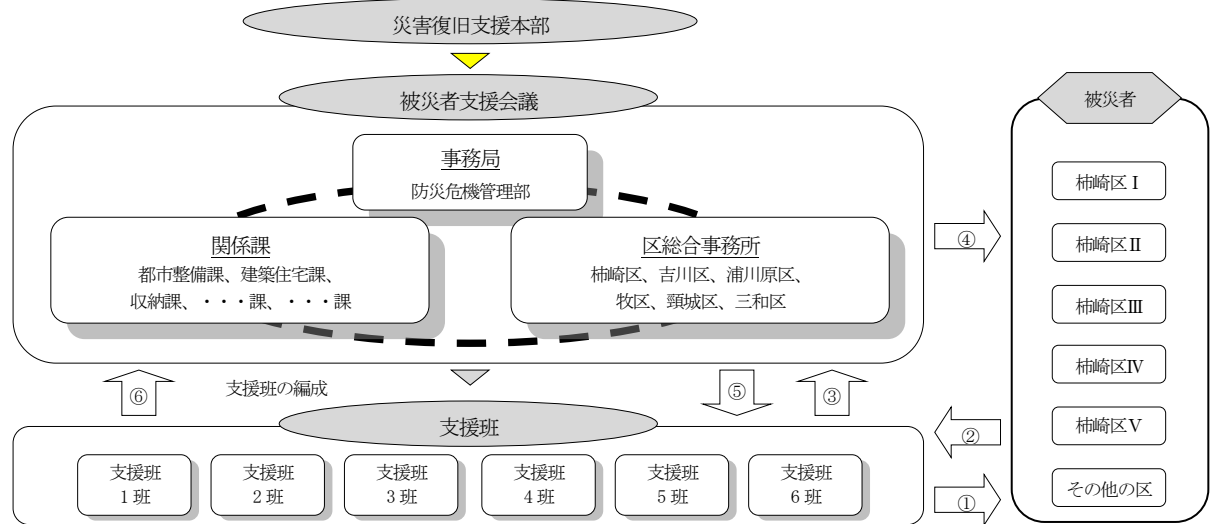
被災者支援班の設置

- 被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う「支援班」を6班編成して地区を分担する。
- 各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で構成し、被災者を戸別訪問（又は被災者来庁・面談）し、被災者情報の管理を行う。
- 各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。
- 支援の実施状況等について、その都度台帳データを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。

【支援班の編成】

班				1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班
担当地区				柿崎Ⅰ	柿崎Ⅱ	柿崎Ⅲ	柿崎Ⅳ	柿崎Ⅴ	その他の区
職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	防災危機管理部	防災危機管理部	防災危機管理部	該当区 総務・地域振興 G
		職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度						
	住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 G (建築)
		職務	宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定						
	保健師	所属	健康福祉部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	該当区 福祉 G
		職務	・健康相談 ・こころのケア						

【支援体系】



＜業務フロー＞

- ① 定期的に被災者の戸別訪問を行い、各種支援制度に関する助言、健康面の相談・ケア等の実施
- ② 被災者の将来的な意向、現況の把握
- ③ 各種支援制度に関する被災者の意向や相談内容等を台帳に入力するとともに各所管課に報告
- ④ 各所管課において、支援制度の具体的な説明や助言、申請手続等の実施
- ⑤ 対応結果、進行状況を台帳に入力するとともに、支援班に報告
- ⑥ 支援班は、支援業務の進行状況や課題等について、定期的に開催する被災者支援会議で報告

第2節 融資・貸付その他資金等による支援

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市
	(3) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市
	(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市
貸付	(5) 生活福祉資金 ア 福祉費 (災害臨時経費) イ 福祉費 (住宅改修等経費)	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)
	(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	上越地域振興局健康福祉環境部
	(7) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(8) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関
	(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	(10) 日本政策金融公庫資金 (農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会

3 資金等の説明

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

(4) 災害援護資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

(6) 母子父子寡婦福祉資金

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

※ 特例措置

- 母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。

- 母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収

支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。

- 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。

① 事業開始資金

15,000 円以上 30,000 円未満	6 か月
30,000 円以上	1 年

② 事業継続資金・住宅資金

15,000 円以上 30,000 円未満	6 か月
30,000 円以上 45,000 円未満	1 年
45,000 円以上	1 年 6 か月

- 母子父子寡婦福祉資金の所得制限適用除外

災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等の

第3章 災害復旧・復興計画

第2節 融資・貸付その他資金等による支援

ない寡婦であっても、所得制限を適用しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(11) 中小企業融資等

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- ② 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- ③ 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- ④ 中小企業向け市制度融資について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- ⑤ 被害の状況に応じ特に必要であると認めた時には、信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

4 制度の市民への広報

市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

① 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等の作成及び配布やインターネットを活用した広報媒体による周知（市個別制度の周知及び県等の支援制度）

② 県災害対策本部が実施するもの

ア 広報紙・チラシ等の作成及び配布

イ 新聞紙面による周知

ウ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

③ 金融機関等

広報紙・チラシ等による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

市は、上越ケーブルビジョン㈱を通じ、各種制度について市民に広報する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

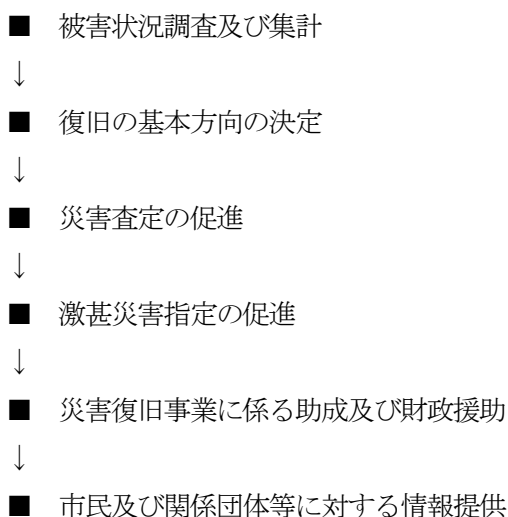
1 計画の方針

公共施設等の地震による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代理制度による支援を要請する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被害状況調査及び集計

① 被害状況の調査

災害により被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、市に報告する。

② 被害状況の集計

市は、被害報告を受けた場合は速やかに県に集計結果を報告する。

③ 被害状況総合集計

市は、市全体の被害状況の集計を行い、県に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(2) 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又はより災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が連携して復興計画を策定する。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の被災防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 災害査定の促進

市は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県及び関係機関と協議しながら査定計画を立て、査定を速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(4) 激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

① 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

② 県関係部局は、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(5) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

① 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国から助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

② 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講じる。

(6) 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

(7) 暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急を実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 業務の体系

■ 復興基本方向及び復興計画の作成

↓

■ 防災まちづくり

↓

■ 都市復興対策の手順

3 業務の内容

(1) 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

① 組織・体制の整備

ア 災害復興対策本部の設置

市域において、大規模災害により壊滅的な被害を受けた場合、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として災害復興対策本部を設置する。

イ 災害復興対策本部の組織等

災害復興対策本部の組織・業務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、災害復興対策本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。また、防災危機管理部長を長とする事務局を危機管理課内におく。

構 成 員		業 務 分 掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する
副本部長	副市長、教育長、ガス水道事業管理者、教育次長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する
本部員	部長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する

ウ 復興計画検討委員会の設置

復興計画作成のため、職員、有識者、専門家及び市民等により構成する復興計画検討委員会を設置する。

エ 国や自治体への協力要請

復興対策の遂行に当たり、必要に応じ国や他の自治体からの派遣職員等の協力を求める。

他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

② 復興基本方向の決定

復興計画検討委員会は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・災害復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

③ 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改編、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため市及び県は復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市町村間の連携、国県との連携）を行う。

なお、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、

第3章 災害復旧・復興計画

第4節 災害復興対策

職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを努める。

復興計画作成に当たり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

④ 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

⑤ 計画策定に当たっての留意事項

ア 市民が自らの地域は自ら守り創造していくという取組が重要であり、市は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

イ 復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

ウ 過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

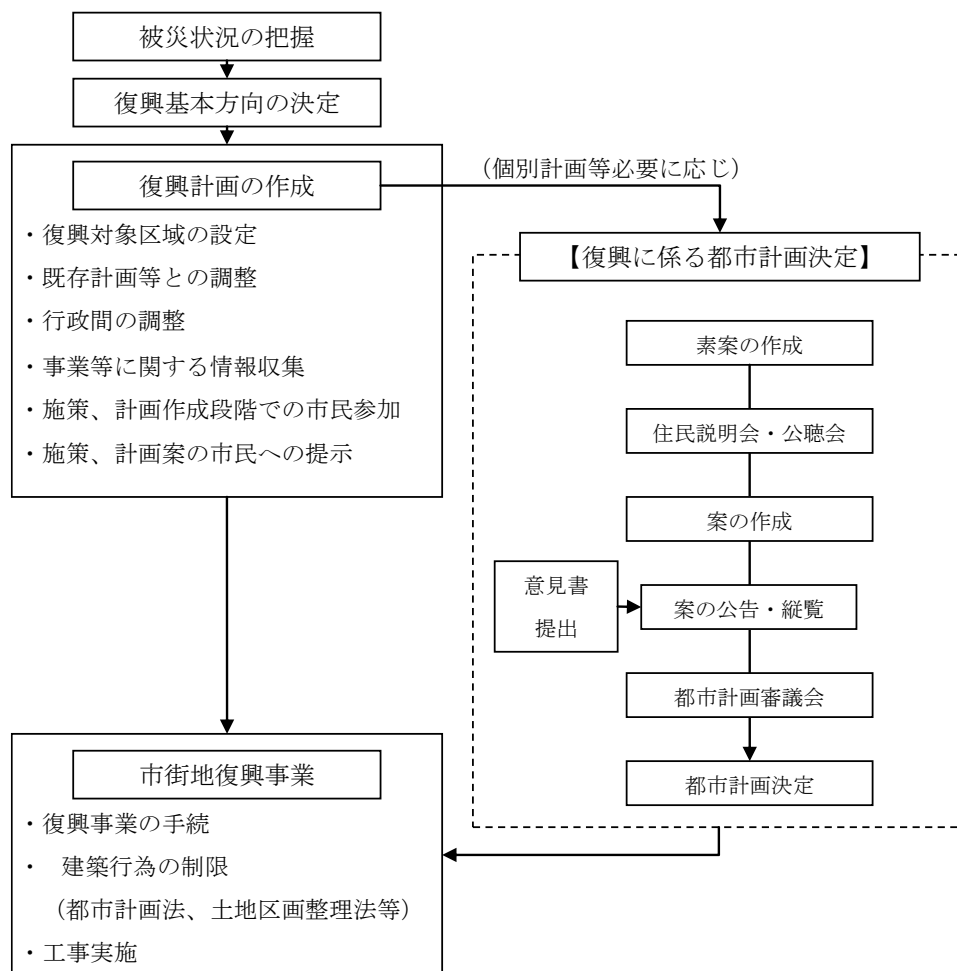
市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、市民に対して提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 都市復興対策の手順



上越市地域防災計画 地震災害対策編

令和 8 年 月修正

編集・発行 上 越 市 防 災 会 議

(事務局 上越市防災危機管理部市民安全課)

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

T E L 025-520-5660 (直通)

F A X 025-526-5061 (直通)

E-mail shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp